

令和3年第5回国頭村議会定例会会議録目次

議会会議結果概要	1
会期日程及び処理結果	2
議会議員出席状況	3
○第1号（6月11日）	5
開 会	7
日程第1．会議録署名議員の指名	7
2．会期の決定	7
3．諸般の報告	7
4．行政報告	7
5．議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号）	8
6．議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	12
7．議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	13
8．議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について	14
散 会	16
○第2号（6月16日）	17
開 議	19
日程第1．一般質問	19
① 知花正寛 議員	19
② 宮城千賀子 議員	30
③ 山城弘一 議員	37
④ 与儀一人 議員	49
散 会	60
○第3号（6月17日）	61
開 議	63
日程第1．一般質問	63
① 渡口直樹 議員	63
② 山川安雄 議員	75
③ 山城正和 議員	88
散 会	100

○第4号（ 6月18日）	-----	101
開 議	-----	103
日程第1. 議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号）	質疑 -----	103
	討論 -----	118
	採決 -----	118
2. 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑 -----	118
	討論 -----	119
	採決 -----	119
3. 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	質疑 -----	119
	討論 -----	119
	採決 -----	119
4. 議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について	質疑 -----	120
	討論 -----	124
	採決 -----	124
5. 意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書	説明 -----	124
	質疑 -----	126
	討論 -----	126
	採決 -----	127
6. 決議案第4号 議員派遣の件	採決 -----	127
閉 会	-----	127
1. 陳情等一覧表	-----	129
2. 議長の公務報告書	-----	131
3. 村長の行政報告	-----	133
4. 議員派遣の件	-----	137
5. 議案等処理一覧表	-----	139

議会会議結果概要

令和3年第5回定例会

1、招集年月日 令和3年 6月11日

2、会 期 令和3年 6月11日
令和3年 6月18日 } 8日間

3、会議録署名議員 7番 宮 城 誠 8番 山 城 弘 一

4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖	福 祉 課 長 新 里 智
副 村 長 宮 城 明 正	住 民 課 長 金 城 由 美 子
教 育 長 宮 城 尚 志	経 済 課 長 田 場 盛 久
会 計 管 理 者 小 橋 川 安 広	建 設 課 長 知 念 武 裕
総 務 課 長 山 城 修	世 界 自 然 遺 産 推 進 室 長 知 花 博 正
企 画 商 工 観 光 課 長 與 儀 光 浩	教 育 課 長 宮 里 光
振 興 策 推 進 室 長 宮 里 幸 助	

5、職務のための出席者

事 務 局 長 新 垣 隆 雄 主 任 宮 城 愛 利 里

会期日程及び処理結果

自：令和3年 6月11日

8日間

至：令和3年 6月18日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
6月11日 (第1号)	金	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3		諸般の報告	
		4		行政報告	
		5	議案第32号	令和3年度国頭村一般会計補正予算(第3号)	説 明
		6	議案第33号	令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	説 明
		7	議案第34号	国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	説 明
		8	議案第35号	かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について	説 明
6月16日 (第2号)	水	1		一般質問 ① 知 花 正 寛 ② 宮 城 千 賀 子 ③ 山 城 弘 一 ④ 与 儀 一 人	
6月17日 (第3号)	木	1		一般質問 ① 渡 口 直 樹 ② 山 川 安 雄 ③ 山 城 正 和	
6月18日 (第4号)	金	1	議案第32号	令和3年度国頭村一般会計補正予算(第3号)	原案可決
		2	議案第33号	令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
		3	議案第34号	国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
		4	議案第35号	かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について	原案可決
		5	意見書案第2号	沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書	原案可決

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
6月18日 (第4号)	金	6	決議案第4号	議員派遣の件	決 定

議会議員出席状況

議 席 番 号 月 日	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番	7 番	8 番	9 番	10 番	計
6月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
6月16日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
6月17日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
6月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人

令和3年第5回国頭村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年6月11日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時 及び宣告	開会	6月11日 午前10時00分	議長	金城利光
	散会	6月11日 午前10時32分	議長	金城利光
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	山川安雄	6番	与儀一人
	2番	山城正和	7番	宮城誠
	3番	渡口直樹	8番	山城弘一
	4番	宮城千賀子	9番	知花正寛
	5番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	7番	宮城誠	8番	山城弘一
職務のため議場 に出席した者	事務局長	新垣隆雄	主任	宮城愛利里
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	金城由美子
	副村長	宮城明正	経済課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	知念武裕
	会計管理者	小橋川安広	世界自然遺産 推進室長	知花博正
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光 課長	与儀光浩		
	振興策推進 室長	宮里幸助		
福祉課長	新里智			

議 事 日 程	日 程 第 1 2 3 4 5 6 7 8	会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 行政報告 議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号） 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について 議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について
会 議 に 付 し た 事 件	1. 議案第32号 2. 議案第33号 3. 議案第34号 4. 議案第35号	説明 〃 〃 〃
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ **金城利光 議長** 皆さんおはようございます。ただいまから令和3年第5回国頭村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 宮城 誠議員、8番 山城弘一議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本定例会の会期は本日、令和3年6月11日から6月18日までの8日間と決定したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、令和3年6月11日から6月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情等一覧表のとおりになっております。陳情書等の写しを配付しております、各自お目通し願います。

〔陳情等一覧表 巻末に掲載〕

なお、受理番号7につきましては、議員発議で調整することとありますので、よろしく願いいたします。

次に議長の令和3年3月から5月までの公務の御報告を行います。

お手元に議長の公務報告書を配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔議長の公務報告書 巻末に掲載〕

次に、村長より入札結果公表の写し及び規則等の写しがお手元に配りましたとお送り送付されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告が、お手元に配りましたとお送り提出されております。各自お目通し願います。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、村長より報告第3号 令和2年度国頭村繰越明許費繰越計算書の報告についてが提出されております。各自お目通し願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありました。これを許します。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長** おはようございます。令和3年3月から5月までの主な内容について、御報告をいたします。

〔村長の行政報告 巻末に掲載〕

まず3月20日、沖縄県世界自然遺産普及啓発事業、図画コンクール表彰式が那覇空港でありました。国頭中学校から田場羽流さん、鈴木さくらさん、安波小学校 森岡花香さんが環境部長賞を受賞されました。

表彰された絵をラッピングした飛行機のお披露目式も行われました。

同月23日、ヘリオス酒造社長が来庁し、新庁舎落成記念に古酒のかめの寄贈の申出があり、後日、配達があり応接室に保管しております。また、与那の蔵をふるさと納税のお礼品として6月から活用させていただいております。

次、4月になります。4月8日、首里城再建で活用する県産材の候補に挙がっている学びの森にあるウラジロガシの確認に行きました。

同じく4月16日、初めてのフェンシングの合宿が総合体育館で実施され、歓迎と激励に行っていました。

次、5月お願いいたします。5月6日、第1回目の新型コロナワクチン接種会場の視察を行いました。

5月11日、高齢者ワクチン接種を8月までに終了する計画でありましたが、国から7月までに終了するよう要請があり、国頭診療所及び安田診療所へ協力をお願いに伺い了承をいただきました。

5月17日、マスコミ報道にありました辺野喜でのドリフト行為の件で名護警察署を含め、対応を協議いたしました。その他についてお目通しをお願いいたします。

○ **金城利光 議長** 以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長**

議案第32号

令和3年度国頭村一般会計補正予算

令和3年度国頭村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,459,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和3年6月11日 提出

国頭村長 知花 靖

なお、副村長が補足説明をいたします。

○ **金城利光 議長** 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ **宮城明正 副村長** 議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,060,000	37,219	2,097,219
	1 地方交付税	2,060,000	37,219	2,097,219
13 分担金及び負担金		6,026	△497	5,529
	1 負担金	6,026	△497	5,529
15 国庫支出金		517,666	89,959	607,625
	1 国庫負担金	166,509	1,116	167,625
	2 国庫補助金	350,155	88,843	438,998
16 県支出金		635,166	9,695	644,861
	1 県負担金	101,183	558	101,741
	2 県補助金	519,961	9,137	529,098
19 繰入金		299,460	2,563	302,023
	1 繰入金	299,460	2,563	302,023
21 諸収入		95,904	△5,307	90,597
	4 雑収入	80,562	△5,307	75,255
22 村債		369,600	11,100	380,700
	1 村債	369,600	11,100	380,700
歳入合計		5,315,223	144,732	5,459,955

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		67,207	221	67,428
	1 議会費	67,207	221	67,428
2 総務費		1,056,656	12,006	1,068,662
	1 総務管理費	971,399	△503	970,896
	2 徴税費	53,746	12,472	66,218
	3 戸籍住民基本台帳費	21,907	21	21,928
	5 統計調査費	383	16	399
3 民生費		688,398	15,182	703,580
	1 社会福祉費	599,841	15,041	614,882
	2 児童福祉費	88,224	141	88,365

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		466,937	1,764	468,701
	1 保健衛生費	351,796	1,764	353,560
6 農林水産業費		405,926	17,184	423,110
	1 農業費	227,113	16,181	243,294
	2 林業費	161,098	1,595	162,693
	3 水産業費	17,715	△592	17,123
7 商工費		541,609	75,173	616,782
	1 商工費	541,609	75,173	616,782
8 土木費		322,732	△6,137	316,595
	1 土木管理費	45,824	△6,550	39,274
	2 道路橋梁費	260,561	413	260,974
10 教育費		688,280	29,339	717,619
	1 教育総務費	194,346	29,521	223,867
	3 中学校費	54,261	19	54,280
	5 社会教育費	53,032	25	53,057
	6 保健体育費	84,415	△850	83,565
	7 認定こども園費	223,068	624	223,692
歳出合計		5,315,223	144,732	5,459,955

第2表 地方債の補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国立公園多言語解説等整備事業	千円 8,900	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体 金融機構資金、民間等資金又はその 他	年10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率)	償還についてはその融資条 件による。 ただし、村財政の都合によ り繰り上げ償還もしくは低 利に借り換えすることがで きる。
安田小学校校舎改築事業	2,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和3年度、ただし、事業その他の 都合により、その一部又は全部を翌 年度に繰り延べることができる。		
合計	11,100			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これにて提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第6 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第33号

令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和3年度国頭村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ757,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明をいたします。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		74,839	139	74,978
	1 他会計繰入金	74,838	139	74,977
歳入合計		757,786	139	757,925

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		9,886	139	10,025
	1 総 務 管 理 費	4,187	139	4,326
歳 出 合 計		757,786	139	757,925

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これにて提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第7 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第34号

国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

国頭村国民健康保険税条例等の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年6月11日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 金 城 利 光 殿

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税の減免の申請の特例として、本条例の一部を改正する必要がある。

なお、福祉課長が補足説明をいたします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

[新里 智 福祉課長登壇]

○ 新里 智 福祉課長 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(国頭村国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 国頭村国民健康保険税条例(昭和47年国頭村条例第72号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の申請の特例)

14 令和2年2月1日から同年3月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税の減免の申請で、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。

15 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する令和3年度分の国民健康保険税及び令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限がくる令和2年度分の国民健康保険税の減免の申請で、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるものは、「令和4年3月31日」とする。

（国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年国頭村条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の国頭村国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

今回の国頭村国民健康税条例等の一部改正は、国の財政支援に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する減免の申請の特例であります。改正内容を御説明いたします。

配付資料の2枚目1ページをお開きください。

第1条 国頭村国民健康保険税条例（昭和47年国頭村条例第72号）の一部を次のように改正します。

附則の次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の申請の特例の見出しをつけ、次の14項と14項を加えます。第14項では該当する期間の保険税の減免を受けようとする者の、納期限前7日までの申請期限を令和3年3月31日とし、第15項では該当する期間の保険税の減免を受けようとする者の納期限前7日までの申請期限を令和4年3月31日とします。第15項の次にある第2条については、国頭村国民健康保険税の一部を改正する条例の一部、附則を次のように改めます。この条例は公布の日から施行するとします。最後に附則、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の国頭村国民健康保険税条例の規定は令和3年4月1日から適用するとしております。また、2ページと3ページには新旧対照表をおつけしておりますので、併せてお目通しお願いいたします。以上で補足説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これにて提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第8 議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第35号

かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 172,700,000円
- 4 契約の相手方 (株)北勝建設・国光電気工事社 特定建設工事共同企業体
国頭村字辺土名294番地の1
株式会社 北勝建設
代表取締役 新里 勝則

令和3年6月11日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 金城利光 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による。

企画商工観光課長が補足説明をいたします。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

〔與儀光浩 企画商工観光課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 それでは議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について補足説明いたします。

本スタジアムにつきましては、エコスポレクゾーン整備事業により整備されたものでございます。野球場のほうにおきましては、平成17年11月7日より供用が開始され、既に15年が経過しております。電光掲示板のほうにつきましては、法定耐用年数は10年と定められておりますけれども、既に5年が超過している現状であります。それに加え、既存の電光掲示板で使用している電球のほうについては、もう既に生産が終了しているものとなっております。そういったことから今回、沖縄振興特別推進市町村交付金80%補助であります。一括交付金を活用しまして、この改修工事を行う予定としております。

次ページをお開きください。資料1でございます。入札結果報告書でございます。

続きまして、資料2のほうにつきましては、工事請負契約書。7項の特約事項のほうに、この契約は、議会の議決があった時から効力を発生するとしております。

次に、資料3です。契約保証書を添付しております。

次に、資料4、このほうにつきましては、配置平面図のそのほうの添付となっております。

次ページ、資料5のほうにつきましては、3階の平面図並びに断面詳細図、あとはスコアボードの鉄骨詳細図となっております。

続いて、最後の資料になります。資料6です。スコアボードの多目的利用という形の参考資料を出しております。通常の球場でありますので、野球のスコア表、そのまま掲示されます。しかしながら今回、とても

鮮明な画像が写し出されるということもありまして、大きな広告塔としても今後活用できるのではないかと
いうことと、あとはヴィラ・オクマのように民間の企業のほうとコラボしながら電光掲示板を使った形の
何らかの事業ができないかということを考えております。これは一部でありますけれども、参考資料という
形にしております。以上でございます。

○ **金城利光 議長** これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会（午前10時32分）

令和3年第5回国頭村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和3年6月11日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時 及び宣告	開議	6月16日 午前10時00分	議長	金城利光
	散会	6月16日 午後3時38分	議長	金城利光
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	山川安雄	6番	与儀一人
	2番	山城正和	7番	宮城誠
	3番	渡口直樹	8番	山城弘一
	4番	宮城千賀子	9番	知花正寛
	5番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	7番	宮城誠	8番	山城弘一
職務のため議場 に出席した者	事務局長	新垣隆雄	主任	宮城愛利里
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	経済課長	田場盛久
	副村長	宮城明正	建設課長	知念武裕
	教育長	宮城尚志	世界自然遺産 推進室長	知花博正
	会計管理者	小橋川安宏	教育課長	宮里光
	総務課長	山城修		
	企画商工観光 課長	与儀光浩		
	福祉課長	新里智		
住民課長	金城由美子			

議事日程	日程第1	一般質問 ① 知 花 正 寛 ② 宮 城 千 賀 子 ③ 山 城 弘 一 ④ 与 儀 一 人
会議に付した事件	1. 一般質問	
会議の経過	別紙のとおり	

○ 金城利光 議長 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問を行います。

初めに、9番 知花正寛議員の一般質問を許可します。9番 知花正寛議員。

〔9番 知花正寛議員登壇〕

○ 9番 知花正寛議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

1. 国立自然史博物館の誘致について

平成27年12月定例議会で、宮城久和前村長は「昨年8月の菅官房長官の会談、11月のシンポジウムでも国立自然史博物館の誘致を表明した。今後も様々な動向を注視するとともに候補地として意欲を持って誘致を働きかけていきたい」と答弁。平成28年6月定例議会で、宮城久和前村長は、「いろんな機会を利用して国や県の関係者に本村の世界自然遺産候補地として生物多様性とんだ特性をアピールし、国立自然史博物館の誘致を表明してきた。次年度のシンポジウムは国頭村で開催できる方向で関係者と調整していきたい。また、5月でしたか翁長知事に会いまして私の就任挨拶でまいりましたときに、是非国頭村に国立自然史博物館の誘致をしてほしいと。森林セラピー基地でもありますので、疲れた際には癒しにおいて下さいとお誘いをかけた。機会あるごとに国頭村への誘致を働きかけていきたい」と答弁。平成31年3月定例議会で、宮城久和前村長は「当年1月には本村において第4回シンポジウムを開催した。世界自然遺産推薦地であり、やんばるの森の大半を有する国頭村だからこそ果たせる役割についてアピールしてまいります」と答弁。これまでの宮城久和前村長の答弁を検証してみると、一貫して国頭村を前面に出しての国立自然史博物館の誘致の実現に向けて、トップセールスしているのが読み取れる。村長は、国頭村を前面に打ち出して本村への国立自然史博物館の誘致の実現に向けて関係機関に果敢に要請行動を展開すべきである。

2. 観光遊具公園について

平成29年9月定例議会で宮城久和前村長は「観光遊具公園の整備を含め辺土名市街地周辺への事業展開を視野に入れ、村の顔となる中心拠点の形成を図っていく」と答弁。令和2年12月定例議会で村長は「辺土名地区子育て支援環境整備事業の事業展開は断念し、観光自然資源を活用した利用目的や、観光に即した事業候補地の調査等で洗い出し、再検討していきたい」と答弁。第二期国頭村人口ビジョン・総合戦略の住民アンケート調査結果でも「遊具公園を中心地につくってほしい」との要望がある。進捗状況について伺う。

3. ホテル誘致について

宮城 馨元村長の時から始まり、宮城久和前村長の2期8年間は徹底的にホテル誘致についての一般質問をしてきたが、実現の目途は立っていない。県内では2024年までには11ホテルが開業するという。滞在型観光を目指す本村の今後のホテル誘致活動の戦略について伺う。

4. 学びの森の指定管理について

以前から、経営は厳しいと言われてきたが、コロナ禍で追い打ちをかけられて経営不振で指定管理団体が指定管理期間中に辞退を申し出て、4月から村直営となった。村が直営期間中に指定管理者を公募するとしているが、応募状況を伺う。

5. 辺戸岬観光拠点施設の指定管理について

指定管理者株式会社南都は、平成31年度は指定管理料182万1千円を受け、当初から赤字経営。昨年からコロナ禍で追い打ちをかけられて経営不振で閉鎖状態である。全国各地でコロナ禍拡大で民間企業の

倒産や事業撤退が相次いでいる。当施設は、民間事業者にとっては採算性が期待できない情報発信主体の公益施設であり、学びの森同様に株式会社南都から指定管理の辞退の申し出があるのか伺う。

6. 道路整備等について

(1) 兼久集落の玉城自転車店向かいの新里宅沿いの道路の整備について令和2年9月定例会で、村長から「地主が協力するとのことであり、必要性及び関係地権者の同意等を得て、辺土名区からの要請があれば事業の実施を検討していきたい」との答弁があった。最近、また中学生が自転車の転倒事故があったとの情報があり、住民から中学生の通学道路でもあり早急な道路整備の要望がある。進捗状況について伺う。

(2) 国道58号線から半地砕石へ行く村道半地上原線の出入り口の道路は、復帰以前の右側通行時代につくられた道路であり、左側通行の現在では半地砕石から降りて来る大型トラックが国道58号へ左折侵入する際に、右側に寄り大回りして相手コースに侵入するという危険な状態であり、住民から危険な状態の解消策を講じてほしいとの要望がある。また、入り口付近の道路はアスファルトが剥がれてデコボコがあり危険な状態であるので、アスファルト舗装をしてほしいとの住民からの要望がある。村の対応策を伺う。

7. 比地長尾土地改良区の灌漑施設について

村は昭和53年に比地山農地開発事業を施工し、農地面積11ヘクタールを土地改良した。農地開発事業完了後に、農家が灌漑施設の建設を村に要請し、昭和60年に比地山畑地灌漑事業は完成した。大国林道から大タンクを経て、約3キロメートルの場所に水量がほとんどない沢の水源地まで現地調査に行った。完成から36年が経過し老朽化が著しく鉄パイプはサビで腐食し、大雨時には水源地の塩ビパイプが破壊し流され、雑木林の中を100ミリ塩ビパイプが通っていて、倒木でパイプが破損し水が出なくなり、約3キロメートルの距離をパイプの破損箇所を探し修理するのに難渋している。

修理費は多い時には年間40万円以上の負担増になるなど、今後の維持管理上の観点からも、土地改良区域内・区域外のミカン農家約20名への農業用水の安定供給の確保のためにも、ミカン畑に近い大国林道沿線近くに村直轄事業で灌漑施設を設置してほしいとの農家からの要望がある。村の対応策について伺う。

8. 復帰記念闘争碑の管理について

復帰記念闘争碑は沖縄の復帰闘争の歴史を語る象徴として昭和51年4月に建立され、これまで永年に渡り「屈辱の日の4月28日」に復帰運動に尽力した中頭青年団OB会や国頭村在住の沖縄県青年団協議会OBらが復帰記念闘争碑の刻字の管理・修復作業をしてきている。平成25年には背面の説明版が消失したことがあった。関係者の高齢化が進んで今後の刻字の管理・修復作業の継続が難しくなるとの話を関係者から聞いた。OB会から「村で復帰闘争を継承する場として碑を管理してほしい」との要望がある。来年の復帰50周年記念海上集会開催前に今後の復帰記念闘争碑の刻字の管理・修復作業は国頭村が行うと決断し、県内外へ情報発信すべきである。

9. 教育行政等について

令和3年度施政方針等から以下の質問をする。

(1) 教育長が辺土名小学校校長当時、教師が盗撮行為をして警察に逮捕された。この不祥事についての認識と再発防止対策について教育長に答弁を求める。

(2) 施政方針に、人のつながりを大切に学び合う関係性を維持しながら、志を高く持って夢・希望の実現に取り組んでいくとあるが、明解な実践計画について教育長に答弁を求める。

(3) 施政方針に、支援を必要とする幼児・児童・生徒には、自立して社会に参加するための基盤となる生きる力を育むよう支援していくとあるが、学習支援員等の配置以外に拡充計画があるか教育長に答弁を求

める。

(4) 施政方針に、子どもの健全育成をサポートして幼児・児童・生徒へのきめ細かい支援と家庭環境による問題等に対処できるように、中学校での不登校や問題行動の生徒を継続的な個別支援を行うとあるが、これまでどのような家庭環境による問題や不登校や問題行動があったのか教育長に答弁を求める。

(5) 施政方針に、低所得者への支援として、現行の就学支援費の支給、学童クラブ利用の助成、無料塾の開催などの支援のほか新たな支援策の拡充計画があるのか、教育長に答弁を求める。

(6) 施政方針に、幼児児童の子育て支援として、村内の0歳児から15歳児まで一貫した教育方針のもとで実践していくとあるが、明解な実践計画について、教育長に答弁を求める。

誠意ある御答弁をよろしくお願いします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。知花正寛議員の一般質問にお答えをいたします。

まず質問の1 国立自然史博物館の誘致についてであります。

国立自然史博物館の誘致につきましては、これまで沖縄県主催等のシンポジウムや本村へ大学教授を招いての学習会、講演会、シンポジウム等を行っております。今年、2月14日に予定しておりましたシンポジウムにつきましては、コロナ感染拡大防止の観点から会場開催をオンライン配信のみとして開催をしております。また県におきましては、これまで歴代の沖縄及び北方対策担当大臣や衆・参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長、沖縄選出国會議員等へ誘致に向けた要請等を行っております。

国立自然史博物館の誘致につきましては、沖縄県が主体となり国との調整を図っていくことと思われませんが、設置場所としては、これまで本村も誘致に向けた取り組みを行っておりコロナ禍の状況ではありますが、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

質問の2 観光遊具公園についてであります。

以前計画のありました「辺土名地区子育て環境整備事業」につきましては、去った12月議会においても、御説明したところでありますが、前候補地が埋蔵文化財の所在箇所であることや、地権者の承諾が得られず、事業遂行が困難となった経緯もあり、現在は白紙状態となっております。

しかしながら、村民の声として「遊具公園をつくってほしい」との要望があることは承知をしております。今後におきましては、補助事業のメニューを含め、子ども達が気軽に利用できる遊具公園を、公園の規模も勘案し、場所の選定から再度検討してまいりたいと思っております。

質問3のホテルの誘致についてでございます。

今年に入り、県内ホテル事業者が本村の現地を視察し、事業化に向けて積極的に村と調整を続けている状況であります。本村としましても、候補となっている用地について、沖縄県等と確認・調整を図っているところでもあります。

企業からのアプローチに対しましては、今後も積極的に情報提供や調整を行い、世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、通過型観光から滞在型観光への転換を図るうえで、ホテルの誘致は必要不可欠であると考えており、引き続き誘致に取り組んでまいります。

質問4 学びの森の指定管理についてであります。

やんばる学びの森の指定管理者の公募につきましては、4月から5月末までの受付を実施し、6社からの応募がありました。内訳としては、県内企業3社、県外企業3社となっております。

去った6月4日には、第三者を含めた選定部会を開催し、書面審査を実施しております。

今後につきましては、6月下旬に2次審査となるプレゼンテーションを実施し、選定部会、選考委員会を経た上で新たな指定管理候補者を決定する予定となっております。

質問の5 辺戸岬観光拠点施設の指定管理についてであります。

辺戸岬観光案内所（HEADLINE）につきましては、平成31年度から株式会社南都へ指定管理を委託しており、昨年度から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響から、現在、2階の「ふしくぶカフェ」については、閉店をしている状況にあります。

御質問の「指定管理の辞退」についてであります。先日、大石林山の事業所長が役場を訪れ、今後の施設活用についての新たな提案等があり、辺戸岬を訪れる客層を勘案した新たな事業展開を模索していることから、引き続き指定管理者として施設の活用を行っていききたいとの回答をいただいております。

質問6の道路整備等についての6-1兼久集落の道路整備についてであります。

兼久集落の道路整備につきましては、令和3年2月22日付で要請書が辺土名区長から提出をされております。要請書の中で「地主とは相談ができています」との記載がありましたが、同意書等の添付がされていないため、周辺地主の同意書の提出をお願いしているところであります。しかしながら、一部では拡幅に反対の声もあると聞いております。

事業の実施については区長を中心に地域の合意形成を図り、必要性及び関係地権者の同意を得た上で要請していただき、検討していきたくと考えております。

6-2 村道半地上原線についてであります。

半地上原線入口の陥没につきましては、住民からの要望もあり5月22日に修繕を完了しております。また、大型トラックの対向車線への侵入につきましても、対向車注意の看板を設置しており、併せて株式会社コービックから運搬業者に対して注意喚起をお願いをしております。

質問7 比地長尾土地改良区の灌漑施設についてであります。

比地長尾土地改良区の灌漑施設につきましては、令和元年12月4日付、JAおきなわ国頭支店生産部会連絡協議会会長名で、農業用水の整備についての要請を受け協議した経緯がありますが、事業の採択に向けては事業推進体制や施設の管理体制の確立、管理方法や維持管理費用についての予定管理者の合意が得られていること、受益者の90%以上の同意取得や土地改良法に基づく経済効果が得られることなどが審査項目となっております。

農業用水の確保は作物の増収や品質の向上、生産コストの節減などが見込まれることから、受益者負担の課題を含め地域の合意形成を図り、事業化に向けて検討をしております。

質問8 復帰記念闘争碑の管理についてでございます。

復帰記念闘争碑は、1960年（昭和35年）4月に沖縄県教職員組合を母体とした沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成され、復帰後の1976年（昭和51年）に復帰協が解散し、辺戸岬に本土復帰闘争の歴史を語る象徴として「祖国復帰闘争碑」が建立されその後、ボランティアが維持管理をしている中で、ボランティア活動者が高齢であるため、「村で管理ができないかと要請をする」とのことは新聞報道等でありましたので承知をしております。

村といたしましては、闘争碑が建立する辺戸岬は海上集会やかがり火をたいた復帰運動のゆかりの地であり、また本島最北端の岬で多くの観光客が訪れる場所でもあります。歴史を後世に継承し、観光客にも過去の歴史を知ってもらう意味においても闘争碑は有意義であると認識しております。

今後、建立された歴史的な背景もありますので、関係者の意見等を確認し、村管理のもとで管理を行うのが適当なものなのか、あるいは管理方法についても関係者と協議する必要があると考えております。

それと9の教育行政等については、教育長から答弁をいたします。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

〔宮城尚志 教育長登壇〕

○ 宮城尚志 教育長 質問9 教育行政等について、私のほうから回答させていただきます。

質問9-1 教師の不祥事等、その認識と再発防止対策について。

当時、教師が起こした不祥事については、児童、保護者、地域の皆様に大変申し訳なく私自身心痛く、心からお詫び申し上げる次第です。衝撃的な事件により、学校教職員の信頼を損ね、不安や疑念を抱かせてしまい、当時は教職員管理の職務を負う校長として、責任を痛感したところであります。

不祥事の再発防止対策については、沖縄県教育委員会から発行されている「信頼される教職員をめざして」の人権ガイドブックを使用し、「教職員としての使命感」「教職員の服務」「ひとりの人間としてあるべき道徳観や倫理観」など、本村の教職員に対し服務規律を遵守するよう徹底しているところであります。

今後とも教職員の「綱紀粛正」と「服務規律」の徹底に万全を期し、子ども達が安心・安全に学校生活を送れるよう再発防止に努めてまいります。

質問2 人のつながりを大切に維持しながら、志を高く持って夢・希望の実現に取り組んでいくとあるが、明解な実践計画について。

本村では、「夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり」を基本目標に、すべての幼児・児童・生徒の「学び」の保障を目指し、学校と家庭、地域が一体となって、子どもに様々な体験を主体的に関わらせていく環境づくりが重要だと考えております。

また、本村の世界自然遺産登録を見据え、幼児・児童・生徒が環境教育の中で自然に触れあう体験、総合学習に活かす、教職員向けの研修の実施など、本村の自然豊かな環境を伝えていくことが大切だと思っております。

そのため、今後の実践計画において、本格的な授業の学習プログラムのひとつとして、自然を活かした環境学習を新たに構築できるよう学校と地域と連携しながら取り組んでまいります。

質問9-3 学習支援員等について。

現在、本村においては、学習支援員3名、特別支援員3名、英語支援員等4名、ICT支援員2名を各小中学校及びこども園に配置、巡回しており、学校の教職員、保育教諭と共に、幼児・児童・生徒を支援しているところであります。

昨年度につきましては、文科省のギガスクール構想の加速化によるICT教育の実現に向け、小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末の整備、校内通信ネットワークの整備、リモートによる遠隔授業の対応など、ICT教育の環境を整備したところであります。

そのため、昨年度までICT支援員を1名配置していましたが、今年度においては1名を増員し、2名体制で村内の各小中学校を巡回し、指導にあたることになっています。

今後もICT教育をより充実化させるために、児童生徒の支援はもとより、教職員のスキルアップ向上に取り組んでいきたいと思っております。

質問9-4 家庭環境による中学校の不登校や問題行動について。

本村の中学校での不登校の背景としまして、家庭環境の中においてスマホ等の利用による昼夜逆転で朝が

起きられないなど、発達時期の学習の遅れが生じて学習意欲の低下により、学校に登校したくないという問題が発生しております。

現在、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置しており、不登校の生徒に対して学校の巡回や段階的な登校の支援、スマイルキッズルームを利用した居場所づくりなど行っているところであります。また児童家庭相談員や教育相談員と連携し、家庭訪問や専門機関である療育センター等につなぎ、個別ごとに支援に取り組んでいるところであります。

今後も生徒達が登校できるよう関係機関と連携しながら、引き続き支援を行ってまいります。

質問 9-5 低所得者への支援について。

現在、本村は平成 28 年度から貧困対策の交付金事業を活用し、就学支援費の支給や学童クラブ利用の助成、無料塾のゆめみのる塾の開催など、低所得者への支援を行っているところであります。

昨年度の就学支援費の支給実績が児童生徒 124 名、支給額 316 万 7,260 円、学童クラブ利用助成の児童 22 名、助成額 53 万 7 千円となっております。

今後につきましては、新たな支援策の計画はありませんが、低所得者への支援を引き続き行いながら検証し、新たな支援策が必要か検討してまいります。

質問 9-6 一貫教育について。

本村は、平成 31 年 1 月に「こども園」が開園し、0 歳児から 15 歳までの一貫した教育がスタートして 3 年目となりました。

その一貫した教育の中で、「こども園」「小学校」「中学校」の成長過程において、子どもの資質・能力を適正に伸ばしていくことが求められ、「非認知的能力」を幼少期にしっかり育むことが大切になっており、遊びを通した教育活動を実践しているところであります。

今後の実践計画につきましては、全ての幼児・児童・生徒の学びを保障していくため、「学びの共同体」の教育理念による一貫教育を引き続き実践し、本村の自然を生かした環境学習を新たに構築できるよう学校や地域と連携しながら取り組んでまいります。以上です。

○ 金城利光 議長 9 番 知花正寛議員。

○ 9 番 知花正寛議員 1 番目の国立自然史博物館の誘致についてですけど、これは確かに村長がさっき言ったように、県や国と調整して進める話であります。しかしながら、この手を挙げているところは、八重山と北部の 3 村、特に本島では広大な森林を有する国頭村がだれが見てもこの国立自然史博物館の誘致の適地であるという、そういう話が伝わっているんです。そして琉球王朝もお城の木材も国頭村から運んでやったとか、森林は昔の生活の糧で、国頭村からやんばる船で与那原とかに運搬してやっていたという歴史の背景があるんです。そして伝統文化もすごくあるし、そういう意味からやはり国頭村に国立自然史博物館に誘致するというのでやらないといけないと思うんです。前村長も、機運醸成のために村民大会も開くという話がありましたけれども、これは実現しなかったけど、八重山あたりでは、平成 30 年 5 月 17 日に国立自然史博物館誘致合戦を八重山拠点総会というのをやっているんです。そして平成 30 年 10 月 21 日に、小・中・高校生の子どもたちが、八重山に国立自然史博物館を造ろうというシンポジウムをやっているんです。そういう意味から、ぜひですね、村民大会を開くとか。そして県知事に国立自然史博物館誘致に、ぜひ国頭村にと要請するとか、機運醸成をやる必要があると思うんですが、村長いかがですか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えします。

今、知花議員がおっしゃるとおりだと思っています。しかし最近、御承知のとおり、コロナの中で、会議とか、あるいは人に会うことがなかなかできていない状況であります。今、国の国立自然史博物館の状況がどうなっているのかが、そこがまだ情報が入ってこないのので、この情報を収集しながら、コロナとのタイミング等もあるので、今は前向きに検討していきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 この国立自然史博物館、こういうメリットのあるそういうものはないんです、国頭村は。だから海洋博とか、古宇利島とか今帰仁村とか、今度は北部テーマパークができると、そうなりますますます国頭村に足を伸ばす人がいないんです。だからぜひこの国立自然史博物館を村長がトップセールスであっちこっちに行って、情報収集して動いて、そういうぜひ実現してほしいんです。そうすると、やんばるから那覇に学校出て、仕事に就いている人たちも、ここに国立自然史博物館的ができれば雇用の場、経済効果は大きいと言われているんです。こういうことからすると、やんばるから出ていった子どもたちを呼び戻して雇用を作れば、人口も増えるという流れになってきますから、ぜひ村長これを村長のトップセールスで頑張ってもらってほしいんですが、決意のほどお願いします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 先ほども答弁したとおり、いろんなコロナが若干、落ち着いたらこの情報も収集しながら、しっかりと前を向いて取り組んでいきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 次は観光遊具公園について。観光遊具公園も再度、さっきの答弁では再度検討するということですが、先ほども国立自然史博物館の誘致と同様に、これはただ小さく造って、子どもたちの遊ぶ場所をつくるというよりは、大きく造って、そして地元の子どものしかり、村外、県外からお客さん、子ども連れのお客さんも一緒にこっちで遊具公園で遊ぶと、そうすることによってやれば、5月5日の子どもの日なんかにも、全国子どもまつりをやるとか、公園で遊びながらいろいろとイベントをする。こういうふうにやれば、もう経済波及効果はすごいものが、雇用の場もすごくできると思うんです。こういう意味で、小さく造って地元の子どもの子どもたちが遊ぶ場所ではなくて、大きく造って、そして県内、県外から、子どもを集めてやるという、こういう展開しないと、できないと思うんです。雇用の場をつくっていくというふうにして、人口を増やしていくと、そういう連鎖的な反応で流れをつくっていかないといかんと思うんですが、村長の御所見を伺いたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えをいたします。

遊具公園については、先ほどの答弁にもあったとおり、村民からの要望もあります。以前に計画していた遊具公園辺土名地区子育て支援環境整備事業につきましては、一括交付金、補助率10分の8でございます。それを予定をしておりました。高額な概算事業費になっていましたので、その一括交付金が御承知のとおり、今年度で、10年度を迎えて、とりあえず終了となります。次年度以降については今、県知事が国のほうに継続の要請を行っているところでありますので、そういったまず財源的なもの、メニューがあるのか含めて、それと役場庁舎内、それから庁舎外含めて、この遊具公園についての委員会、何かしらの委員会を立ち上げて進めたほうがいいのかと思っています。外部の方、子どもたちの保護者も含めて、そういった中で規模や場所等も選定しながら行った場合に役場の中での業務になると思うんですが、財源をどうするかというのも、取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 観光遊具公園、しっかりと取り組んで再検討するということですから、ぜひこれが観光誘客して、人口を増やす、雇用の場をつくる。村外に出ていた子どもたちをこっちに戻して人口を増やしていくと。こういう流れにぜひ取り組んでいきたいと要望しておきます。

次に3番にホテル誘致について、ホテル誘致については、前宮城村長も一生懸命、精力的に頑張っただけでしたが、なかなか実現のめどが立っていない。そういう中で、村に言うだけではなくて、自分も何か行動せんといかんということで、私はある地主から、土地の買い手を探してくれということで、これ5年ぐらい前だったか。大体買い手がついてやっていたんですけど、宿泊施設をつくるということで、もう実現に近いところまで来ていたけど、そばから横やりが入ってだめになった経緯があります。それと3年ぐらい前に、知り合いの不動産屋にお願いして、買い手を探してくれて、インターネットに載けて、本土の方がこれを見て、ホテルをつくりたいから売ってくれとあったんですけど、また別の方が買いたいというのがあって、動向がどういうふうになるか今、注視しているところであります。

そういうところで、私も私なりに動いています。村長も、ホテル誘致については、世界遺産にもなるし、こうなると素通り観光ではいかんし、滞在型観光するためには、ホテル誘致で宿泊施設が必要なんです。二、三泊して、ホテルに滞在してお金を落とす仕組みをつくと。そうするとお客さんが飲食店に行くには、村内業者の人が増えていくと仕事ができるという流れをつくっていくということで、ホテル誘致はぜひ、あっちこっち駆けずり回って、滞在型観光に向けて取り組んでいってほしい。村長の決意をお願いしたいと思っています。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

先ほども答弁したんですが、当然世界自然遺産の登録になれば、当然、観光客が増えてくると。今の村内の宿泊施設の状況からいくと、それは足りなくなるだろうというのは想定はされます。ただ、今はコロナの状況で若干、お客さんが少ない状況ではありますが、コロナ後を見据えてホテルの建設が必要だと思っています。先ほど答弁したとおり、今は1社が出ているんですが、最近またホテルを建てたいという話も来ています。この方は、自分の土地があるということでありました。それ以外にもちょこちょこ耳にすることもあるので、私としては当然、積極的に誘致に取り組んでまいりたいと思っております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 7番目の比地長尾土地改良区の灌漑施設について、この灌漑施設については、質問の中にもありますが、昭和53年に土地改良して、昭和60年に灌漑事業が完成したと。しかしここにしても36年経過して、老朽化していると。そしてこの土地改良区のミカン農家の方は、水が倒木でパイプが割れて、それで水が出ない。そしてどこかで故障しているか、歩いていくと、修理する材料も運んでいくと、そういう大変な道なんです。この3キロメートルという距離は、辺土名から与那近くまでの距離なんです。道もない、けもの道のところを歩いていくというのは、大変ですよこれ農家は。

水の確保は、農家にとってはぜひなくてはならない、水問題というのは大変なんです。特にミカンなんかは農家では10種類ぐらいついている農家もあると。温州ミカン、タンカン、タルガヨーとか、1月から12月ぐらいまで、消毒すると、水の量というのは相当使うんです。故障したり雨もないから水量はないし、大変で、下から集落からタンクに運んでやるというような状態で、大変なんです。今やっている人は、頑張っただけで、高年齢になって、いざ若い人がやります、後継者がいます。水がないと、やはり後継

者というのは、なかなか厳しいものがあるんです。そういうことでぜひ、これをこの山組合とか、その周辺の農家と一緒に今後どうするか。道もない、けもの道を歩いて修理もやると。こういうところは今後大変なんです。だから大國林道近くにこっちから吸い上げて、ポンプアップしてやる方法とかやれば、自然流下でミカン畑に行きますから、そういうふうにもいろいろと策もあると思いますので、ぜひこのミカン農家と話をし、今後どうして安定的な水の供給ができるか。ぜひ考えてほしいんです。村長、一言よろしくお願いします。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 お答えします。

先ほど知花議員のほうからありました、やはり農業、営農するに当たって水は不可欠だろうと考えております。しかし現在の比地の土地改良区ですか。そこも大分、水源地まで距離があります。やはり村単独の予算だけでは費用が膨大にかかるということで、そういう事業化に向けて検討したいと、そのためにはいろいろと事業採択要件があります。それも受益者の同意とか、意見も聞きながら、また水源地を近場にとれるのであれば、受益者の負担軽減にもなります。そのためにはまたその地域が国立公園内ということがありまして、いろいろと水源地もまた環境省関係と関係機関といろいろと調整しないといけないところもありますので、やはり水利権の問題も出てきます。現在、既得権で今、敢行している状況ですので、いろいろとその関係機関とまた受益者とも調整をしながら、事業化に向けて検討してまいりたいと思います。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 この問題は、担当課は経済課だと思うんですけど、現地に実際に見に行ったことがありますか、どんなですか。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えします。

この案件については、まだ経済課のほうには詳細の情報とか、要請というのは届いていなくて、ちょっと状況についてはまだ把握していないところです。おっしゃるとおり、建設課と連携して現地の状況を把握という作業を今後やっていきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 ここはね、通ってみたら大タンクまで1キロちょっとあるんです。あと2キロぐらひは歩いていくんです。ただこれが雑木林の中に入っていくと。そして木と木の間に、塩化ビパイプが挟まれていて、木が大きくなると割れてしまいます。そして木の根っこに巻かれているパイプもあるんです。そういう状況なものだから、ぜひ現地調査もして、今後この3キロメートルの道のりを故障箇所を探して、割れているところを探して行って、大変なことですよ。車も通らないところですから、ぜひですね。建設課長もおっしゃっていたように、事業化に向けて云々と言っていましたけど、これはこのミカン農家ともっと話し合いをしながら、受益者負担の問題になりますから、そういうことも含めて、ぜひ実現してほしいんですけど、いま一度、村長、一言御答弁をお願いします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えします。

先ほど、建設課長、経済課長からあったとおり、まずは役場内の関係部署、そして当該土地改良区の地権者といえますか。そこに入っている皆さんと、農家とまず話し合いをする場、JAも含めて、それからスタートしながら、どういった方法ができるのか。しっかりと役場の中で検討してまいります。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 この間、屋我地の土地改良区に行きました。知り合いのパイプ農家がいまして、「この水は、あんたのところは灌漑用水はどんなしているの」と聞いたら、「真喜屋ダムをつくるときに、村のほうで国のダム事務所と交渉して、ダム事務所がみんなパイプ、羽地もしかり、屋我地もしかり、古宇利島も、そして今帰仁の南側まで、国がこうパイプを通して、農業用水の水もやっている」と。そういうあれで「皆さんは受益者負担は幾らぐらい出ているの」と聞いたら「年間で2万円ぐらい出している」と言って話をしたんです。「修理があったときはどうするの」と聞いたら、「みんな国がやってあげます」と、ダム事務所が。こういうことなんです。だからぜひこれは事業化に向けて受益者と、ミカン農家とも話し合いをしながら、ぜひ灌漑施設事業は実現してほしいと。強く要望しておきます。

次に、復帰記念闘争碑の管理についてですけど、これは今、今日も上原一夫先輩が来ていると思いますが、一夫先輩からこの話がありまして、「もう高齢化してあれだから、どうにかならないか」といって、上原一夫さんが、饒波村長が村長時代に「ここは観光地だから、村で管理していくというふうな話もあったようですよけれども、もうできなかつた。そして一夫さんたちはOB、青年団協議会のOBたちがやってきた現状であります。

そこで来年はこの50周年記念事業があるようですので、そこにそういうずっと復帰協が解散して、仲宗根さんという事務局長から「上原一夫さん、あんたにこの管理をお願いします」ということでやってきたという、こういう経緯があるんです。だから来年のこの記念式典で、ぜひそういう方たちを招いて、そして今までの労をねぎらって、そして感謝状を贈るとか、そういう考えがあるのか、村長に伺いたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えをいたします。

先ほど答弁したとおり管理につきましては、様々な過去の歴史、関係者等々協議をして、今後その方々の意見、あるいは要望等を再度確認をしたいと思っています。

それから、感謝状については、復帰50周年の実行委員会を立ち上げます。そういった中で検討していきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 道路整備等についてですね、今、半地碎石から降りてくる。こうして大回りして、そして相手コースに入っていくというあれで。1時間余り村民と様子を見たんですよ。やはりすごい大回りをして通っていくものだから、左、右の車はストップ状態なんです。だから危険な状態でありますので、これ村長そういったのが、ちょっと聞き取りにくかったわけです、コービックとどうい話をされたんですか。さっきコービック云々と言っていたんですけど……。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 半地上原線につきましては、やはり最近、急速にトラックが大型化しています。そのためにはやはり、国道の出入り口のほうで大回りしないと、車の通行、出入りが厳しいということがありました。村長の答弁にもありましたけど、5月22日に舗装が陥没している箇所を修繕しております。通常村道の舗装厚みは5センチです。ですが、その箇所はやはり荷を積んだダンプがブレーキをかけたり曲がったりするということで、その範囲は、国道並みの二層式の10センチで舗装しております。

今ありましたコービックとの調整もしております。その中でやはりコービックのほうでは自分たちでもいろいろと砂利を埋めたりはしているそうですが、やはりこういった大型化になっているということで、軽微

な補修についてはコービックが独自でやっている状況です。しかしちょっと大きくなり過ぎる場合は、村と調整をしてこれからもいろいろと協議しながら検討しようということで話はつけております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 課長も実際状況見たんですか。大型車両が大回りして、国道58号を左折するときに、両サイド、相手コースに侵入している状況というのは、現地で見ましたか。見ていないんですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 その状況は確認しております。コービックにもお伝えしておりますが、その運転手の業者の方にも、その国道の出入りは気をつけてもらうようにと、今は看板設置も準備もしております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 じゃあ、運転手なんかに注意させて、看板を云々と言ってましたけど、それ以上の土地を道路を改良するとか、国道とか。電柱立っていますよね。電力会社とか、こういう地権者と折衝して、そして道路を改良して、このスムーズに相手コースに入らないでも、スムーズに左折できるとか。そういう状況をやるとか、そういう話は考え方はないんですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今のところ、その半地上原線についての改良というか、改修は計画はしておりません。ですがやはりその区域の地形もいろいろとあると思いますが、逆にその地形でもやはり改修は厳しいのかな。これ以上広くするのは厳しいのかなという、今の現況がそういうふうに感じております。今特にそういう改修の計画はございません。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 それは現地で、1時間見たら、やはり左折しますから左折側のこの隅切りは、角になっているものだから、隅切りがないものだから、そこを相当隅切ってからやれば、左にスムーズに電柱も移設するとかやれば、可能じゃないかと思ったんですけど、そういう考えで今後検討していくとか、それはないですか、課長。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 先ほど回答しましたが、やはり今のところはその計画はないということです。やはりその業者の方にも運転についての注意喚起は十分、またコービックのほうからも、また村行政のほうからもいろいろとその喚起はしていきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 最後に、辺士名兼久の道路、この件については、先ほど村長の答弁では一応は提出はされているんだけど、同意書がないとか、反対の地主もいるとか、合意形成がされていない云々の話がありましたけれども、しっかりじゃあこの辺のところは合意形成ができれば、それは事業化進んでいくというふうな考えでよろしいんですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 やはり事業化するには、地域の合意、同意とかが一番重大になります。現在の今、知花議員がおっしゃっていた道に関しましても、やはり両側民有地、ブロック塀とかがあります。しかしまたその中で、道を広げて車を入れるという場合、また逆に子どもたちの通学に影響が出ないかという、そこから辺も一応、辺士名区のほうに、その問題も一応提起しながら、同意をもらうように今、区長のほうには指示しております。

○ **金城利光 議長** これで9番 知花正寛議員の一般質問を終わります。

次に4番 宮城千賀子議員の一般質問を許可します。4番 宮城千賀子議員。

〔4番 宮城千賀子議員登壇〕

○ **4番 宮城千賀子議員** それでは通告書に従い、一般質問を始めたいと思います。

今回は2点についてであります。

まず1点目、コロナワクチン接種で、当日キャンセル等の余剰が発生した場合の対応はということです。

新型コロナウイルスのワクチン接種が始まり、当日キャンセル等の余剰分の対応に関するトラブルが全国でも起きております。ワクチンの取り扱いについては、可能な限り無駄なく接種を行う必要があり、廃棄する事がないよう万全の態勢が求められます。

キャンセルが出た場合の優先順位については各自治体に委ねられており、トラブル報道の度に言われていることは、住民への誤解や不満を回避するための「事前周知」であります。

本村においてもワクチン接種が始まり、国の方針に基づく接種順位に従って進められているところですが、余剰分についてどのような対応を行うのか伺います。

2点目です。家庭用生ごみ処理機に補助金を。

生ごみは、回収ごみ全体の4割を占めるといわれており、水分を多く含むため重さもあり、処理の負担がとて大きいものです。家庭から排出される生ごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機の設置を奨励し、その購入費用に対し補助金交付を実施している自治体が県内にも多くあります。

料理すると避けられないのが生ごみ。しかも、毎日大量に出ます。特に暑い季節は、生ごみから発生するにおいや小バエがわいたりと不快なものであります。生ごみを乾燥させたり、分解したりして処理する「家庭用生ごみ処理機」があれば、こうした問題も解決できます。処理した生ごみは、ガーデニングや家庭菜園の肥料にも活用でき、一石二鳥です。

本村では生ごみ処理容器、これはコンポストのことですが、生ごみ処理機の補助は行われておりますが、生ごみ処理機は対象外となっております。現代の住宅事情等を考慮すると、コンパクトな電気式の生ごみ処理機の需要も多いと思われまます。

様々な施策にSDGsを推進していく本村として、地球にやさしくエコな住民行動の啓発として、生ごみ処理機の設置を奨励していただきたいと思ひます。

コンポスト補助の現況と、生ごみ処理機の補助についての村の考えを伺ひます。

答弁をいただきまして、質問席より再質問させていただきます。

○ **金城利光 議長** 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長** 宮城千賀子議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1のコロナワクチン接種で、当日キャンセル等の余剰が発生した場合の対応についてでございます。

本村では、国の方針と「国頭村コロナワクチン接種実施計画」に基づき、65歳以上の村民を対象とした集団接種を5月6日から村立総合体育館で実施をしております。「余剰ワクチン」についてですが、余剰ワクチンが発生する要因としては、予約済の方のキャンセルや当日接種会場で、医師の問診の段階で接種が不可と判断された方の分が余ることになります。その余剰分の対応といたしまして、①キャンセル待ち予約者、②村内診療所等の医療従事者、③ワクチン集団接種業務従事者の順に優先接種者リストを作成をしており、随時連絡が取れる体制で、余剰ワクチンの廃棄がないように取り組んでおります。

質問2 家庭用生ごみ処理機の補助金についてであります。

本村の家庭用生ごみ処理への補助としては、「生ごみ処理容器（コンポスター）」購入に対しての補助となっており、補助金の額は容器購入費の2分の1以内、ただしその金額が3千5百円を超えるときは、3千5百円を上限としております。容器を購入する村民に対して、補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの自己処理、堆肥化を促進し、ごみの減量及び循環化を図ることを目的としておりますが、議員の御質問にあります補助の現況としては、ここ数年交付申請がなく、補助実績がない状況であります。現在補助対象のコンポスターは屋外に設置する比較的大きなものとなっており、屋内に置けるコンパクトな電動型「生ごみ処理機」への補助についても予算的なものも含めて今後検討をしてみたいと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 先日も3回目の予約がありましたが、もうすぐに当日で即日、予約終了しましたという放送があって、村民のコロナ接種に対する期待と、コロナに対する不安というのがいかに高いかというのが、よくわかるわけですが、今答弁でありましたが、今までこのワクチン接種で当日キャンセルが出たかどうか。これまでの接種で。それから確認したいと思います。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 5月から65歳以上の集団接種、総合体育館のほうで実施しておりますけれども、希望者、予約済の方で、実際にキャンセルが出た方はいます。例えば、5月の初日でしたら3名キャンセル、どういったことでキャンセルするかといったら、本人の体調不良等がキャンセルの理由となっております。以上です。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 それはキャンセルが出た場合、そのときはどのような人員、優先でキャンセル分、余剰分を回したのかを答弁をお願いします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 先ほど、村長の答弁でもございましたけれども、ワクチンが余剰が発生する要因としては、キャンセルが出た場合、または当日、接種会場でドクターの間診で「今日はちょっと見合わせましょうね」という方が出た場合に、このワクチンが余るとい形になります。そのワクチンを余らさないために、我々としては、このリストを作成しているんです。そのリストというのが例えば、希望者が申し込みをするときに、御存じかと思えますけれども、どうしても関心が高いということもあって、この申し込み時に予約が取れなかった方が実際にまた発生してきますので、その方々、要するに村民の方で65歳以上の予約が取れなかった方から、5月日程で10名分のキャンセル待ちの予約がいっぱい埋まっていますので、キャンセル待ちでよろしいですかという了解を得ながら、そういったキャンセル待ちの方々を確保しております。まずはキャンセルが出た場合、その方々から連絡して、優先的に接種を打ってもらうという形をとっております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 先日、議長が「千賀子さん、もう接種終わりましたか」と言われたんですが、「私まだ65歳になっていませんので、60歳にもなっていませんので」と、まだ手元にどうしても自分の手元にないのでわからないことが多いから、少し確認したいんですが、そのキャンセルが実際にあって、この申し込みできなかった人がキャンセル待ちということで、今リストをつくっているんですね。その次の予約があるじゃないですか。そのときにはそのキャンセル待ちした方々は優先的に、その次のものに回され

ているんですか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、キャンセル待ちの方々を優先に、次回申し込み優先順序から受け付けているという形をとっております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 確認したいことがたくさんあって、申し訳ないですが、この今は65歳以上ですけど、このキャンセル待ちというか、村独自のリスト作成していますよというのは、村民には周知されているのでしょうか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 キャンセル待ちの周知につきましては、公の周知はしておりません。ただ、その都度の申し込みの時点で、先ほど申し上げたように、キャンセルが出た場合に、「キャンセル待ちでよろしいですか」ということと、あとこの国から示された優先順位があるんですけども、例えば村内の医療従事者、村立診療所、私は11日の意見交換会の中でも少し報告しましたけれども、医療従事者というのは結局、沖縄県の医師会に加入されている村立診療所であったり、もろもろの薬局であったりというのがありますので、そこは県のほうで把握していますので、県から直接、申請しますかという連絡があって、その機関から直接申し込みします。それ以外のまた医療従事者ということで、この集団接種会場で、業務に当たっている皆さん、医療従事者等とみなすということが示されていますので、この65歳以上のキャンセル待ちとまた合わせた形で、その次の優先順位ですね。そういった方々をリストとして持って、もちろんその方々も、もしワクチンが余った場合に接種してもよろしいですかという本人の了解を得ながら、リストを作成して当日、ワクチンが余らないような体制をとっております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 このキャンセル待ちについては、今後は65歳以下で一般の方々が始まって、さらに受付で混雑する可能性が考えられますので、65歳以下の分に関しても多分、何回かに分けてやっていくんだろうと思います。そのときにキャンセル待ちの制度もありますというのは、住民にきちんと知らせておく必要があるのかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 そうですね。このキャンセル待ちについても、公表ですか。放送であったり、ホームページに載せたりという形の公表も必要かなということで、検討していきたいと思います。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 私がこの通告書を作成しているときに、ちょうど全国版では、このワクチンの接種に関するいろんな全国でいろんなトラブルが起きていて、報道で賑わせておりましたが、念のためなんです村長。これつくったときにちょうど、ある市長が先に受けましたとか。そういうのがあったんですが、念のためですね「これうちの村長とか受けていないよね」とか、聞かれましたので、確認していきますが、接種されていませんよね。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えします。

私もまだ61歳なので、まだ受けておりません。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 安心しましたというか、当然ではあるんですが、村民の中には、うちの村長、副村長たちは先に受けたのかということがありましたので、それ確認のためでした。

新聞にもいろいろと県内市町村のワクチン接種について、書かれていたんですが、この64歳以下のワクチン接種について、自治体でどのような考えですかというので、6月4日付の新報の報道にも、例えばよそのところでは、年齢が高い層から、20代、30代から、保育所、幼稚園、学校の職員から飲食、宿泊業の従事者、その他検討中とかというのがあるんですが、この6月4日の新報には、国頭村は検討中にも入っていませんでした。5月12日のタイムスでは、大宜味村は6月中に、この64歳以下のワクチン接種開始するということです。東村では7月にそれが始まる。国頭村は検討・調整中というところにあるんですが、今後のこの流れとして、これを見たときに国頭村は何でまだそんなレベルで対応しているのかなというちょっと不信に思ったものですから、その辺を確認したいと思います。お願いします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 64歳以下の接種について、お答えします。

6月4日時点のこの新聞に出ている部分の中で、各自治体の考え方が載っておりますけれども、年齢層の高いほうからとか、逆に若年層からということがありますけれども、その中に国頭村は確かに入っていないということは、その時点でもちろん新聞社からアンケート調査があった場合に、まだ実際に検討していない段階でしたので、例えば具体的に申し上げますと、今は65歳以上の集団接種を実施していますけど、北部地区医師会の協力の下に、やはりこの医師の確保だったり、看護師、スタッフの確保だったりというのがありますので、64歳以下については、この時点ではまだ検討していないという回答はしております。回答しておりますけれども、その新聞には載っていないということになっておりまして、この64歳以下の今後の予定としましては、6月11日金曜日の意見交換会の中でも少し申し上げておりますけれども、ちょうど午後2時から名護市のほうで、北部会館のほうでコロナワクチン接種についての会議がございまして、その中でこの北部市町村会が事務局だったんですけど、北部市町村の担当とあと北部地区医師会の副委員長とか、職員、出席して会議がございましたけれども、その中で今の65歳以上の接種の状況であったり、65歳以上の希望する割合、各市町村の接種の状況とかの割合の報告と、あと64歳以下のこの接種の計画はどうなっていますかというのが議題に上がっていて、それぞれ市町村報告があったんですけども、国頭村は65歳以上は1,700名余りの全対象者がいるんですけども、それで集団接種とあわせて村内に各3か所の老人が入所する施設だとか、老人施設の北斗園だったり、あさひの丘だったり、あと辺野喜のグループホームだったり、そこが100名の入所者がございますので、それ合わせると1,450名という予測を立てておりますので、全対象者100%としたら、約85%の希望者がいて、それに向けて実施していくという報告をしております。

ただこの明日が、8月の日程から繰り上げた最終の日程、7月の日程ですね。これは村立診療所の先生を協力をお願いして実施する分でございますけれども、その分の受付が明日ございますので、65歳以上の集団接種は、明日の申し込み、希望の状況で要するに確定というんですか、決まってくるので、例えばそれからまたあふれるとか、そういった想定できますけど、今の段階では一応は明日の申し込み状況を静観しながら、分析していきたいなというところもあります。

64歳以下の接種については、当初北部地区医師会の集団接種は考えていないということではあったんですけど、先週の金曜日の会議の中で、どうしても各市町村、市町村単位での集団接種の医師の確保であった

り、スタッフの確保がかなり厳しいという部分も考慮していただいて、64歳以下についても、北部地区医師会が協力して、集団接種を実施するというので意思表示していただきましたので、そのところは今は65歳以上の集団接種と同じような形で実施できるのかなと考えております。

日程とか、規模については、これからまた医師会と詰めていく形になりますので、詳細が決まり次第、また村民の皆さんにお知らせしていくという形になります。以上です。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 2回目のチラシにも修正されてありましたが、この表を見ましても明日でこの65歳以上の受付は多分、明日もすぐに終わるだろうと思われませんが、どうかこのそれに間に合わなかった人、あふれてしまった人に関しては、優先的にその後のものに枠に入れて先行してやっていただきたいと思えます。

あとこのワクチンのことに関しましては、与儀議員のほうからもありますので、少し簡単に確認しておきたいと思いますが、この64歳以下の優先順位、今まで国が示していた順位もありますが、この疾患がある人とか、そういうのを抜いて、先ほども言いましたがその順位、村としては学校関係者とか、保育教諭であるとか、飲食、宿泊とかもろもろありますが、この64歳以下の接種を行うときの優先というのは、村では考えておられるんですか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 64歳以下の集団接種について、優先順位、国から示されたのがいろいろとありますけれども、例えばこのこれから各市町村の動向も勘案しながら、医師会との調整の中で決まっていくのかという感じはしておりますけれども、例えば優先的にこの老人に接する北斗園の例えば従業員であったり、そういった方々が優先的に接種したほうがいいのかなどということ、あらかしの考え方は持っておりますけど、そういったものも含めて、どういった優先順位が一番いいのかなどということを話し合いの中で、もみながらまた、村にもコロナ感染症対策本部会議というのがございますので、そういう中でも提案をしながら、優先順位等を決めていけたらと考えております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 想定もしない世界的なこのコロナ禍の状況で、行政のほうも非常に慣れない業務で、忙しいかとは思いますが、やはりこの新聞報道とかにあるように、国頭村がどこにも入っていないとなると、国頭村はどうなっているんだろうという村民の不安を抱くことになりますので、早め早めの対応をしていただいて、村の考えというのは、既にほかの市町村も同じようにスタートして、同じように意思表示できているときに、国頭村ができていないというのは不安になりますので、早め早めの対応を今後も心掛けて頑張りたいと思います。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 議員がおっしゃるとおり、接種を希望する村民、全ての皆さんが65歳以上、64歳以下の皆さんに、希望する皆さんには全て行き渡るように、今現在65歳以上の集団接種、全力で取り組んでいるところです。また64歳以下についても、全力で取り組んでいきます。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 コロナについては、以上で終わりたいと思いますが、2番目の生ごみ処理機についてですが、ここ数年はコンポスターの需要もないということでしたが、随分前にうちの浜の実家のほうでも購入して使っていますが、やはり大きいことと、屋敷内にアタイガワーとかがあれば利用可能なんです

が、なかなかあれ管理をちゃんとして生ごみを入れて、また土かぶせてとやらないと、生ごみを入れっぱなしにすると、どうしても夏場はウジが湧いたり、においが強烈だったりして、なかなか使いづらいというのがあって、それも普及しない原因なのかなというのがあります。通告書にも書きましたが、生ごみは回収ごみの総量の約4割なんだそうです。それだけ生ごみが多いという現実、夏場になるとウリ類とかが多くなりますから、生ごみはさらに増えます。このビニール袋だけに入れると、どうしても次の回収まで3日、4日とか経つと、水分が出て腐ったりして、臭いもします。コバエ、ショウジョウバエの発生もすごいものです。バナナの皮を置くとすぐ寄ってきますので、そういうのもあって、私の場合ですけど、生ごみは今日1日分の新聞紙、ほぼ全部使います。水分を抜くために、それで包んでなおかつまたそれをビニール袋に入れて、Uパックの小さいビニール袋ですね。それに入れてごみに出します。だからこれだけの生ごみのために、実際出すときには倍ぐらいの大きさになっているというのがあります。水分が多いと、このごみ収集した処理施設への負担も大きいだろうというのがあります。やはり生ごみがちゃんと水分を切って出すというのが基本であります、なかなかそれがうまくいかない場合が多いのではないかと思います。

どうしてもごみを減らして、気持ちよくということを考えて、どうもコンポストではなくて、現代の社会に合った生ごみ処理機、これは県内の補助が出ているところを調べてみました。各自治体と、上限だけ述べたいと思いますが、那覇市では3万円、これ生ごみ処理機の補助金です。那覇市では3万円、宜野湾市3万円、浦添市2万円、名護市2万円、糸満市2万円、沖縄市3万円、豊見城市3万5千円、うるま市3万円、宮古島市2万円、南城市5万円と、こういうところに関心があるところは、もう既にこのようにして補助金を出して処理をさせている。ごみの減量化というのは、やはり私たちの生活の中でも今後、地球にやさしいSDGsを推進していく上で、どうしても不可欠になることだと思いますが、この処理機について、改めてまた必要と思うか、どう思うかというのを確認したいと思います。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 お答えします。

生ごみの処理の機械といいますか、容器のほうは議員がおっしゃられたようにコンポスター、屋外に設置する。このごみ処理機のほうは、電動だったり、コンパクト、電気で動く生ごみの処理機のものなんですけれども、村長の答弁からありましたように、今現在はこの生ごみの処理の補助、要項を設置しながら、この容器の中にもコンポスター、容器だけの補助ということになっております。議員のほうからもありましたように、このコンパクトな電動式のごみ処理機については、今のところ我々の検討していないところだったんですけれども、私もこの生ごみ処理機の助成の制度については、沖縄県全体の調べてみて、多分同じような様式になっていると思うんですけれども、その中で国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村このごみ処理機の補助は、今のところないということになっておりまして、その中で例えば、本部町、恩納村、宜野座村のほうは、このごみ処理機のほうも補助をしているということがあって、私直接、本部町と恩納村、宜野座村のほうに電話をして聞いてみたんです。実際にこの需要がどのぐらいあるかということを知りたいんです。本部町だったら具体的に、年間4機分の予算を計上しているということで、申請する需要というのが、大体年間で2台ぐらいとおっしゃっていました。恩納村については、3台分予算計上しているということで、具体的に金額を申し上げますと9万円の予算を計上しているということと。上限3万円の補助という議員のほうからも説明がありましたけれども、そういった予算の計上であったり、需要の状況というのがございます。今後、国頭村のほうでも、村長のほうからありましたけど、このごみ処理機の補助について今現在、私はこの今のコンポスターの補助の状況を調べたんですけど、5年どころか10年ぐらい、申請がなくて補助の実績

もないという現状もございますので、予算的なもの要するに補助の上限をどれぐらいにするかという検討も必要でしょうし、予算の範囲もどれぐらいにするかという検討も必要だと思いますので、そのところまた、意見を吸い上げながら検討していけたらと考えております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 議場の中で唯一、女性課長がいらっしゃいますが、住民課長急に振って申し訳ないんですが、生ごみの処理はどうかさっていますか。もし、生ごみ処理機があれば、ほしいと思いますか。

○ 金城利光 議長 金城由美子 住民課長。

○ 金城由美子 住民課長 御指名ありがとうございます。私も一家の主婦ではございますので、日々生ごみには、頭を悩まされているところではあります。私の住んでいるところも多少の庭がございますので、そういった堆肥として利用できるようなところに住んでおりますので、もしこのような機具を使った場合には、責任を持って生ごみを堆肥化させて、庭に還元することもできますので、活用したいと思いますし、また国頭村の御婦人たちも、ガーデニングとか野菜づくりなど、興味のある方はたくさんいらっしゃいますので、そういった方々にも好評を得ると思いますので、福祉課を含めたその検討の中にも、我々女性の意見も反映させていただきながら、実施に向けて検討する中で、私たちも意見を述べていきたいと思っております。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 今、議員のほうからあります電動型の生ごみ処理機は、これは種類とございますか。乾燥式、これは乾燥させて軽くする。水分を飛ばして乾燥させるという乾燥式のものであったり。バイオ式、これは中に微生物を入れて攪拌しながら土に戻して行って、この土をまた畑に戻すという種類であったり、ハイブリッドとって、この乾燥させながら、バイオを混ぜながらというまさにハイブリッドの機械がございまして、それぞれまた価格帯については、乾燥型が2万円から8万円程度であったり、バイオ型が10万円程度、あとハイブリッド型が11万円程度という価格帯がそれぞれ異なっておりますので、先ほど申し上げたこの予算面も含めて、そういった部分の検討も必要でしょうし、また補助率ですか。そういった部分もまた検討しなければいけないと考えておりますので、検討していきながら前向きに考えていきたいと思っております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 住民課長、女性の立場で急な振りではありましたが、ありがとうございます。

実はこの生ごみ処理機についてなんです、ある方から最近、深夜のテレビショッピングで生ごみ処理機をやっているんだけど、自治体によっては補助金が出ることがあるので、確認してくださいとあったけど、「国頭村は生ごみ処理機に対して補助が出るの」というのを聞かれての今日の一般質問になります。私もそう言われて、深夜のテレビショッピングを確認しましたが、やはり定期的に今やっております。このテレビショッピングでやっているのは3万円ぐらいのものだったと思いますが、それをやっています。そういうやはり関心が高い方がいらっしゃるということは、コンポスターはここ数年はないということですが、それに関する村の規則みたいのがあれば、それにのっけて生ごみ処理機も入れたほうがいいのかと思います。急に、大勢の人が申し込んで、たくさんの予算が必要になるというものではないと思います。ほかの市町村でも、さっき答弁いただいたように、数件だとは思いますが、一つのエコ的な住民行動、婦人会活動の一つとして、ごみを減らしましょう。それを自然にやさしく、地球にやさしい堆肥に戻して活用しましょうというのもある一つのこのSDGs的住民運動にもなるのかなと思いますので、ぜひその辺を検討していただけていただきたいと思いますが、村長その辺はどうでしょうか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 議員がおっしゃるとおり、SDGsの観点からも是非このごみを減らす、いろんなマスコミ等でも問題になっていますね。食べ残しが日本は非常に多いということで、いろんなコンビニでも改善をされているようです。さっきあったこの生ごみ処理機、県内の町村の資料も福祉課から見せていただきました。補助額についてはいろいろまちまちであります。それとその価格についても、大きさ等もあって、結構高い。補助金の額との問題もあるかと思いますが、自己負担が多いとなかなかその辺り買えるのかなという問題になって、安い価格で買えるものがないのか。あるいはこの補助金との絡み、いろいろと検討していきたいと思います。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 ほかの市町村の上限を参考にしながら、本当に高いのは十何万円とかするものもあって、関心のある方はこの上限分をいただいて、それでも自己負担してやりたいという方がいるのかもしれないし、その辺を検討していただいて、ぜひ住民行動の一つとして、村民がすぐできるエコ活動の推進として、ぜひ村でも奨励して今後、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで本日の、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 金城利光 議長 これで4番 宮城千賀子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。（午前11時40分）

再開いたします。（午前11時40分）

8番 山城弘一議員。

〔8番 山城弘一議員登壇〕

○ 8番 山城弘一議員 では、通告に従って、一般質問を行います。

まず1点目、安心・安全な宜名真区内の環境整備について。

今年の2月に土砂崩れが発生し、役場のほうも緊急にブルーシートを張って対応を行いました。令和3年度の一般会計補正予算で測量設計委託料3百万円、工事請負費1千2百万円が計上され、可決されました。現在、ボーリング調査も済みであります。それに基づいて測量設計が進められています。今回の土砂崩れ周辺でも亀裂、ひび割れ等が確認されており、人命に関わる災害の発生も予想され、1日も早い対策を講じて、区民が安心して生活が送れるように対策を講じてほしい。

宜名真辺戸線の上の法面は、県の地すべり危険地域に指定されており、以前に県の北部土木事務所において、土砂崩れ対策工事が行われている。

質問No.1. 今年2月に発生した土砂崩れ現場の対応と今後の見通しについて。

② 土砂崩れ現場の周辺にも危険な場所が確認されるが今後の対応について。

③ 5班の避難用の階段中央に設置されている手すりを右側に移動することによって、草刈り等の作業がスムーズに行えるという住民からの声がありますが、行政としての考えはどうなっているか。

質問No.2. これについては、意見交換会でも説明があったわけですけど、来年5月15日に本土復帰50周年を迎えるが、国頭村の対応について。1972年5月15日、沖縄が本土復帰し、来年の5月15日で50周年を迎える。本土復帰ゆかりの地、辺戸岬で復帰40年の関連行事を行った、国頭村と与論町との合同で行いました。復帰50年に向けて、子どもたちが本土復帰の歴史の学習も必要であり、本土復帰ゆかりの地、辺戸岬で子どもたちの平和学習等を行うのは必要ではないか。

質問事項① 復帰40周年に行った海上集会、かがり火の点灯や両町村の子ども達の交流など、関連行事

について。

② 実行委員会の立ち上げについて。

③ 今後の国頭村と与論町の交流について。

質問No.3. ふるさと市は、今から約20年前、JAの生産部会連絡協議会の総会で自分たちで生産した農産物を売ってはどうかという意見が出て、スタートしました。当初は、土曜、日曜の営業で、テントを張って行っていました。上原村長のときに、今の場所に店舗を新築し、その後行政のほうから、クーラーの取り付け、店舗の拡張整備等を行ってきました。店舗の経営も平成24年に観光物産センターに移管し現在に至っています。

平成24年移管当時は、1千6百74万4千円の売り上げ、平成29年に初めて3千2百71万7千4百円、令和元年に3千3百47万6千円、令和2年には4千4百87万2千円と売り上げが伸びてきています。その反面、売り場店舗は、お客さんの増加に伴って、密の状況となっており、安心・安全な経営を行うには、店舗の拡張は必要であり、これから世界遺産を見据えたとき、お客さんがこれで以上に増えると予想され、ふるさと市の店舗拡張は必要ではないかと思っています。

なお、質問席より、再質問を行います。よろしく申し上げます。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城弘一議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1. 安心・安全な宜名真区内の環境整備関連で1-1 土砂崩れ現場の対応と今後の見通しについてであります。

今年2月に発生しました土砂崩れ現場について、4月27日の臨時議会にて補正予算が可決をされ、4月30日に委託業者と契約を締結しております。現況としましては、地質調査を実施し解析業務も完了しており、設計を進めている段階であります。本委託業務の工期は7月30日ですが、工事につきましては、設計が完了し成果品がまとまり次第、早期発注を予定しております。

1-2 土砂崩れ周辺の危険箇所の対応についてであります。

土砂崩れ現場周辺の危険箇所においては、今回の委託業務と併せて確認を行っております。現時点では、石積擁壁及び地山のすべり等の大きな変異が確認はされておきませんが、降雨時や通常の巡回パトロール及び経過観測等の強化を実施し安全・安心の確保に努めてまいります。

1-3 避難用階段の手すり位置の移動についてであります。避難用通路の手すりにつきましては、平成29年3月に宜名真区からの要望で、手すりを使い昇降する住民が交差できるよう階段の中央に設置したという経緯がございます。維持管理における草刈り等に支障がある場合は、宜名真区と調整し手すりの移動について検討をしております。

質問2. 祖国復帰50周年関連の2-1 復帰40年に行った海上集会、かがり火の点灯及び両町村の子ども達の交流など、関連行事についてであります。

令和4年4月28日に開催予定であります祖国復帰50周年記念事業に向け、8月に実行委員会を各関係部所とも調整をした事業計画案を基に、事業内容等が協議されることとなります。基本的には、復帰40周年事業で行った海上集会、かがり火の点灯、両町村の子ども達の交流なども含めた内容で実行委員会に提示をする予定であります。

2-2 実行委員会の立ち上げについてであります。

平成24年度に祖国復帰40周年記念事業を実施し、来年度は50周年という大きな節目の年になります。既にマスコミ等におきまして、来年の祖国復帰50周年に向けて各方面で動き出しております。本村においても、令和4年4月28日に開催予定の祖国復帰50周年記念事業に向け、与論町とも調整しながら、祖国復帰50周年記念事業計画案を作成し、役場内で準備を進めております。去った5月24日には、祖国復帰50周年記念事業実行委員会設置要綱を制定し、今年8月には、実行委員会を立ち上げ、委員会において実施内容を決定する予定であります。基本的には、40周年事業で実施しました海上集会や記念行進、与論町との交流会、かがり火、児童交流、歌碑・記念碑の建立、記念誌作成など予定をしております。

2-3 今後の国頭村と与論町の交流についてであります。

与論町との交流については、今年度も計画を立てております。4月30日には、与論町とのWEB会議にて今年度の交流事業について内容の検討を行っております。

今年度の交流事業としては、沖縄県内の商業施設においてヨロン・国頭村観光物産フェアの開催、お互いの中学生等を対象とした与論・国頭自然体験学習の開催、その他産業まつりやヨロンマラソンといった相互のイベントへの参加による交流を計画しております。

現在は、新型コロナウイルスの影響等もあり交流事業の具体的な内容及び日程等の詳細については検討しているところであります。

質問3. ふるさと市の店舗拡張についてであります。

ふるさと市は、平成18年度に開設し、平成25年度に観光拠点施設機能強化事業において増築をされ、現在に至っております。

今年度に入って、ふるさと市を管理する国頭村観光物産センター株式会社と経済課との担当レベルでの運営会議の中で、ふるさと市の農作物等の販売量、及び取扱量が共に増加傾向にあり、今後の国頭村産農産物等の販売強化、及び地産地消の推進を図る上では現在の面積では手狭であることから、店舗増改築の必要性について話し合ったとのことであります。

現時点で具体的な内容は示されていませんが、管理者側の意向等を確認し、増改築の支援の方法や内容について検討してまいります。以上でございます。

○ 金城利光 議長 昼食のため、休憩いたします。(午前11時55分)
再開いたします。(午後 1時30分)

8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 こんにちは。再質問を行いたいと思っております。

村長のほうから答弁があったわけですが、まず宜名真のほうなんですけど、現在、ボーリング調査も終わって、測量関係が入っているという話なんですけれども、見通しとしては何月ごろ工事を発注できそうですかね。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今現在、設計に入って、その中で土質調査の解析も終わって、あと構造物の構造計算も終わっております。あとは当初、地権者、個人の土地に入るものですから、地権者へは3月ごろですか、同意。用地は若干潰れるということで、同意は取っております。今回設計に入れた段階でも工法も確定していますので、改めてその地権者に再度、これ一応、明日地権者のほうに確認、図面を持って確認に行く予定をしています。今の段階でいいますと、6月末までには設計は終わって、7月の中旬以降には工事発注の予定しております。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 7月中旬ごろには発注予定だということなんですけれども、どんなですか。当初の予算の1千2百万円で、工事止まりそうですか。それともまた補正を組まないといけないような、かなり大規模な感じの工事になりそうですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 4月の補正の段階では、案として間知積みを想定しておりました。今回、設計入れて、土質調査入れた結果、間知積みでももつという報告を受けておりますので、予算としては余った分、そのまま補正額でいけるかと思えます。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 それはそれでいいんですけれども、問題なのはこの周辺です。周辺の左側も石積み膨れ上がって、いつ抜けてもおかしくないような状態になっています。それとここに民家がありますよね。民家があるから今はその擁壁でそれがもっているような場所なんです。民家の上の宜名真辺戸線の工事しているところは、アスファルト亀裂が入っています。整備をしたときに、アスファルト少し盛り上げているさーね、左側。それも中央から亀裂が入って、その下の構造物があるでしょう。それが下がっていますよね。非常に危険な状況なものですから、その辺一帯も今回のボーリング調査を含めて、調査を入れたのかどうか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今回実施したボーリング調査に関しましては今、崩落している箇所、あとは周辺のもの目視でもって確認させております。今、議員からおっしゃったとおり、やはり周辺のほとんどが昔の石積み、区でやったか個人でやったかは定かではないんですが、そこら辺の石積みも大分老朽化しているので、昔のもので空積みなんです。モルタルとかで固定されていないという状況なものですから、そういったものへのまた影響もこれから懸念をされるんですが、一応今、県にも確認したところ、土砂災害区域には指定されているんですが、これはもう防災、防災事業に関しても市町村で行うということになっております。路線の中に一部県がしたのものもありますが、これに関しては大規模な影響が出る箇所について、県と協議をして県のほうで代執行といいますか。そういう県が実施するということになっております。今回の場所につきましては、ほとんどが村道の近く、村道へのまた影響が懸念されるということもあるので、市町村のほうで事業は実施すると。その中で村のほうでも緊急自然防災対策事業ですか。その予算でもって、防災計画をつくりたいと思っているんですが、これが今年度から策定に入ります。その事業採択の要件が策定、計画を策定していないと事業はできないということですので、次年度以降、ちょっと急ぎ、そういった策定できるように取り組んでいきたいと思えます。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 緊急防災関連の予算は、これ総務課の何か関係の予算ですか。そういう話も少し聞いた覚えがあるんですけど、総務課長。

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、来年度計画しています国土強靱化計画というのがございます。これは大規模災害に備えた事前に想定して、最悪のシナリオを想定して立てる計画でありまして、どこが悪い箇所なのか。そういう大規模につながるのかというところを、事前に調査をして、そこに必要な事業が充てられるという

もの話になっているかと思います。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 ぜひですね。今の工事場所周辺も非常に危険な状態ですので、下に民家もありますので、上から流れてしまったらすぐ、民家を潰して、人命に関わるようなことも発生、予想されますので、ぜひこういった国土強靱化の出ている予算もあるみたいですので、その辺をこういった予算も活用してやってほしいんですけど、村長、副村長あたりでその辺、リーダーシップをとってほしいんですけど……。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 村の予算、潤沢なものではないものですから、様々な助成制度、補助事業等を活用して、今後やっていこうということは思っております。ですので次年度、国土強靱化事業という計画がございますので、その中にさらに通常のパトロールを含めて、こういった場所が危険なのかということも含めて、総合的な計画の中で一番、緊急的なものから事業化できたらいいのかと思っておりますので、ぜひ検討してまいります。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 それまでは建設課としては、目視でのパトロールだと思うんですけど、これを定期的に行う予定があるのかどうか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今現在も定期的に村道のパトロール、週に1回、月に最低3回程度は現場回するようにしております。先ほどの宜名真辺戸線におきましては、やはりそういった災害とかが懸念されるので、重点的に監視はしていきたいと思います。また区長、地域の住民のほうにもそういった雨降りとか、何か異変を感じた場合は報告するように、連絡がきちんとできるような体制は取ってしていきたいと思います。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 宜名真辺戸線の上のほうは、県の地すべり指定地域ですよ。以前に10年ぐらい前ですか、県の北部土木事務所が防災事業を入れているんですけど、その後その点検とか、さっと目で何か少し、山が動いたという宜名真の人がいるんですけど、その辺役場も確認したと思うんですけど、そういうこともありますので、これはぜひですね。土木事務所と役場が一体となって、道の上のほうも確認してほしいんですけど、それはどうですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 県ともいろいろと協議をしながら、定期的な巡回のときにもそういった下だけではなくて、道路の上も気にしながら、いろいろ注視しながら巡回はしていきたいと思います。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 ぜひお願いしたいと思っております。

それと5班の手すりの件ですけど、平成29年に宜名真区からの要望で中央に固定したとあるんですけど、この階段の道幅が1メートル10センチですよ。1メートル10センチってこのぐらいですよ。それを真ん中から手すりの上から、草刈り機が使えないんです。その当時はどうやったかわからないんですけど、そういう今、管理をしている人たちから、これを右端に寄せたら草刈り機も使えて、管理がしやすいという、そういうふうな意見もありますので、その辺、再度宜名真区のほうで、区長あたりと意見交換しながら、これをどうするか。話し合いを持ってほしいですね。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今、おっしゃられる階段につきましては、村としましては避難路としての位置づけもされていない状況なんです。地域が独自で設置したのか、また手すりについては、平成29年度に宜名真辺戸線工事中に区からの要請があって、「手すりをぜひつけてほしい」ということがあって設置したと。その設置する場所も、この区長立ち合いのもとで、この場所ということで真ん中に設置した経緯があります。やはり今、おっしゃったとおり、維持管理はやはり狭いところでは大変だろうということがありますので、一応はそういったことを調整しながら、村としては移設を、区がよければ移設をしてもいいのかと考えております。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 これは一般質問に入っていないんですけれども、今は宜名真辺戸線の工事やっていますよね。これ何年度で終わる予定ですか。この宜名真辺戸線の工事は。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 この路線の計画期間が今年度、約300か350メートルで終了、今年で一応、計画期間が終了となっておりますが、一応計画ですと戻る道まで行く予定、計画でしたが、やはり向こうの岩石とかいろいろ、幅員ですね。村道認定としてまた幅員がとれない場所があるものですから、やはり計画では若干、短くなって。その戻る道の手前、もう少しスペースがあるところまでが今回、計画路線となっております。今年度で終了します。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 じゃあ、幅員の狭い岩、両サイド岩になっていますよね。それはそのままの状態、フェンスだけかぶせて、もう工事は終了の予定なんですか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 そうですね。今おっしゃったとおり、そのフェンスの手前は現状のままということになります。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 はい。ぜひですね、宜名真区の災害については、1日も早めに工事を施工されて、また周辺も危険な状態ですので、国の国土強靱化の予算を活用してやってほしいものだと思います。

次に、本土復帰50周年に関しては、この前の意見交換会の中でこの計画案が出てきているわけなんですけど、それに沿ってちょっと質問をしていきたいと思っています。

40周年のときにも4月28日に、いろいろとやったわけですけど、それが終わってこの40周年の総括はされたのかどうか。今の村長が多分企画課長だったと思いますけど、その辺何か、そういった総括資料とか、そういった反省はありますか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 40周年のときの総括ということなんですけど、すみません。記憶はないんですが、報告書としては作成はいたしております。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 その40周年の報告書はあるみたいですから、それに沿ってまた今回の50周年は大体やるということだと思うんですけど、まずこの海上集会ですか、4月28日に予定されているんですけど、その規模ですね。船を何隻と出して、そして人員をどうするのか。40周年のときには10隻ぐらい出ましたか。その規模で行うのか。それともそれよりもう少し50周年という節目ですから、いろいろと新

報、タイムスの新聞にもありますので、載っていますので大分、今感心が高まっていますので、本土からマスコミも多分来るでしょう。そうしたらマスコミも自然にこれ大分出ると見ているんです。地元の国頭村の人数はどうするのか。その辺はまだ、これからあれするのかな。

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 お答えします。

基本的には復帰40周年記念の事業を参考にしております。先ほどいった海上集会の船、やはり10艇ほど今、予定はしております。その中で40周年事業のもので、やはりマスコミ等の専用の船、それとあと村民、それから県関係者等の船を準備をしてやっている経緯がございます。同じような形にはなるかと思いますが、8月に実行委員会がございますので、そのときに方向性が決まるのかと考えています。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 辺戸岬のほうで記念式典ですか。これをやるようになっているんですけど、観光案内施設がありますよね。カフェですか。それも活用されるのかどうか。悪天候のときには、テント張ったら厳しいですので、そのスペースでもできると見ているんですけども、それを活用も今、検討の中に入っているのかどうか。

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 お答えします。

場合によっては、そちらを利用させていただくということも考えています。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 記念式典は辺戸岬、50周年の記念祝賀会は、国頭村民ふれあいセンターになっていますよね。その方法でいくんですかね。

○ 金城利光 議長 暫時、休憩いたします。(午後 1時50分)
再開いたします。(午後 1時51分)

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 40周年のときには、現地でされています。今回、国頭村観光物産センターは特設展示場として設営する予定になっています。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 説明が意味とれないんですけど……。

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 写真展とか、そういった特設展示場になっています。ゆいゆい国頭ですね。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 この資料見ると、復帰50周年記念祝賀会、会場、国頭村ふれあいセンターになっていますよ。案ですけどね。

○ 金城利光 議長 休憩いたします。(午後 1時53分)
再開いたします。(午後 1時53分)

知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 確か記念式典を辺戸岬でやって、実はこのかがり火も若干暗くならないとできないというタイミングがありまして、その間はその記念式典の後に、そこでちょっと交流会といいますか。それを持って、それから日が暮れるのを待って、それからかがり火に火をつけて、それでそこは終わりにして、あ

と与論とか、その関係者だけの交流会はふれあいセンターだったのか、物産だったのかですね。あったという記憶はあります。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 これは案ですからいいんですけど、40周年のときに国頭村からの子どもたち、また与論からも来たと思いますけれども、向こうで何かこっちからは副村長が行かれたのかな、子どもたちと一緒に。ちょうちん行列があったという話があるんですけど、与論のほうで。それは聞いていますか。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 前回の資料から読み上げますと、まずは与論町で行進参加やったということは聞いています。それから式典も与論町の中の式典。それから海上集会も当然、与論町から出ています。それから平和学習、多分山城正二先生が行ってやったと。そして与論町の学習も含めてやったということ。それからモニュメント、ヤンバルクイナを贈呈届けしたということ。それから交流会という形なんですけど、ちょうちん行列がどういったものなのかということは、少し記憶にありません。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 私も人から聞いた話ですので、それはやったかどうかは、行進はやったと。多分、ちょうちんも持っていたんじゃないかという話があるわけです。その辺を今回また50周年どうするかは、後で話し合いをしたいと思いますけれども、肝心なのは子どもたちの交流を含めて、平和学習なんです。できれば中学生、小学生の高学年は現地の辺戸岬へこういった復帰50周年の意義、これまで復帰運動がどうだったのか、それも含めて闘争碑を前にして、私はこういった平和学習をやったほうが、より子どもたちに伝わると思うんですけど、教育長その辺今後、検討される予定はあるかどうか。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 確かに、平和学習とても大事な学習内容だと思うんですけど、順序良く話をしていくと、小学生から中学生まで全て、学校でどういう学習を身につけ習得させるかというのは、文科省の学習指導要領に従ってつくっていかないとはいけません。それを基にして各教科書会社が教科書をつくって、その内容を使って先生方が子どもを教授していくというのがシステムなんですけど、その中に沖縄の祖国復帰とか、そういったのは一切、教科書会社で取り上げているところはありません。しかしもしそれをやるとしたら、当然勝手に国が示されたもの以外のものを入れるわけにはいかないんで、こっちのほうで計画をして、教育事務所の許可を得て、県の義務教育課の許可を得て、国頭村の小学校ではこういう学習を進めていきますという形を取らないといけません。ですから、もしやるとしたら、社会学習内容になっていくので、この教科社会科の中に入れていくか。あるいは総合的な学習の中に入れていくか。何年生を対象にしていくか、たくさん検討していかないといけないものがあるので、そこら辺をいろいろと検討しながら確実に、普通の平和学習は慰霊の日の前にやられています。今現在も実施されていますけど、祖国復帰と4.28に関しては、あまりやられていない現実なので、ぜひこの与論との交流を含めたこの海上集会など、本当に国頭村ならではの文化をどうにかして、教育の中に盛り込んでいけたらと思いますので、今後検討して学校に提案できればと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 これは教育事務所が、こっちから提案しますよね、企画立案をします。でこれは大体どのぐらいかかるんですか、日数として。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 事後のものでもかまわないと思うんですけど、ただ大体は事後でやっても通っていくことは通っていくんですけど、平和学習としては。ただ変なイデオロギー的なことが入っていると、完全に却下されていくので、多分先生方や学校もそれは十分承知だと思うので、いつやろうとしてもできはすると思います。

ただ、一番正しくやるのは、年間教育計画が執行されるのは4月1日からなので、それを作成する前に、つまり2年の3月ぐらいに、各学校に次年度こういう計画をやってください。こういう教育をやってくださいという提示していくのがタイミングかと思います。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 ではまだ時間的には、十分あるということですね。わかりました。ぜひですね、やってほしいと思います。

それとそれ以外にも、コロナの前は、与論からこっちに来たり、こっちから与論に行ったりして、いろいろと交流していたわけですけども、聞くところによると与論町は、鹿児島県でも学力はトップクラスですよ。向こうの中学校、高校は一貫教育らしくて、そういう関係もあるかもわかりませんが、だからこういったのを前の教育長のときにも聞いたんですけど、以前に教員が先生方が与論町に行って、学力の高さの秘訣ですか。それを聞きに行ったということがあったみたいなんですけど、新しい教育長どうですか。この与論町の学力を国頭村にも反映させて、国頭村の子どもたちの学力向上に結びつけようというあれはないですか。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 前任の教育長のときに行かれたらしいんですけど、そこら辺の情報は全く私にはないんですけど、鹿児島県自体が学力、つまりテストの点数の取得獲得の率が非常に高い、正答率が高いということなんですけど、そこら辺のシステムはぜひ参考にしてみたい部分でもありますけど、単に当然、この点数とか学力でいっても点数だけではなくて、子どもたちの生き方、過ごし方、成長とかいろいろと大きい意味での学力、生きる力と捉えて、そういう視点で与論とまた何と申しますか。教育面での交流もできたらと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 自分が聞いた範囲では、家庭学習を1日4時間ぐらいするみたいなんです。そういう話もありますので、ぜひその辺の交流も行いながら、やろうと思っています。

次は、大人の交流なんですけど、これまでやはり3か年、4か年前から、また交流も盛んになってきたんですけど、今コロナで止まっているんですけど、オンラインで何か今後の交流について、話し合いがされたらと答弁があったんですけど、もう少し詳しく説明できますか。

○ 金城利光 議長 暫時、休憩いたします。（午後 2時02分）
再開いたします。（午後 2時06分）

山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 ウェブ会議、4月30日に行っています。内容については、共同で観光物産イベントができないものかと。それから中学生の自然体験学習、それから与論町での木育キャラバンができないかということで、今は検討中ということです。今2回目の会議を予定しているということで、コロナの影響でまだ日程が決まっていないというふうに伺っています。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ **8番 山城弘一議員** 以前に、辺戸岬の観光施設と、与論のサザンクロスですか。大きな建物、向こうを結んで何か、日頃から何か情報を発信できるような体制に持っていくという話があったんですけど、その辺はまだされていないですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 今の話について、具体的なものについては、勉強不足でありまして、自分はちょっと確認しているところではございません。

先ほどの子どもたちの交流という点でお話をしたんですけど、我々企画商工観光課のほうにしても、観光協会のほうと事業委託のほうをしており、与論との交流事業という形で委託しているものがあります。これにつきましては、毎年毎年、実施するという形で交互に訪問する計画が組まれているようですけども一昨年、確か与論町のほうから子どもたちが見えて、国頭村のほうで。逆ですね。こちらのほうから5名の生徒を連れて、与論町のほうに行って、向こうで交流してきた。本来であれば、昨年度、国頭村のほうに来ていただいて、こちらのほうで交流の予定であったものが、コロナで流れてしまったということで、今年度の観光協会の年間行事の中においても、今年度は与論町のほうから子どもたちを招いて、こちらのほうで交流するというような事業はあるということではございます。

○ **金城利光 議長** 8番 山城弘一議員。

○ **8番 山城弘一議員** コロナの前は、お互いの村まつりにも、この与論の畜産部会の婦人部が見えて、国頭村の和牛改良組合とも交流会もされたわけですけど、その後また国頭村の畜産部会の皆さんも与論のほうに行って懇親をなされたと。そういうことを考えると、与論は牛が今6千頭、人口と約匹敵するぐらいの牛がいるみたいで、ものすごく畜産が盛んなところになっているらしいです。そういうところの研修ができれば、もっと国頭村の畜産振興にも寄与するものがあると思っています。

それからまた区長会の皆さんも行かれましたよね。本来なら、議会も去年ですか、予算も計上して行く予定なんですけれども、なかなかコロナのほうで行けなかったんですけど。復帰50周年の与論町での式典の中には、このメンバー見たら、まだ案ですけど、国頭村議会も入っていますよね。そういうこともあります。今年の7月から沖永良部島、与論町、塩屋湾を結んだ高速艇が出る予定ですよ。これは今年の4月のタイムスで報道されていたんですけど、その辺確実に運航されるのかどうか。村長は非常に詳しいはずですから、何か情報等がありますか。

○ **金城利光 議長** 暫時、休憩いたします。（午後 2時10分）
再開いたします。（午後 2時11分）

8番 山城弘一議員。

○ **8番 山城弘一議員** その高速艇の話は別にして、今後国頭村と与論町の交流を深めるために、1年間、運賃の助成はできないか。村としてですよ。与論町に渡航するときには、運賃の費用を復帰50周年の記念も含めて、1年間助成措置がとれないかどうか。これも検討しないといけないと思うんですが、その辺、検討されますか。

○ **金城利光 議長** 宮城明正 副村長。

○ **宮城明正 副村長** 今のところその行政を含めて、関係機関、それから子どもたちと、限定された交流というところは目に見えると思います。さらに強化を図るということであれば、村民全体に、そのうち助成するというのも、一つの効果があるのかというふうに感じますけれども、そこら辺含めて、どういった形でできるのかどうなのかを含めて、まずは検討の余地はあるかなと思っています。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 この本土復帰50周年に関しては、これからいろいろとマスコミ等を含めて、にぎやかになってくると思いますので、ぜひですね、50年ということは、本当に節目ですので、これが60周年、70周年続くかどうかわかりませんが、一応歴史的な節目ですので、ぜひ記念式典とか、いろいろなイベントが本当にやってよかったと。それと与論町、国頭村の交流につながるような決意を村長に聞きたいですね、最後に。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えします。

今議員がおっしゃるとおり来年は復帰50周年という大きな節目にあたります。これまで30周年、40周年と記念行事をやってまいりました。さらに充実した形で、どういう形でできるのか。40周年でやった行事をベースに、関係機関やいろんな方の意見も聞きながら、しっかりと準備を進めていって実施したいと思っています。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 ふるさと市の件なんですけれども、今から20年前にテントを張って、土日を利用して行ったのが始めです。その経緯というのは、JAの生産部会の連絡協議会の総会の席で、その20年前というと、沖縄でも直売所があっちこちにできて、大宜味村も国道沿いに何店か出てきていました。

物産センターは、トイレの前の軒を利用してやっていたんですけど、それがちょっと脆弱だったものから、農家のほうからそれではいけないんじゃないかと、自分たちも何かしらやったらどうかという意見が出て、始まりと思っています。それからそうしている間に、上原村長のときに、当時経済課長の嘉陽さんが、店舗を造りましょうという話があって、そのときに議会でもいろいろと議論されたんですけど、今振り返ってみますと、そのときに造ったのが非常に大きな成果ではなかったかと私は思っています。

それから売り上げも徐々に伸びてきて、平成24年にこの店舗をこれまで農家は自分たちで運営していたんですけど、非常に厳しくなって確かに利益はあったんですけど、なかなか売り子を手配するとか、そういったものが厳しい中で、そういった相談をしたら、当時の経済課長の太田さんが、では自分のほうから物産センターに、相談してみようということになって、物産センターに相談したら、じゃあ私たちが経営してもいいですよということになって、平成24年から今の物産センターが経営をしております。そのとき、売り上げが1千6百74万4千円です。それから平成29年には、3千2百万円になりました。令和元年が3千3百万円、令和2年4千4百万円という3.4%アップしているんですけど、これはちょっとふるさと納税の返礼品も含めての額ですので、実際は3千7百万円ぐらいですか。ふるさと市の売上はですね。そういった関係で、今令和2年度時点で会員が200名、でも会員をカウントするときには、年間費1千円、千円を納めた人をカウントしてやっています。会費を納めた人が200名です。そうする中で今非常に売り場が狭いものですから、5年ぐらい前ですか。この軒を伸ばして、これも役場の支援なんですけど、クーラーも入れたんですけど、伸ばしていいんですが、また店を閉めるときには品物を中に納めないといけないという二重の手間もありまして、今コロナの時代で非常に密な状態になっていると。危ないんじゃないかという指摘する声もあるものですから、今回物産のほうから行政のほうに、何かしらの支援ができないかと、自分たちもある程度の負担はしますよと。そういうふうに関話をされていました。私の聞いた範囲では、本格的な設計測量を入れたら、予算がかさむと。それよりは物産のほうに補助金を出して、安くで済むような方法がいいのではないかという話があるみたいですけど、その辺は確認されています。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 今の話ですね。私、観光物産の株式会社の取締役をやっている、この間、取締役会がありました。総会が来週か。その中で令和2年度の決算の資料を見せていただきました。説明があって、物産センター全体で、例えばメインである特産品売り場が、コロナの影響で、約45%の対前年度減です。金額ベースで見ると1千6百万円売り上げ、それとレストランが35%の減、売上げでいくと約1千2百万円。それからキャンプ場が22%の減、約3百50万円の減です。

ふるさと市については、39%の増、売上額で1千3百万円の増です。菓子工房が2百50万円の減ということで、ふるさと市だけが唯一伸びたということでもあります。トータルで売上額にすると約4千6百万円に伸びたと。コロナの影響もあるんじゃないかと。要するに家ごもりということで、名護への買い物を控え、地元のものを買うということで、非常に伸びていて、村外からも買いに来る方も多いというのは聞いております。そういったことで場所というか建物が非常に手狭であるということで、私も見に行き、それを感じております。

それで24年度にちょっと前のほうに増築というか、屋根だけやっていますよね。その部分に壁というか簡単につくって、今は毎日片づけするのが大変だということもあるので、壁をつけてちょっと増築というか、したいということでした。これもそういった方法について、また役場と詰めていきたいということで話していますので、そこはまた物産と担当課で詰めていくという形で、それを受けて検討していきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 今、村長からも答弁があったんですけど、当初大宜味村の道の駅、新しい施設がオープンしたときに、非常に心配していたんです。向こうに客が大分流れるなと思ったら、逆に今は大宜味村あたりからも、このふるさと市に野菜を買いに来るお客さんが多いみたいな話も聞いていますので、これからますます、世界遺産になったときに、外から見えるお客さんも増えてきますので、店舗を充実して、一部には中に入れたほうがいいんじゃないかと意見もあるんですけども、役員会の中では生産者の、いやいや、国道沿いだからいいんであって、農家が気軽に入れるのは今の場所しかないよという話になっていますので、ぜひ今の場所に増築を必要と思っています。経済課長、その辺、初の仕事としてどうですか。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 この件について、経済課と物産のほうとでは、ふるさと市のみならず、ふるさと納税の返礼品の件であったり、地産地消の取り組みであったりということで、担当者レベルの私も含めてですけど、密に連絡調整しているところです。その中でやはり支配人のほうからも、今おっしゃったとおりの話がありまして、現場のほうでお話をしましたけど、確かに今これまでは建物がないから建物を造ってくれということで応えて、暑いからクーラーをつけてくれということで応えて、狭いから広げてくれということで、どんどん村としては支援してきたところですけど、今回については、またさらに課題もたくさん見えてきています。今やはり、狭いということと、品物の中に入れないといけないということと。あとも壁をつけたときには、やはり通気性も必要だろうと。ないほうがいい場合もあるし、夜についてはやはり防犯上、閉めておきたいということと。そういったこともいろいろありますので、その工法とか、どこに何をするかということ、夏場の状況、それと冬場の状況、それから開店時、あるいは西日が入ってくるとき、それから閉店後、様々な状況を想定した上で、どういった形のほうが最も、せつかく手を加えるからには、どういったほうが一番いいかということ、詰めていきたいと思いますので、話をしています。こんな長らく

使っていた施設なので、やはり時間をかけてより効果のあるものをしていきたいということを考えていますので、これからも調整を進めていきます。あと、方法についても、先ほど提案がありましたが、やはり村のほうでやると、公共的な単価を見られてしまいますので、物産のほうで自分らに投げてくれば、自分らの判断でやってもいいよということもおっしゃっていましたので、そこら辺についても、方法の一つとして検討して、実際これから内容を固めていきます。数字もはじき出していきます。その時点でまた村内部では、財政のほうとも相談をして、より効果のある方法でやっていきたいと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 さつき村長のほうからも、令和2年度の物産の決算状況の報告があったんですけど、今いろんな店舗を含めて、もうほとんど今、コロナの関係で赤字なんです。その中でもこういったふるさと市だけは、順調に伸ばしてきていますので、これがさらに伸ばすことによって、農家の所得向上、ましてや特産品の開発につながりますので、ぜひですね、期待に応えてほしいと思っていますので、最後に村長のほうから、この決意を聞いて、一般質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 先ほど、状況を説明しましたので、そういった状況を踏まえて、経済課長からもありました、どういった方法がいいのか。しっかりと物産と協議をしながら前向きに進めていきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 これで8番 山城弘一議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。(午後 2時27分)

再開いたします。(午後 2時32分)

次に、6番 与儀一人議員の一般質問を許可します。6番 与儀一人議員。

[6番 与儀一人議員登壇]

○ 6番 与儀一人議員 通告に従い、一般質問を行います。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画等。

①医療従事者への優先接種の現状は。

②村民へのお知らせ通知等は。

③高齢者に対しての集団接種実施計画は。

④高齢者への接種状況は。

2. 林業振興について。

①伐採計画は。

②村産木材の需要に対する供給状況は。

③国頭村森林組合の事業活動状況は。

3. 観光産業について。

①マリンツーリズムの推進状況は。

②リゾート企業の誘致は。

③新型コロナウイルス感染拡大状況下、国頭村内宿泊事業者等の現状とその支援策は。

質問席より、再質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長 与儀一人議員の一般質問にお答えいたします。

質問1. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画等の1-1 医療従事者への優先接種の現状についてであります。

医療従事者への優先接種に関しましては、沖縄県医師会等に所属している村内の診療所（両村立診療所、村立辺土名歯科診療所、のと歯科）村内の薬局2店舗に、お勤めの職員分については、各機関が人数等の報告を行い、沖縄県主導のもと県立北部病院や北部地区医師会病院で接種を行っております。

そのほか、本村からは、国頭地区消防本部の職員29名、村保健師・看護師5名の医療従事者として報告をしており、6月11日までに2回目の接種が完了となっております。

1-2 村民へのお知らせ通知についてであります。

村民へのお知らせ通知に関しましては、16歳以上の接種対象者となる村民全員へ3月31日に「新型コロナワクチンについてのお知らせ」を、そして現在行われている65歳以上対象の集団接種の「予約受付案内通知書」を4月7日に発送し、今後の7月接種分について、まだ予約の取れていない方々への予約受付案内通知を5月27日に発送しており、その受付が6月14日からとなっております。そのほか、村ホームページへの掲載や村内行政放送で周知をしております。

1-3 高齢者に対する集団接種実施計画についてであります。

65歳以上の高齢者に対する接種につきましては、「国頭村コロナワクチン接種実施計画」に基づき、北部地区医師会より医師・看護師を派遣していただき、5月から8月までの間に1グループ3百人の接種体制を確保し、村立総合体育館で集団接種を行っております。しかし、国から7月末までに接種を完了するようとの要請があり、国頭、東部へき地の両村立診療所の協力をいただき、8月分を7月に実施できるよう調整を行い、7月末までに完了できるよう進めているところであります。

1-4 高齢者への接種状況についてであります。

高齢者の集団接種状況につきましては、5月6日と27日分が実施済で、294人が2回目の接種を終え、6月10日は287人が1回目の接種を終えております。また、村内各施設（北斗園・楚洲あさひの丘、グループホーム国頭）の入所者への接種も、5月25日から各施設で順次実施をしております。

質問2. 林業振興についての2-1 伐採計画についてであります。

今年度、村内3か所の伐採を計画しており合計8ヘクタールの立木売り払い実施に向け調整をしております。次年度以降については、5年間の伐採計画が令和3年度までとなっているため、令和4年度以降、5年間の伐採計画を策定する予定であります。

2-2 村産木材の需要に対する供給状況についてであります。

森林組合に聞き取りを行ったところ、令和2年度は全ての需要に対し供給ができたとのことであり、また、オガコ、乾燥材などが事業計画に対して実績が上回り、令和元年度と比較しても令和2年度は、数量及び金額とも上回ったとのことであり、

2-3 国頭村森林組合の事業活動状況についてであります。

事業活動状況についても、森林組合に聞き取りを行ったところ、概ね事業計画に沿って実施ができたとのことであり、また、事業全体の収入は令和元年度を下回ったものの損益については、上回ったと伺っております。

質問3. 観光産業についての、3-1 マリンツーリズムの推進状況についてであります。

本村の新たな観光コンテンツとしてマリンツーリズムに着目し、滞在型観光へシフトするための有望なコンテンツになりうるものと考えております。

推進につきましては、昨年度、PRポスターを作成し、観光協会の会員や、県内の大学、沖縄県の大阪・福岡事務所等に発送をしております。

また、今年度6月発行のダイビング専門雑誌に国頭村特集ページが掲載されており、読者プレゼントとしてポスターを提供しております。

3-2 リゾート企業の誘致についてであります。

リゾート企業誘致イコールホテル誘致と受け止め、お答えいたします。知花正寛議員の一般質問でもお答えしたように、現在、県内でホテル事業を展開している企業から、村内の海岸線を活用してホテルを建設するにあたり、現地視察を実施し、用地についても確保できないかとの相談があり、沖縄県等との調整を行っている状況にあります。今後も引き続き、企業のアプローチに対して情報提供や調整を進めてまいります。

また、世界自然遺産への登録がなされた時には、様々な観光産業からのアプローチがあるものと推測がされます。その際の対応においても適宜、行っていきたいと考えております。

3-3 新型コロナウイルス感染拡大状況下、国頭村内宿泊事業者等の現状とその支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発令された、まん延防止措置並びに緊急事態宣言により、村内の宿泊事業者を含む、様々な業種において大きな影響が出ており、苦しい状況が続いているものと認識しております。

本村としましても、国が行う持続化給付金や雇用調整助成金等の案内、コロナ交付金を活用した村内事業者を対象とした2度にわたる給付事業を実施してまいりました。

今後におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状況が続く中、さらなる支援ができないか、関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 新型コロナウイルス感染症の予防接種等ですが、予防に関してですが、私前日も一般質問で行いましたが、やはり水際対策がすごいしっかりできていると。やはり村民の意識だと思うんですね。これまで15名、16名となって1人、村内ではなかったという結果において15名、その中でやはり不要不急の外出を自粛している村民、そして行事、冠婚葬祭、いろいろと自粛しているんです。そういう中でやはり巣ごもりをして、健康等もやはりお年寄りに関しては留意されますよね。やはりデイケア、いろいろなスポーツ関係、催し等々も含めてです。そして事業者、まん延防止措置、そして今ある緊急事態制度、そういったものに関して、皆さん本当に努力して、協力して、自粛して、皆さん本当に苦しい思いをして耐えているわけなんです。それで15名に収まっているということに対して、村長どう思われます。村民に対して、事業所に対して、そして協力をもらっております医療機関等につきまして、思いをお願いします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

これは新型コロナウイルス、昨年から全世界的に発症しまして、緊急事態、まん延防止といろんな措置が講じられ、特に観光業者をはじめ、様々な事業所において、非常に厳しい状況が続いております。昨年からおっしゃるとおり国頭村では15人の陽性者が出たということではあるんですが、幸いというか、それ以上に拡大には至っていない状況や村民や各事業所の皆さんの御理解があったものだと思っていますので、感謝申し上げます。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 そうです。やはり皆さん、感染拡大防止に相当努められたと。家族間のある家族の中で、2人程度出て、それからの感染者は広がらなかったという形で相当努力をして、皆さん本当に協力してもらったということに対して、本当に感謝すべきだと思いますし、私も感謝したいと思います。

その中で、医療従事者、優先接種6月11日までに完了ということでありましたが、福祉課長からは、ワクチンが残った場合の医療関係者等への予備的な要するに今言う、予防接種を受けるという優先的にということがありましたが、その医療関係者というのは、どういう方に当たりますか。今現在、6月11日までは、一応医師会等々、歯科そういったところはもうほとんど済ませているということではありますが、それ以外はどうなっているのか。消防関係も済ませているということでありますよね。どういった方が優先的になっているのか、お伺いします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 お答えいたします。

この集団接種の現場で、ワクチンの余剰が出た場合の使い切りといいますか。村の対応については、先ほども宮城千賀子議員の質問でも答弁と、もしかしたら重複することがあるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まずこの村長の答弁にもあります本村からの国頭地区消防本部の職員29名、今もちろん村内に居住している消防職員29名と、あと村の保健師・看護師5名、医療従事者として報告して、これはこの県立北部病院だったり、あと北部地区医師会のほうで、これは県主導の接種ということで、これまさに医療従事者という報告での接種となっております。6月11日に2回目の接種も完了しております。そのほかにこの集団接種会場ですね。総合体育館で実施している際に、例えば予約、受付した方がキャンセルしたり、当日お医者さんの問診で今回は接種を見合わせましょうという方が出た場合に、ワクチンの余剰が生じてまいりますけど、そのときは65歳以上で、キャンセル待ちでリストをつくっている方、すぐに連絡の取れる方に来ていただける方を優先的にその場で打っていただいて、それでもまだ余っているという状況のときには、この現場で従事している役場職員とかいらっしゃいますよね。例えば、元こども園でお勤めしていた看護師資格を持っている方が、個人的に協力していただいている方がいらっしゃいます。そういうこの集団接種会場に従事している方を、医療従事者として、医療従事者等として、みなすことができるとありますので、そういう方々を現場で接種していただいて、その余剰がでないように対応していくところでございます。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 わかりました。

接種会場においてやはり、サポート手助けしている資格を持っている方等々、その方々が優先接種に該当するということですね。それにおいて、次に行きますが、村へのお知らせ通知なんですけど、通知等というのは、実質上、1人暮らしのお年寄り等、郵送で恐らく通知していると思いますが、それにおいての対策、対応もらっても多分、わからない方もたくさんいらっしゃるんです。通知をもらっても、どうしていいのかわからないのか。下手するとちょっと高齢者の方だともう意味もわからない方もいらっしゃるかと思いますし、例えば一人暮らしにおいて、また新たな施設に入っているとか。いろいろと国頭村から離れている方々に対して、そういったものに関しての通知というのは、どのように行ってきたのか。そういう事例があるのかどうか。どのように行ってきたのか。その辺ともう一つあって。

わからない人に対するケア。例えばここでは、一人暮らしのお年寄りでも通知をもらってもわからないで、

理解していないんじゃないかなという対策、そういったものというのはやったのか、やらなかったのか、その辺までお願いします。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。（午後 2時53分）

再開いたします。（午後 2時53分）

新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 個人通知で、高齢で通知が来ているかどうか分からないような状況の高齢者等のお話でしたけど、そういった方々につきまして、民生委員であったり、区長であったりでフォローさせていただいて、声かけ等でそういった情報の周知につなげているところでもあります。

あと、例えば施設に入所された方というのは、御家族であったり、または施設のほうから、施設でも入所先の施設でも予防接種を行っていますので。接種券送ってくださいという通知も来る事例もございますので、そういった対応で問題なく、希望する方々への接種は実施できるように努めているところでございます。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 じゃあそれにおいて、ほぼ65歳以上の方々には伝わったという認識でよろしいですか。

それにおいて、やはり民生委員という話もありまして、この集団接種実施計画においても人員配置、要するにこれは国からコロナの予防接種においては、全額国が負担すると。計画においても例えば問題といたしますか。予約専用ダイヤルおよび福祉課が行う窓口対応等々の人員計画、そういったものが本当に適正であったのか。財源は国から補填されるわけですから、十分な対策というのが打てるはずなんです。医師会等もやはり連携してあるわけですが、それはそれとして接種会場であるかと思えます。しかしその事前の対応というのが、やはり計画上、充実した計画という形で余剰的に持っていても別に国が本当にこれ全額持つと言っていたんですから、その辺はしっかりとできるはずなんです。計画いかににおいては、そういうのをしっかりとやるべきであって、今後も4番議員からもありましたが、計画は大事というのは、そこにあると思えます。財源というのはやはり国から求めると。その計画のもとに求められるということでもありますし、その計画のもとに村民に対してのサービスの充実、提供、要するにケアの提供、そういったものをやはり大きく持っていけるはずなんです。それをしっかりと行っていただきたい。それにおいてやはり、安心・安全な予防接種会場の感染防止策、いろんなことができると思えます。人員配置もやはり多めに、できればですよ。そういったものを含めて考えてもらいたいんですが、どうですか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 人員配置について、お答えいたします。

今現在行われている65歳以上の集団接種、総合体育館で実施しておりますけれども、まず人員的に基本となりますお医者さんの配置であったり、実際、予防接種、注射を接種する看護師であったり、もろもろのスタッフ、基本的には北部地区医師会の協力のもと、派遣していただいて実施しております。その他の受付業務とか、あと問診票の確認とか、接種終わったあとの接種済み証の発行とか、あと経過観察、15分から30分の経過観察の人員配置については、我々国頭村役場、福祉課の職員であったり、今回このコロナ接種にあたって、かなり各課の皆さん、多忙などではあるんですけれども、全庁挙げて協力いただいて、必要な方の送迎まで含めて、人員配置をしているところでもありますので、現場としましてはまず第1回の、今回集団接種は初めての経験でもございますので、我々事前に名護市で行われた北部一円の各市町村集めての合同の実施のシミュレーションとかも参加して、勉強させていただいた部分もございますけど、あとどうし

でもそのシミュレーションをもとに、会場での流れといたしますか。そういったものを組み立てながらやったんですけれども、どうしても第1回目が入り口、受付のところが時間のロスといたしますか。それがあった部分で、本人確認だったり問診までの、問診票の確認までの時間帯、お待たせするという時間帯が生じた部分が第1回目の反省点がありましたので、そのところをまた2回目で修正できるところは修正をして、第1回目が全ての方が完了して帰られるまでが5時45分ぐらいだったんですけど、2回目は1時間ぐらい短縮をして、5時前には完了することができました。本当に初めて経験というのは、ものすごいエネルギーも使う部分もございますけど、皆さんの協力のお陰で今のところ、全日程完了できるように、我々も今頑張っているところではございます。

あと、普段の人員配置ですね。例えば集団接種の現場ではなくて予約、受け付ける段階で、今専用ダイヤル2回線設置しているんですけど、そこに専用の臨時的任用職員を2人配置をしておりますが、これに関してもやはり時間帯で、要するに電話がかかってくるときには、9時から予約を受け付けますよということで周知しておりますので、そのところでも集団的心理なんでしょうか。この世の中です、こういう状況でございますので、早めに予約したいということで、最初の9時スタートの時点で一気に集中してかかってきたことで、かなり混線してつながらないという苦情がたくさんございました。そういうところもありましたし、あとまた電話がつかないで、窓口のほうにたくさんの方が受け付けしようということで、たくさん来ておられました。

既にある程度、窓口にいらっしゃることは想定できたので、全職員で対応しようということで、事前に課内で会議とか開いていましたので、そのところで対応はしてはしておりますが、本当にこの混み具合、受付の段階での混み具合というのは、想定を超えている部分はございました。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 また、次回に向けて、64歳以下等々のやはりしっかりと計画を立てて、一番本当にしっかりとしてほしいのは、感染防止を徹底して行った上での接種、会場設置等を行っていただきたいと思います。

次ですが、高齢者への接種状況なんですが、そこにおいては日程からして、次回の日程においては7月10日、しかしながら6月14日からの受付となっておりますが、多分これも早めに16日まで見ていますが、すぐに締め切られるだろうと。しかしながらその後のものに関して周知されているのかどうか。あとの要するに4回目のものに対して周知されているのかどうか。実質、接種日は4回目のほうが早いわけなんです、1回目が9日、これは前にも説明があったように、診療所の先生等と、これがなければ8月までずれ込むと。しかしながら7月いっぱいみんな完了したいということでありましたから、その辺はやはり村の計画の中で、7月いっぱい収めようと65歳以上は。という形において、こういう計画になったということですが、そういうことにおいても周知すれば、あまり慌てなくてもいいのかと思うんです。その辺やはり周知して、また17日からやるというのは、逆に同じ日ぐらい、9日ですよと、1日前に打てますよということがあるわけなんですから、その辺はしっかりと周知すべきかなと。後でかかってきた、例えば14日で締め切られますけど、14日の受付分は、4回目にはもう持ち越さないですよ。4回目の受付分は、6月17日からとなっておりますよね。それは持ち越ししませんよね。そのまま450名で打ち切るわけですよ。そこはどうします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 第3日程、第4日程ですね、第3日程が7月10日と、7月31日。第4日程が

これが当初8月分、北部地区医師会の協力のもと予定していた分を繰り上げて、国からも7月中には完了しなさいと示されておりますので、その分を私立診療所のお二人の先生、諫山先生と町田先生、あと私立診療所のそれぞれの看護師に協力依頼をして実施するという事なんですが、日程的にはこの意見交換会でお配りした変更分ですね。変更分の日程からすると③が7月10日と、7月31日。本来④の日程のほうが早いんですけど、これは何と申しますか。視覚的効果といいますか、見る方が先に③を見るということも考えたり、これ意図的にこういう順序で並べております。なぜかといいますと、③の日程については、当初から北部地区医師会の協力を得ながら実施するという日程を組んでいましたので、その中で本来、当初300名枠を予定したところ、そこで450名、150名を増員、枠を増やしているわけなんです。それを6月14日に受付をしましたけど、午前中でいっぱいになって、この450名でももちろん打ち切りますけど、そのときに予約を取れなかった方、そこで約20名、キャンセル待ちでよろしいですかということで了解を得て、キャンセル待ちでまた確保している部分もあります。

その他にこの④の7月9日と7月30日、これが6月17日、明日受付が始まるんです。そこで実際にこの65歳以上、集団接種計画している部分の希望者の実数というのが確定してきますので、明日の予約状況がどうなるかというのが、ちょっとまた我々は、受付状況についての把握をしていきたいと考えています。④においての7月9日と7月30日については、私立診療所の先生が協力しておりますけれども、これは2人の先生でこなしていただきますので、ここは丸1日ですね、午前中と午後に分けて実施しますので、③の下にこの受付の日を設けて、表にも表示しています。私立診療所の先生に負担がなるべくこないように、できましたら北部地区医師会の日程に皆さんが接種していただけるような形を取ったことで、こういうようなスケジュールを組んでおります。以上です。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 はい、わかりました。その中で4回目において、実質上、当初1,350名、78%を想定していたと。今回またこうやって、最終的には84%から85%ですかね。しかしながらそれからの漏れ等々というのが出てくる可能性もあるわけなんですけど、この4回目において300名というのは、それ以上になるという可能性というのはあるわけなんですよ。どうなんでしょうか。それ以降の漏れというのは、どういった対応、実質上65歳以上というのが、大体1,713名をこれ算出されているわけですが、それにおいてからすると、約250名ぐらいいは、打たないだろうという想定の中でやっていっているわけですが、その方々が打つとなったときの次の日程というのは、どうなんですか。64歳以下になるのか。それともまた診療所で受けたり、そういったのが可能なのかなどなのか、お願いします。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 先ほど議員のほうからもありましたように、65歳以上の対象者が1,700名余りいらっしゃいまして、そのそれぞれの日程で1,350名プラス、村内の老人が入所する施設、北斗園であったり、楚洲あさひの丘、辺野喜のグループホームに約100名の入所者がございますので、そこも今並行して、村にある施設は、私立診療所の先生を協力いただいて、出向いて施設のほうで接種している状況でありまして、その100名合わせると1,450名、率にして約85%、1,700名余りから1,450名ですので、85%ぐらいいが希望するだろうという、あくまでも想定で枠はとっております。ただしかし、明日の予約受付状況でこの65歳以上の希望者がどれぐらいいるかというのが、はっきりしてきますけど、もし100%接種するという事を想定しますと、200名余りがあふれてしまうということになりますけど、その部分の対応については、当初この北部地区医師会の協力の下、実施すると予定していた8月日程は8

月5日と8月26日、これは先週の名護での北部会館で会議があったときに、医師会のほうにも確認が取れたんですけど、その日程は開けていますということがありますので、もし100%の希望者がいらっしまった場合に、またそのほうに65歳以上の方を受付をして、そこで対応しようと考えておりますので、例えば今おっしゃったあふれた方が接種できないような状況にはならないように、こちらのほうも北部地区医師会、または関係機関と協力しながら、実施していこうと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 接種希望の方、なるべく早く対応して安心、安全の下、接種会場の設置等を行っていただきたいと思います。

次に行きます。林業振興について。伐採計画なんですけど、今回令和3年度までの計画しかないということにおいて、今度5か年目ということですが、前はですぬ計画においては5か年終えたら、次の6か年目からの計画をするという形であったはずなんです。私も一応その辺は関わってきましたので、そういう計画のもとにあったと思います。

あと、この計画の中で、断念せざるを得ない箇所が何か所かあったということもありますが、その断念せざるを得ない箇所というのが理由がわかれば、説明してもらおうことと。あとなぜ6か年目のものをその5か年以内で計画に至らなかったのか。切羽詰まった計画ですよ、今ね。そういう形になってしまったのか。お願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

今おっしゃっていた前に計画をしていた5か年、令和3年度までの、それで実施できなかったところ、断念したところということについては、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提供できればと考えております。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 6か年目の計画が立てられなかったことについては、要するに10年計画で、最初の5か年を終えたところで、またその後の5か年の計画を立てることにはしていたはずなんです。そういう認識がないのであれば、それでもいいですが、答弁お願いします。計画の立案に関して……。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 私もちよっと今、4月から就任をして聞いたところでは今、5か年スパンでの計画で今、行っているということを知っておりまして、今後もそのような形でいくのかと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 わかりました。

今回から令和3年度、5か年計画に入ることをございますよね。その計画的な林地、村有林ですが、それが実質上、年間どれぐらいの面積についての計画なのか。大体年間どれぐらいの木材、次にも関連してくるわけですが、何ヘクタールぐらいの伐採面積を森林組合が求めているのか。どの程度の需要を見ているのか。その辺から含めて今、計画において年間何ヘクタールが必要なのか。それにおいては、針葉樹も広葉樹という形もあろうかと思えます。そういう中でこういった形での計画を持っているのか、お伺いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 現在は、需要に対して必要なものは、年間5から8ヘクタールは必要であろうと

確認をしております。そして今、おっしゃっているとおり、村有地では実施可能な場所が結構、少なくなっているということも事実であります。今後の方法としては、森林経営管理制度などを活用して、私有林がどの程度、活用できるかということをおもひの意向も確認する必要とか、いろいろと前段階での作業等もいろいろとあるんですが、そういう制度も活用していきたいと考えております。今年度については、この制度について、沖縄県のほうではまだ全国的に遅れているということで、今年度、県のほうに確認をしまして、久米島町のほうで一度、事例があると。それは先行事例ということで、各市町村に情報を共有して、その久米島町に続いて各市町村でもそれが実施できるような方法で今、県のほうと調整しております。

やはり所有者の意向調査を行って、そしてそこが適正な森林であるかどうかということをおもひをまず判断しなければいけないということになります。適正であれば当然、所有者と林業事業者との間で契約をして、整理をしていくと。そこが適正でない認められないものについては、当然市町村のほうで管理していかねばいけないということになります。その区分け、どの程度が適正な森林で、どこからが整備に値する適正じゃない森林かということの見分けの作業ということも必要だろうということで、そこら辺の久米島町のほうで取りあえず一度、先行的な事例をやって整えていきたいということをおもひのほうから報告を受けていますので、私たちも常に情報を共有しながら、次年度以降、その事例に倣って実施していければと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 それまで、こういう村有林の伐採計画が5年間組めるかどうかもありますよね。それによってやはり5から8ヘクタール、実質言って現在、針葉樹においては需要がすごいんです。供給が間に合わない状態です。森林環境譲与税等々の問題で、やはり県森連とタイアップして、木材の供給、例えば学校用品も含めて、そしてメイクマン等のDIYですか。そういったものに相当使われるということで、需要が伸びてきているんです。リュウキュウマツ。やはりしかしながら、リュウキュウマツの伐採はなかなか伐採地がないと。実質上あるんですけど、人工林としては、辺戸、宜名真に。その辺の伐採計画を入れるのかどうか。伐期齢として35年、7齡級8齡級みてやっていくのかどうか。その辺の計画も含めて今後、森林組合と。やはり詰めなければいけないのかと。木材は立木価格もあります。いろんな面であります。市場価格がそこに追いついていないというのが現状だと思います。実質上、人間も含めて、生産量含めて、その辺どのように考えていくか。そこにはやはり森林組合の経営があるんです。経営管理においてやはり今あるシステムの構築という中で、林業経営の効率化や森林の管理の適正化、一体的な促進を図るために、国はその仕組みをつくるという形で、一番目に森林所有者に適切な森林管理を促すために森林管理の責務を明確化するとともに、2ですが、森林所有者らは、森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。もしくは、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行うという形ですよ。その流れなんです。その流れをしっかりと見て、村が取り組んでいただければと思います。なぜかといいますと、やはり国立公園です。これは実質、林業形態の管理計画だけではだめなんです。わかりますよね。要するに今ある自然公園法の中の森林の管理、保護計画も含めてなんです。その中でやはりできるところとできないところのすみ分けというのは、やはり市町村がしかできないです。と思います。それにおいてやはり、前向きに取り組むか取り組まないかは、やはり行政ですよ。行政はどう考えるか、今後。村長その辺はやはり世界自然遺産、国立公園も大事です。しかしながら林業の森林の活用、我々今まで実質上、県内唯一の規模、ヤンバルの森はイタジイ、リュウキュウマツ、イジュなど多種多様な樹種の宝庫、古くから木材の一大産地として、人々の生活に重要な役割

を果たしてきた。

琉球王朝の時代から、ヤンバルの森は、王族や庶民を問わず、身近な存在であり、中でもヤンバルに住む人々は、森林を生活の基盤とし、森と寄り添うような暮らし、長い歴史の中で木材の旺盛な需要に応える形で、幾度となく直面してきた荒廃の危機から立ち直ったもの、実質戦後もいろいろとあるこの森から復興材としていろいろと出してきました。そういったものに関して、今どころじゃないですよ、木材の供給なんて。しかしながら自然は破壊されなかったわけです。生態系がダメージを受けたかもしれませんが、再生してきた。そういったこの森なんです。幾度となく直面した、荒廃の危機から立ち直ったのもそうした思いがつながってきたこそなんです。先人のたゆまない努力が実り、ヤンバルの森は今充実した時期を迎えていると。今本当にいい時期だと思います。伐期齢がすごいです。もう実質上、伐期齢が来ている森林が70%と言われています。それにはやはり今ある世界自然遺産地域がほぼなんです。

ただですね、民有林の活用において、やはりそれをリカバリーできるのではないかとこのところがあります。それはやはり今ある林業生産の効率化が必要なんです。今、市場価格と生産価格の乖離があるわけで、確かに外国産材は安い。杉もまだ安いのかもしれません。やはり県産材は高くあたるかもしれない。しかしながらそれは我々、先人からずっとつながってきた歴史でもある文化でもある、産業でもあるこの林業というのも一つの時代、そして付加価値というのが今後、森林環境譲与税で出てくる可能性が高まってきていると思います。そういったことにおいても、やはり林業の基盤、そしてそういったもの森林組合の新たなイノベーション、変革、改革、革新をしていかないと、多分持っていけないだろうと。そこにはやはり今、今度また経済課長、田場さんがなられてその辺、取り組んでいただきたいと思います。村長、その辺また、村長の意向がないとできないわけですから、やはりお二人の副村長、そして経済課長に今後の森林行政の取り組みについて、お伺いします。姿勢についてお伺いします。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 林業に関しては、村民がこれまで歴史的な背景のもと、木材の育成を守りながら育んできたというような歴史背景がございます。その関係上もあって、国立公園になったところもあつたりするものから、そこも含めて今度の首里城の木材も利用するというところは、県としても林業、政策の中でも携わっているという認識はしております。いずれにしても国立公園の中で地種区分がございます。特別保護地区、第1種特別地域についてはかなり厳しい部分がありますが、第2種特別地域以下については2ヘクタールまで切れると。場合によっては5ヘクタールまで切れると。ということもございますので、そこはしっかりと切れる場所ということは今後も引き続き、当然環境省の許可も取らないといけないということもございますから、許可も得ながら適切な管理の下で、林業経営をしていけたらと思っておりますので、そのためには森林組合の今後の改革も必要なのかと思っております。こういったことが可能かどうかというところを含めて、組合とも協議をしながら進めていけたらと思っております。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 村長に再度、提言というんですか、やらないといけないのではないかとこのところであって、森林環境譲与税の使い道なんです、今国頭村が譲与税の使い道として、木育推進体制の強化、森林環境教育体制の整備、木工職人の養成、ガイド等の人材育成、木育・木質化商品の開発、メニュー開発、モニターツアー実施等、そういったものにほぼ使っているわけなんです、やはり国が提言している中で、森林にやはり入れるべきではないかと。私有林の場合、一般造林化せざるを得ないという形があります。その中でやはりこの森林環境税、森林環境譲与税というのが一つ、御存じのとおり負担分、国、県が大体7

0%、大体造林事業においては、その負担分の30%としての役割、なぜかといいますと、受益者負担というのがまず難しいだろうと、地権者の負担が難しいだろうということがあります。そういう中でやはり切って植えて、保育して、間伐して、そして伐期齢に来たら伐期して、これが循環型林業です。これが従来の林業なんです。それをやはり保つためには、どうしても管理体制というのがそれをやはり行わないと、管理体制としては認められないと思います。その入り口はやはり伐採なんです、その伐採としての前提、森林環境譲与税を使った、一般造林への移行という形で、しっかりと財源を確保してほしいんですが、それに対して村長、どうお考えですか。

○ **金城利光 議長** 知花 靖 村長。

○ **知花 靖 村長** お答えいたします。

先ほど副村長からあったとおり、国立公園になって全く伐採ができないということではなくて、その制度の範囲内でできると。今回世界自然遺産の勧告が出た中で伐採等課題に上げられたんですが、これやんばる北部のことではないということであるので、やんばるに関しては、今までどおり、その制度の中の範囲内で、それは可能だと思っております。

今いう林業に関して造林等に関しても、村の負担があるんだけど、その財源をどうするかということで、森林環境譲与税の話もあります。私は森林協会の会長も務めている中でこの話も出ておりました。環境譲与税をもっと活用できないかと、要するに林業に。ということもあったので、今後その辺のところを含めて話し合いとかやりながら、検討していきたいと思っております。

○ **金城利光 議長** 田場盛久 経済課長。

○ **田場盛久 経済課長** 経済課のほうとしても、森林環境譲与税、これまで使途の目的とされている使い道なんです、森林の整備、それから人材育成、普及啓発、それから木材の利活用と使い道はしっかりと示されておりまして、その中でやはり人材育成とか、あるいは普及啓発、木材の利活用については、これまで実績があります。やはり使途の目的の筆頭にあります森林整備というところも、やはり使い道が様々ですので、バランスよく使っていくためには、今後議員がおっしゃるとおり、森林整備のほうにもどんどん活用していきたいと考えております。今後、世界自然遺産の登録を前に、そこでやはり国立公園の規制との関わりもありますので、許された地域でどれだけのことができるかということ、課内でもあるいは森林組合との意見交換もしながら、最大限活用して進めていきたいと考えております。以上です。

○ **金城利光 議長** 6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** 国は、今日の新聞にも載っておりましたよね。林業計画を立てると。要するに木材の戦略を見るということでもあります。そういったものに関しては、やはり我々は林業を生業にしてきた村であれば、やはりそれにしっかりと向き合うというのは必要ではないかと思えます。そういった中でやはり取り組んでいただきたいと思いますし、やはり森林組合においても35回の総会、令和元年5月31日の総会の事業報告にもあるわけなんです。

世界自然遺産への登録が見込まれ、林業活動が可能な区域がさらに狭まり、事業量が減り林業経営がますます厳しさが増している状況にありますと、しかしながらその中で、森林環境譲与税が開始する予定にあることから、森林整備事業に充てるよう国頭村長への要請、要望書を平成30年12月3日に提出いたしました。ということでもあります。実質上、宮城久和前村長は林野庁まで出向いております。実質上、要請書もしっかりと要望書としてあります。一般社団法人沖縄県森林協会の会長でありました。その中でもしっかりとうたわれております。

民有林の約4割を占める市町村有林においては、地域特性森林整備を促進する中で、市町村関係団体から森林環境譲与税の用途を市町村有林を含めて、天然林や人工林の下刈り、除伐等の保育ができるよう交付対象事業を拡充してもらいたいとの強い要望を寄せられております。ということであります。林野庁、内閣府まで行かれたようであります。沖縄北方担当大臣ですか。そういったことにおいてもやはり、我々村長も含めて林業という重要性、そういったものをしっかりと念頭に置いて、行政運営をしていただきたいと思えます。次に行きます。よろしくをお願いします。

次ですが、時間がありませんので、マリンツーリズム等というのは、やはり今辺戸でいるそうですが、リゾート企業誘致において、ホテル誘致等でありますが、それにおいて現在、やはり宿泊施設、ホテルを誘致するのであれば、現状の宿泊施設、脅威にならないのかどうか。競合しないのかどうか。場所的にはどうなのか。その辺とのしっかりと認識すべきだと思います。やはり隣接し合って、競合してしまって、今現状ある、コロナ禍ではない、そして需要がキャパが全然追いつかない需要と供給が本当にもう供給、需要が高まって、やはりどうにもならないというところと、あとは差別化ですよね。例えば今、オクマビーチであれば、そういったコテージ型のプライベート施設、そういったものを売り込んでまた高く売れば、そこにおけるの雇用というのが250～300名、本当のピークは300名ぐらいの雇用があると。実際には120名ですか、140名ですか、社員がいるということであります。そういう中の企業をやはり脅かすというのは、やはりあってはならないことであろうし、現在の納税事業所でもありますし、雇用の場でもあります。いろいろな面でやはり誘致は誘致として、とてもいいことだと思います。しかもそこに住んでもらえたら、もっとういでしょう。オクマの取り組みはほぼそうなんですよね。地元に住んでもらうために、アパート1棟借りたり、なるべく国頭村に住むという上からの達しです。社員に関して。そういったものというのがとても大事なんです。誘致するには、条件があるよと。名護から通ってもらうと困るよと。そういったものを含めて、いろんな条件があろうかと思えます。誘致は大いに結構です。しかし経済効果、ここに落ちないと何にもならないということだし、逆に競合してしまって今ある既存の事業所を脅かしてはどうにもなりません。そういったものに関して、しっかりと行っていただきたいと思えます。以上、終わります。

○ 金城利光 議長 これ以て6番 与儀一人議員の一般質問を終わります。

これ以て本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会（午後 3時38分）

令和3年第5回国頭村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	令和3年6月11日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時 及び宣告	開議	6月17日 午前10時00分	議長	金城利光
	散会	6月17日 午後3時14分	議長	金城利光
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	山川安雄	6番	与儀一人
	2番	山城正和	7番	宮城誠
	3番	渡口直樹	8番	山城弘一
	4番	宮城千賀子	9番	知花正寛
	5番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	7番	宮城誠	8番	山城弘一
職務のため議場 に出席した者	事務局長	新垣隆雄	主任	宮城愛利里
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	金城由美子
	副村長	宮城明正	経済課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	知念武裕
	会計管理者	小橋川安宏	世界自然遺産 推進室長	知花博正
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光 課長	与儀光浩		
	振興策推進 室長	宮里幸助		
福祉課長	新里智			

議事日程	日程第1	一般質問 ① 渡 口 直 樹 ② 山 川 安 雄 ③ 山 城 正 和
会議に付した事件	1. 一般質問	
会議の経過	別紙のとおり	

○ **金城利光 議長** 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 これから一般質問を行います。

初めに、3番 渡口直樹議員の一般質問を許可します。3番 渡口直樹議員。

〔3番 渡口直樹議員登壇〕

○ **3番 渡口直樹議員** それでは一般質問に入る前に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現在も緊急事態宣言中であり、収束の見えない状況が続いています。昨年9月定例会の一般質問で、インフルエンザ等対策本部の総合窓口を危機管理要綱に基づき、福祉課から総務課へ移行したほうが望ましいと提案しました。

先月から、その旨移行したとの報告を受けました。総務課については総括的な調整をしっかりと行っただきたいと思います。また、福祉課については、ワクチン接種もスタートしたこともあり、村民が不安にならないよう窓口業務や電話対応等に真摯に取り組んでいただきたいと思います。大変な時期ではありますが、力を合わせて乗り越えていきましょう。

それでは、通告書に沿って、一般質問を行います。

世界自然遺産と村づくりについて。

質問の要点として、本村の目指す方向性をしっかりつくっていきましょうということです。

令和3年5月10日にIUCN（国際自然保護連合）から、世界遺産一覧表への「記載が適当」との勧告について、本村へ一報が入った。村長の電話対応した姿が、テレビのニュースで流れた映像は鮮明に浮かんできます。

来月にオンラインで開かれるユネスコ世界自然遺産委員会での正式な決議を期待するところです。さて、正式決定になると、私達は大きな責任も同時に発生してきます。先人が残してくれた遺産を後世へ継承していくことが求められ、今後の保全管理上の対応が重要視される。

そこで世界自然遺産をテーマとした本村の目指すべき方向性を伺う。

- 1、世界自然遺産登録後、期待されることや懸念されることは何か
- 2、登録に向け、これまでの取り組みの中で重要視してきたことは
- 3、登録後は保全管理上、世界自然遺産地域に求められることは何か
- 4、保全と利活用、持続可能な地域振興へどのようにつなげていくのか
- 5、「奄美大島・徳之島・沖縄島北部および西表島」他地域との連携、特にやんばる3村での連携はどのように考えているのか
- 6、豊かな自然を後世へつなげるため、教育現場における考え方は
- 7、村民の目標意識や対外的なPRとして「命薬（ぬちぐすい）の村」これは仮称とします。宣言の発信を。

以上、答弁いかんによって、再質問を行います。

○ **金城利光 議長** 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長** おはようございます。渡口直樹議員の一般質問にお答えをいたします。

まず質問の1 世界自然遺産登録後、期待されることや懸念されることは何かについてであります。

遺産登録後、コロナウイルスが収束すると、県内外及び国外からの来訪者が増えることが予想されます。

人的、物的交流に伴う消費拡大により経済的波及効果も期待がされます。受入体制としましては、第1次産業から第3次産業まで一体的に捉え、かつ各種団体や地域住民の協力及び連携が不可欠と考えております。懸念される面としましては、やはり来訪者の増加に伴うオーバーツーリズムによる遺産価値を損なう恐れがありますので、登録後においても保全と利活用が十分に図られるよう推進してまいります。

質問2 登録に向け、これまでの取り組みの中で重要視してきたことについてであります。

本村が誇る他に類を見ない世界でここだけにしかない自然であります。このことは先人が守り育ててきた貴重な財産であり、今日まで子々孫々に引き継がれてきたことが、国立公園の指定、さらに今回の世界自然遺産の推薦につながったと考えております。

質問3 登録後は保全管理上、世界自然遺産地域に求められることは何かについてあります。

新聞報道にもありますようにIUCNから5月10日に勧告を受けた中での指摘としまして、オーバーツーリズムにならないための観光管理、ロードキル対策、自然再生、森林伐採の適切な管理が挙げられており、登録後においても関係機関と連携を密にし保全管理に努めてまいります。

質問4 保全と利活用、持続可能な地域振興へどのようにつなげていくのかについてであります。

村民全てに、世界自然遺産の恩恵が享受されることが重要と考えております。そのためには、行政のみの取り組みには限界があります。村民1人1人が世界に誇れる本村の自然遺産を理解して頂けるよう普及啓発を図り、保全と利活用による持続可能な地域振興につなげてまいりたいと考えております。

質問5 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」他地域との連携、特にやんばる3村での連携はどのように考えているのかについてであります。

本登録の推薦区域は、沖縄県のみならず鹿児島県までにまたがっており、地理的、歴史的、文化的背景から密接に関係しておりますので今後も十分に連携を図り、相互交流による遺産の保全管理に努めてまいります。

特に3村につきましては、やんばる世界自然遺産推進協議会の中で登録に向けての機運醸成等も図っているところでありますが、登録後におきましても3村地域が一体となり、県内外や国外へ世界遺産の魅力を十分に発信し、地域の振興につなげていきたいと考えております。

質問6 豊かな自然を後世へつなげるため、教育現場における考え方についてであります。

本村の資源である豊かな自然を後世へつなげるためには、教育現場である学校の役割の一つとして考えております。

5月10日にはIUCNから「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産の記載勧告を受け、本村の地域資源を活かした環境教育について、子ども達の目を向けさせるような環境学習に取り組む必要があると考えております。

その中で、文科省発行の小学校及び中学校の学習指導要領では「総合的な学習の時間」について、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用するよう教育課程の基準として示されております。

今後につきましては、本格的な授業の「教育プログラム」の一つとして、自然を生かした環境学習を新たに構築できるよう学校や地域と連携しながら取り組んでまいります。

質問7 村民の目標意識や対外的なPRとして「命薬の村」(仮)宣言の発信についてであります。

登録後はかけがえのない人類共通の財産となりますので、国内外に本村が誇る自然文化を十分に発信できるようキャッチフレーズとして検討をさせていただきます。

以上でございます。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 世界自然遺産登録が、いよいよ来月には決定の可能性が近づいてきました。なぜ今ごろこんな質問と思うかもしれませんが、改めて認識をすることが重要だと感じています。職員の皆さんも先月、環境省から世界自然遺産について勉強会を行ったと聞きました。とても大事なことだと思っています。それでは順を追って、再質問を行います。関連上、重複することもあります。理解をいただきたいと思ひます。

① 本村は、平成23年には国頭村森林ゾーニング計画を策定され、やんばる国立公園に向けて、様々な議論、検討、そして答申がなされてきました。多くの時間と労力をかけてここまで進んできています。現在においても、世界自然遺産対策室から現在の推進室へ移り、期待されることや懸念されることについては、様々な想定がされてきたと思ひます。登録を目の前にして、行政として万全な体制が整っているのか、伺いたひと思ひます。

○ 金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ 知花博正 世界自然遺産推進室長 議員からありましたように、世界自然遺産、登録になりますと、保全管理が重要視されてくる気はします。ゾーニング計画もちろん、そういう国立公園化世界遺産を見据えて策定されていると思ひます。そのためにはその中には残すところとか、生かすところ、そのつなぎをしつかりして、それをもとに国頭村の施策に反映させてきていると思ひます。県のほうでも、やんばる型林業とか、そういう形で森林施業、環境に配慮した施業ということで、世界自然遺産登録に向けて影響のないような形で施業ということで撮影されております。

総合的には、村の動きとしましては、やはり村長答弁にもありましたように、世界自然遺産登録になりますと、やはりそれを確実にそういう場面を付加価値とか、そういう観光客の増とか、高まってくるであろうと。これはほかの過去の世界遺産登録地というのは、観光客とかそういうのは多くなっているのは実証されております。今後、村もこれに向けて経済的波及効果は期待できるんですけど、やはりこの遺産価値を担保していくためには、村民挙げての保全管理、あとは村民だけではなくて、県、環境省、あと学識経験者、そういう方たちも含めながら今後、世界自然遺産登録が登録になったらゴールではなくて、報道でもありましたように、これはあくまでも登録がスタートとなりますので、今後また登録後に見据えて、できる活動をいろいろと推進してまいりたいと考えております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 まだまだですね。課題が多く見られると思ひますので、しっかりと議論を続けていただきたいと思ひます。

企画商工観光課に伺ひします。課長は4月からまだ就任なんですが、国頭村観光振興計画が平成29年に策定されました。2017年から2026年までの10年間ということなんですが、2018年に当初、世界自然遺産が登録になる予定でしたが、登録延期の勧告、またはコロナウイルス感染拡大のために、再度延期ということになってきているんですが、策定の内容は、ほとんどが世界自然遺産を見据えた形で計画されてきています。実際には今も中期に入っているんですが、この計画に沿った形で、現状はどういう動きになっているのか。どういう計画に対して、どういう状況なのかという現状でいいですので、お答えください。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 世界自然遺産登録が延期、その後からまた日にちがありまして、今回5月10日を持ちまして、登録がいいだろうということでの申請、7月には本格的な登録になると。我々が立

てた計画のほうにおきましても、そこを中心にとどのようにして観光振興等を図っていくか。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という形でも立てております。その中において、これは注目される時期において、どういった形で発展につなげていこうかというのが大きな目標になっているものと考えられます。

今の世界自然遺産になった場合に、今後村のほうで考えられるものについては、今ある世界自然遺産登録地域を活用したもののツーリズム等の推進、特にこの世界自然遺産というものを登録された場合に、外から見られる注目されるという点においても、その計画を立てた後から、いろんなコンテンツが出てきているというのが現実です。

昨日も若干、ブルーツーリズムの件において、海のすばらしさのほうについても、全国的にも知られるようになったと。この注目される、我々のほうから情報を発信することができる。これがこの世界自然遺産登録になって、国頭村が一番得する部分、その枠内ではなく我々、商工観光で今後、宿泊、様々な事業推進においても、注目を浴び我々のほうからの発信が人の目に届くようになるというのを今後、我々この基本計画の中にもしっかりとそれも意識しながら、そういったところで進めていければと考えます。

○ **金城利光 議長** 3番 渡口直樹議員。

○ **3番 渡口直樹議員** ぜひ計画がありますので、その辺に沿ってなんですけど、ただ現状が変わってれば、変わっているなりに、ぜひ見直しをしながら、しっかり計画を推進してほしいと要望します。

②に移ります。これまでの取り組みが重要視してきたことについて、先ほど重複しますが、様々な議論をされてきました。その検討委員会とか、協議会、各部会とかが様々にあったと思うんですが、この世界自然遺産の登録が延びたことによって、いろんな条件が変わってきている部分もあると思います。また、コロナ禍によって、世の中の動きが変わってきている。なのでその以前に議論してきたことが変わってきていると思います。それについて、以前にあった検討委員会や部会が、さらにもう一度今後に向けて検討する必要があるのではないかと思います、その辺改めて残っている協議会とかがあれば、さらに検討する必要性はないですか。

○ **金城利光 議長** 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ **知花博正 世界自然遺産推進室長** これも世界自然遺産登録に向けて、この以前にまず保護のための措置としまして、国立公園の指定とか、それに向けての取り組みから、約20年ほど前から、そういった取り組みは始まっております。その中で、もちろん国立公園指定のときから、地域を含め説明会とか役場職員と意見交換とか、いろいろと環境省含めやってきております。その中で様々な協議会とかいろいろと、ツーリズム協会とか、自然保護関係に携わる方々も一緒に入りながら、いろいろと中身を詰めてきて、現在に至っているところであります。

今、コロナ禍で、去年、実際ユネスコの委員会を開く予定でしたけど、コロナ禍で延期になったと。その中で今年、登録勧告が出たということで、承認委員会を開催されるんですけど、オンラインで。ただその中で今、私たちが聞いている情報の中では、このコロナの影響を受けて今後、協議会とか運営とか、そういう細かい詰めというのは、特に今は話し合いは行われては無いんですけど、やんばる3村は世界自然遺産推進協議会がありますので、こちらも今年度の総会に向けて準備しておりますので、その中で3村、国も県も入っていますので、その中で実際に登録後とか、しかも今はコロナが完全にワクチン、国民全てに行き渡っていませんので、これがすぐに収束するとは限りません。それに向けて登録も、どういう動きができるか、3村協議会とか、あと地元のそういう携わる方々といろいろと意見交換とか調整を行いながら、また検討してまいりたいと考えております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 ぜひ、ある意味、機運を高めることも含めて、ぜひさらなる議論を要望します。室長も4月からの就任なのですが、世界自然遺産の推進室として、登録後さらに重要な位置づけになると思っています。推進室としての役割、今後さらに取り組まなければならないと思うことがあれば、お伺いしたいと思います。

あと答弁に、村民もあと企業、団体全てが一致して、みんなでやらなければいけないという答弁も含まれていました。そこに例えば村民が、どういう行動、活動を起こしたほうが好ましいとか。ぜひこういうことで盛り上げてほしいんだという行政側からの目線もあれば伺いたいという2点です。

○ 金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ 知花博正 世界自然遺産推進室長 私は、4月から世界自然遺産推進室に配属されまして、まだ登録、勧告がいい格好で出たということで、回りからいいタイミングで来ているということで、いろいろと励まされている状況で、やりがいもあるところではありますけど、やはり私も前任が経済課長でしたので、この世界自然遺産の推薦のころから、平成30年から関わりまして、やはり地元の生業、一次産業林業です。そのの振興も深めながら、あくまでも保護だけではなくて、そういう振興も必要ということで、経済課長としての立場で、環境省とも進めて調整しながらやってきました。

今は担当室であるということで、やはり登録間近でありますので、できることはやるということで、村長とも、副村長も含めながらいろいろと調整しながら、まず機運醸成が必要だと。やはりしっかりとこのIUCNにも、そういう情報等は多分、流れるはずですし、ユネスコはやはりこの地域が、どれだけの世界自然遺産を登録に向けて盛り上がっているかとか。そういうことはやはり気にしていると思います。やはりそういう意味では、地域を挙げて盛り上げたいということで、今できることとしましては、観光施設とか、公民館とか国道沿いとか、今のぼりを設置しております。

あと、国頭村と交流している鳥取県の岩美町とか、茨城県の栄町とか、あと与論町、そこにはまた機運醸成ののぼりを送ることで今、のぼりも製作ができておりますので、そちらにも送って、県外にもそういうところに機運醸成で周知を図っております。

それと企業の話も、村長の答弁にもありましたように、企業からもいろいろと協力したいという、また電話等もありますし、いい勧告が出たということで、そこでやはり村としましても、やはり村でできるのは限りがあるということで、やはり企業のほうにも協力していただいて、企業のほうにももちろんメリットがあるような形で、お互いに相乗効果が出るような形で情報発信とか、そういう形で登録に向けてまた盛り上がって登録後においても、また企業ができるCSRとか、企業貢献とか、そういう活動がありますので、そういうのも継続して、こちらからお願いをしてみたいと考えております。

あと、先ほど議員からもありましたように、村長からまず世界遺産登録になった場合に、対応がただ室のみでは多分厳しいと思います。やはり役場でいえば、1階住民課とか、福祉課あたりが一番お客が来る窓口でありますので、やはり役場職員がまず世界遺産とは何かと知らないといけないということで、勧告が出て、すぐにそういう勉強会を開きなさいという指示がありました。そこでやはり一番、環境省、政府が今推薦を上げているところの担当省庁であります環境省の職員の方に、国立公園とは何かとか。世界自然遺産は何かとか。そういう話ですね、講演を行っていただきました。

やはり村民挙げて、そういう周知活動も行うということを考えておりますので、今後また企業関係とか、団体関係とか、もちろん村民にも広く「国立公園とは何か」とか、「世界遺産とは何か」とかというのを、

いろいろな各地、またそういう講演会とか行ってまいりたいと考えております。やはり村民の中には、世界自然遺産登録になると、何もできないとか。まだそういう認識の方もいますので、そういうことは、「自分の畑もできないのか」とか、「畑の防風林も切れないのか」とか、そういう相談も受けます。可能なものは可能で、できるものはありますので、そういうのも本当に村民にそういう心配とか与えないような形で、村民に効果が出るような形で、いろいろと周知とか、そういう啓蒙を図っていきたいと考えております。

○ **金城利光 議長** 3番 渡口直樹議員。

○ **3番 渡口直樹議員** ぜひ、みんなで情報を共有して村民も不安にならないような形で、取り組んでほしいと思います。

③の保全管理について、移りたいと思いますが、基本的に世界自然遺産になったからということではなくて、基本となる先人の方々からこれまでの歴史、文化、生活様式、産業全ての結果が登録に評価され、結びつくものだと思っています。

先ほど、室長の答弁にもあったとおり、村民、住民が地域がリスクを背負うことでは全く意味がないんです。ですので、特に村外の理解を深めて保全に向けて仕組みづくりをしていくことというのは、重要ななと思っています。世界自然遺産だから新しい取り組みよりも、自然再生に向けての努力が必要かと思いますが、どのように感じますか。

○ **金城利光 議長** 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ **知花博正 世界自然遺産推進室長** 先ほどの村長の質問者の答弁にもありましたように、IUCNの勧告の中で、4点挙げられていますので、これは確実に履行しないといけないと考えております。河川再生につきましても、可能な限りということをやっていますので、そういう義務とかではありません。もしできるならば河川再生を戦略を練ることができないかということですので、それがオーバーツーリズム、あるいは適切な森林伐採とか、ロードキル対策、これは十分にやらないといけないと考えております。

ロードキル対策ですね。こちらはやはり主体が環境省になります。環境省もこの勧告を受けて、一応ウフギー自然館の担当とも話し合いはしております。今、村内にはいろいろとロードキル対策の看板等も設置しております。ただ環境省の担当が今、看板も結構設置してきて、その中でロードキルは、年々減少傾向であったんですけど、今年度は前年度より少し、若干増えてきております。やはりそういう看板だけでは対策にはならないんじゃないかという意見もありまして、何かしらもっといい方法がないかと。村長、副村長交えて話し合いをしました。もっと効果的な方法、特に村内の方はやはりその希少性とか、ある程度認識していると思います。村外の方がやんばるの道、道路にあまり詳しくありませんので、やはりそこを制限速度以上とか、どうしても景色がいいから、景色に目を取られて、やはりそういう事故が起きる可能性も十分あります。そういう方法でロードキル対策、国、あと県も含めて対策を行っていきたいと考えております。

オーバーツーリズムに関しても、離島のほうは大分厳しいという形でうたわれておりますけれども、もちろん国頭村のほうも観光客が増えた場合には、やはりそういうオーバーツーリズムになる可能性十分にあります。そこはなる前にそういう対策ですね、必要だと。そういういろいろな周知活動とか、やはりそれにまた実際に自然を案内できるガイド等、また適正なそういうツアーとかを案内、また適正利用を図るための可能なガイド等も十分に育成しながら、やはり世界自然遺産は一番の大前提が保全ですので、これが実際に保全できない状況になれば、やはり危機遺産になったら大変なことになりますので、そういう事例とか絶対につくりたくありませんので、これがまた今回最後と言われているので、世界自然遺産がですね。もう公募はしませんと、ユネスコは。もうこれでユネスコのほうから決めてかかる。日本からも申請とか今後できま

せんので、日本では最後の世界自然遺産と言われているので、そこをしっかりと保護管理できるような形で、今後いろんな関係機関と調整を図っていきたくと考えております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 今、答弁のあったように事前対策がとても大事だと思います。その辺に課題にあがっているのは、事前に対策をするという取り組みをしっかりと行って、もう永久的な取り組みになりますので、本当にしっかりと保全活動は、村民挙げて取り組んでいきましょう。ここで村長に伺いたいんですが、村長が掲げる人と自然が調和する村づくり、これは世界自然遺産の地に最もふさわしい目標設定だと思っています。持続可能な保全管理に向けた村づくりをするに当たり、村長としての考え方を伺いたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

今渡口議員が言ったとおり、私は将来目標は、村づくりのモットーであります。「人と自然が調和する村づくりを目指す」ということで、村長就任からそれは言っています。今回、お陰様で世界自然遺産の勧告が、「記載」と、世界遺産の一覧に記載すべきだと。いわゆる世界遺産にふさわしいと勧告が出ました。それまでは、不安と期待が非常に多かったんですけど、ほっとしたという思いです。

しかし、勧告は受けたんですが、措置内容とか、大体こういうことは改善してほしいというのがあるんですが、それが今、表に出ていないので、そこはさっきから話あるんですが、村、環境省、あるいは県、観光協会、森林組合、それからガイドとか、いろいろと集めてその勧告の内容を、しっかりとお互いが情報を共有し、それで今後どういう対策をしていくかというのを、さっき言った委員会をまた立ち上げるのか。とにかく集まってしっかりとその辺りはやっていくべきだとは思っております。もちろんこれは世界遺産の推薦、それから今回の勧告が出たのも、さっきから言うように先人たちが残してくれた貴重な財産がこのような結果になったと思って、本当に感謝申し上げます。

今後につきましては、オーバーツーリズムとか、いろいろと話があります。そのあたりはガイド、村としてガイドの皆さんが、あるいはどういう管理体制が必要なのか。その辺りを含めてやると。それから観光客が多くなるので、受け入れとしてはハードは、昨日の質問にありましてとおおり、今宿泊所が足りないのではないということもあるので、ハード面としては、宿泊所の誘致にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 まだまだやるべきことはたくさんあるかと思えます。一つ一つかみ砕いていけたらと思えます。

不法投棄、ごみ問題、あとは密漁やロードキル、外来種の駆除等、まだまだ多くの課題があると思えます。その保全管理をしていくためには、時間と労力と一番費用がかかります。その費用をどういうふう to 確保して捻出するかというのは、村長にとっては非常に重要な部分だと思いますので、財源確保についても、しっかりと関係機関と取り組んでほしいと要望します。

次4に移ります。保全と利活用について。保全と利活用については、国頭村観光協会を立ち上げています。それに伴って、最大限に活用することが、最も重要だと認識をしているところですが、その役割が観光協会に課せられた施設だというふうに思っています。行政として、観光協会の役割の位置づけとして、現状をどう考えているのか伺いたいと思います。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 世界自然遺産を前にして、観光協会の担う役割はとても大きなものになってくるものと考えられます。我々、行政のほうだけでできるもの、できないもの。そういった民間の力を借りながら推進していくべき事業等が多々出てくるだろうと考えられます。我々、たくさんの方が国頭のほうに足を運び、そこに宿泊し、そしてまた地産地消で地元のものを楽しみ、お土産を持って地元へ帰っていただく。そういったお土産を通じながら国頭村のよさというものをどんどん広げて、こういった好循環を生むことによって、持続可能となってくるような形の観光が成立していくんじゃないかと思えます。そういった中においても、観光協会、とても大きな役割を果たしていく。先ほども若干、お話をしましたけれども、ブルーツーリズム、そのほうでも昨日お見せしました一つのマガジンの中においては、我々そちらのほうにおいては、ポスターの提供等も行っています。そのポスターのQRコード、それを読み取りますと、直に観光協会のほうにつながるというコンテンツ、そういった様々な仕掛けをしながら、実際に国頭村に来る場合に、どういった観光があるのか。どこにどう連絡すればいいのか。その拠点という形でも、ぜひ観光協会を活用しながら、一緒に協力し合いながら観光の振興に努めていければと考えております。

○ **金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。**

○ **3番 渡口直樹議員** 先ほどからもよくオーバーツーリズム対応の話も出ました。これまでもまた質の高い観光地を目指すというような目標設定が多くあります。そのような文言は、よく耳にするんですが、実際に本村として数値的な目標設定、あるいは根拠を含めた方向性の対策というのは、議論されて、根拠を含めたことは対策として持っているのか、その辺を伺いたいと思います。

○ **金城利光 議長 宮城明正 副村長。**

○ **宮城明正 副村長** 御指摘のとおり、西表にかなりオーバーツーリズムが来ているという流れは御承知だと思います。そもそも国頭村においては、まだオーバーツーリズムの部分は、まだ見えていません。ですからこの辺のところは今後の課題にもなるかと思えます。7月に登録されると、恐らく多くの来訪者が来るだろうと、先ほど村長からも答弁がございましたけれども、そこの体制も含めて、じゃあ来てから考えるのかということではなくて、議論されております。例えばそのガイドを案内するときには、何人以内にしましょうとか。あるいはガイドを育成するときの旅行者からの調整等、いろいろと出てくるかと思えますから、そこも含めて様々な機関、特に観光協会も含めて連携とりながらやればいいのかと思っております。

○ **金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。**

○ **知花博正 世界自然遺産推進室長** 今、オーバーツーリズムの件なんですけど、今西表のほうで、やはり対策に大分力を入れてまして、その中でいろいろな行政では限界があるんじゃないかということで、組織を立ち上げながら、そういう対策をとるということで、県内では先進事例になると思っておりますので、そこまで予算を講じながらまた対応、事前に対策ができるようなことを行っていきたいと考えております。

現在は、よく国頭村内で人気のある与那覇岳の登山道とか、伊武岳のオキナワウラジロガシルルートですね。そのあたりに環境省と村のほうでカメラを設置しております。モニタリングですね。それで利用人数とか、その確認をしております。それも一つのオーバーツーリズムになる前の対策となりますので、そういうのもいろいろとデータを集積しながら、やはりもちろん密猟対策とか、その部分に関してそういうマナーが悪いとか、そういうのもそこで確認もできるはずですので、そういうのを収集しながら、今後の対策につなげていきたいと考えております。

○ **金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。**

○ **3番 渡口直樹議員** ぜひですね、根拠を示される形で準備を整えてほしいと思います。後手後手にな

らないようにしてほしいと思います。

あとこれまで、先ほど与那覇岳の件がでましたけども、無断で山に入って遭難するケースが多々あります。この間、国頭地区行政組合で情報交換をしましたが、直近でも平成30年8件、令和元年5件、令和2年に3件、今年6月12日時点で4件となっています。平成30年前はもっとあったわけです。以前からそのような遭難に対しては想定されてきていますが、これまで行政組合、あるいは消防、観光協会含めて、その対策について、どういう協議をされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○ **金城利光 議長** 山城 修 総務課長。

○ **山城 修 総務課長** お答えいたします。

この件については、平成30年でしたか、土日毎週のように遭難者が出ていました。その都度、役場職員も動員をかけて、その辺の対応をした経緯がございます。その後、役場職員の補償がないんです。二次災害が起きた場合に、我々公務災害といっても治療等程度しかない。補償がないので、その当時、消防それから警察、役場、当時は副村長でした、今は村長ですけど。中心になって協議をしました。全て協力をしないわけではないんですけども、補償が今のところございませんので、情報交換等に今、対応しているところでございます。以上です。

○ **金城利光 議長** 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ **知花博正 世界自然遺産推進室長** 私も数年前は、非常に遭難が多いという話も聞いております。そのたびに消防が出動ですね。役場も今、総務課長が言われましたように、やはり補償がない。前までは役場の職員も動員をかけていろいろと捜索等もあったんですが、やはり危険性も伴って補償がないということで、今は役場の職員の動員依頼はないんですけど、ただこういう世界自然遺産として、イメージアップを図っているところで、そういう遭難とか、また危険性とかそういうのが報道とか流れると、やはり推進を目指していくほうとしましては、やはり今後の観光利用とか、経済効果の波及とかに危惧されますので、そこところはしっかりと案内できるような形、そのために今、国頭村の公認ガイドを養成しようと考えております。むやみやたらに案内とかではなくて、また個人で利用すると国頭村の山は標高は低いんですけど、中に入るとすごい険しくて、一旦中に入るともう東西南北がわからなくなるような状況ですので、原生林。本土と違いますので、そこはやはりそういう適切な利用ができるような形で周知徹底、また案内、看板。これも環境省とか、そういう自然公園法の中で規制等もありますので、できる範囲内では適正な案内とか、そういう形をまた環境省とか連携をしながら行っていきたいと考えております。

○ **金城利光 議長** 3番 渡口直樹議員。

○ **3番 渡口直樹議員** これについては総務課長からもありましたが、平成30年あたりに、そういう議論がされたとき、実際はされていないと思います、今は、非常に危惧されることだと、ずっと言い続けているにもかかわらず、調整がされていないというのが現状です。とても残念なことですが、しっかりと調整を行ってほしいと強く要望します。

先ほど室長がおっしゃっていたとおり、ぜひガイド付きツアー、条例も制定しましたので、それを徹底して進めていく。どうしてもガイドなしで入っていく方々もいると思いますが、そこを食い止めるように、ぜひ観光協会窓口にして、有償で窓口で受け付けして、今は遭難グッズがあります。その辺をリースで持たすとかやって、その代わり無事で戻ってきたときには半額戻すとか。そういった何らかの仕組みをつくって、その金額の中身は環境保全の位置づけであったり、施設の管理費であったりということを位置づけていけば、絶対に自分の身を守る安全から考えたら、そういう対策をとる人が多いと思います。

先ほど、職員が応援に駆け付けるということもありましたけれども、まさにこれはあつてはいけないことだと思います。二次的災害を考えると本当に大きな問題になりますので、今後は一つ提案なんですけど、そういうことではなくて、組織として捜索レンジャー隊をプロ的なもので準備をする必要もあるんじゃないかと思っています。ぜひ検討してほしいと思います。

あとは無断で山に入って遭難した場合、今までと同じ現状なんですけど、それにかかる費用を負担を求めるような厳しい条件の整備も必要だと思います。そういうことをしないと人命にかかわることなので、先ほど室長が言ったように村民やあるいはいろんな弊害が出ると思いますので、早急にこれについては議論してほしいと思います。

あと国頭村公認ガイドが推進されて、条例が令和3年4月1日から施行されました。現状を実際に今、受付業務、あとガイド料金などを含めての取り組み、またこれに係る今後のガイド育成についてはどう考えているのか、伺います。

○ 金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ 知花博正 世界自然遺産推進室長 令和3年4月1日から施行されています公認ガイド制度なんですけど、そのガイド制度は、それ以前に3村の世界遺産推進協議会の中で、認定を受けたガイドですね。その認定ガイドを今年の9月までに、これは希望を募って、その中で地元の方々が9月までに村の公認ガイドに移行するという形で今、手続を進めております。それ以降の10月以降の認定ガイドに関しましては、やはり条例等、規則等にありますが、講習会等を受けて、その中でちゃんと課程を修了した方にまた認定するという形で進めております。料金等細かい内容につきましては、そのところはまた観光協会とも、受付は観光協会になってくると思いますので、そのところ細かいルートによって料金等、今後の詰めはまた今後行っていきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 本来なら同時並行で進むべきことではないかと思いますが、ぜひ調整を図っていただきたいと思います。

海岸キャンプについては、多くの村民から意見、苦情がありました。再質問の予定でしたが、この後1番議員の質問にもありますので、私からは提案だけにとどめておきたいと思います。

今の現状は、村民へのメリットではなく、不利益になっている状況が多くあります。ぜひ質の高い観光、キャンプ層を取り入れるための規制など、整備が必要だと思います。例えば、海岸管理条例、公共トイレ施設管理条例の設置とか、あるいは景観条例とも照らし合わせて検討する必要もあるかもしれません。例えば一つの方法として、観光協会を窓口にして受付をして、一定額を支払い、許可ラベルを受け取ってキャンプに行く、そこには環境保全、施設の維持管理費を含めて、来訪者がその地に環境保全に協力しているという高い意識を持ってキャンプに当たると。またリピート率を上げるためにポイント制など、そういうものも検討してはどうでしょうか。もちろん村外対象としますが、お金を払ってでも国頭村に行きたいんだと、キャンプをしたいんだと、自然環境保全に協力したいと。その思いがあつてキャンプに行きたいというような方で十分だと思います。このようなことを望んで来ている来訪者は実際多くいます。その辺ぜひ検討していただきたいと思います。

それと先ほど、観光協会とのいろいろと情報交換が必要と何度も出ますけれども、その辺は密に協議を進めてほしいと思いますが、その観光協会と物産センターを窓口、最大限にいかし、情報発信をする必要が重要なんですけれども、本村のホームページを見るときに、企画商工観光課で発信している観光情報と、観

光協会が発信しているものが重複しているんです。村のホームページから観光協会になかなか見えにくい部分があったりということがあるんです。なので何かちょっと無駄が多くないかというように個人的に感じます。その辺をしっかりと一本化するなり、何か整理をする必要があるかと感じています。そういうことも含めて、今重要な時期ですので、全てに含めて新たに村長の答弁にもありましたけれども、プロジェクトチームを設置する必要は今がいいかなと。集中してというふうに個人的に思うんですが、村長どんなですか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

今議員からおっしゃるとおり、世界自然遺産に向けて、あるいは今後、様々な課題が出てくると思っています。できる限りスピード感をもって、今言うように、様々な団体等も含めて、連携を密にすることが重要かと思っていますので、今言うプロジェクトチームみたいなもの、そこは役場内でも検討させてください。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 ⑤に移ります。

⑤については、特にやんばる3村の連携は、とても今後重要になると思います。奄美大島、西表島含めて、大きな視点で連携というのは重要かと思いますが、今後どのようなことを重要視しながら連携を進めていく考えなのか。改めて村長の考え方をお伺いしたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 今おっしゃるとおり、やんばる3村が一つということで、世界遺産の今後の登録を受けると思っております。

先ほど答弁申しました、世界自然遺産推進協議会と、やんばる3村と環境省がメンバーとなって組織があります。私が会長を今、仰せつかっております。今コロナでなかなか会議が開けないんですが、今日も事務局の世界自然遺産推進室には指示をしています。世界遺産の登録も控えているので、早めに会議を開こうということで、また3村でしっかりと今後に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 村長、ひとつ提案です。現在、国頭村、大宜味村、東村3村から、辺士名高校へ活性化補助金が出ています。特に辺士名高校の環境科にとっては、待ちに待った世界自然遺産登録に迎えることになると思います。人材育成地域づくりの一環として、この機会に3自治体と辺士名高校と連携、共同による村づくりの締結を提案したいんですが、リーダーシップをとって調整を図る思いはないですか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 そのとおり、非常にいい考えだと思っております。

今の辺士名高校の校長先生が変わったということで、4月から5月かに挨拶に見えていました。そのときに校長先生も世界自然遺産の登録に向けて、ぜひできることは生徒たち、協力させたいと。だから何でも言ってくださいということでもありますので、先ほどのやんばる3村の世界自然遺産推進協議会、3村村長がメンバーになっていますので、そこでも話を出そうかと思っていますので、その上でしっかりとまた学校側との調整も図っていきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 辺士名高校には、校内に生徒がつくった博物館もあります。「自由に入ってみてください」というようなこともよく言われます。個人的な思いで大きなさらに妄想なんですが、ぜひ辺士名高校に国立自然史博物館の誘致をと思っています。なぜなら国立自然史博物館の目的の中には、研究や次世

代を担う子どもたちへの学びの場として大きく位置づけられています。そういった意味からしても、そういうことがあってもいいのかと、個人的には考えます。学校の存続にも、解決にもつながるか個人的に期待するところです。

次6番に移りますが、ここについても、次の議員の質問に入っていますので、教育長に一括質問とします。教育長も4月に就任して、世界自然遺産を後世に継承していくことは、次世代を担う子どもたちが地域を知り、誇りを持つことだと思っています。世界自然遺産をテーマとしたときに、教育現場において、教育長の思いや指針が伺えたらと思います。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 御指名ありがとうございます。

私も4月に就任しました。7月に世界登録遺産ということで、すばらしいタイミングにこの教育長の任務に就くことになりました。まず初めには、今日まで取り組んできた役場の職員、国立公園とかからいろいろと始まっていったと思うんですけど、やっとここまでこぎつけるのに多忙だったと思います。本当に。それとそこを後押ししてくれた、これまでの議員の皆さんたちに、本当に心の中から敬意を表していきたいと思っています。

さて、学校教育におけることについてなんですけど、先ほど渡口議員の4の質問に村長がお答えしていました「村民一人一人が世界に誇れる本村の自然遺産を理解していただけるよう普及啓発を図る」ということがありました。まさにそのとおりだと思います。先ほどから利用と保全の話が出ていますけど、まずは知るところから始まっていく。理解から始まっていかないと利用も保全にも行き届かないのかなと思っています。それでその機会をきっかけを学校教育を通して、子どもたちに豊かな自然体験を学習プログラムの中で行ってもらい、そこからお父さん、お母さんに学校であった話とか、いろんな自然の話をしてもらって、徐々にお父さん、お母さんにも、やはり国頭村の自然っていいんだなど。すばらしいんだということが意識づけられたらいいかと思っています。ここに示されている学習指導要領の中に、総合的な学習の時間というのがあります。そのカテゴリーには福祉とか、ボランティアとか、環境教育とか、たくさんのカテゴリーがあって、さらに具体的な実践での配慮事項では、地域の特性や現状に応じた地域の素材や学習を積極的に学習内容に取り入れて進めていくという配慮事項も書かれていますので、そこを踏まえて、学校教育の中で子どもたちが自然に触れ合い、自然のよさを実感し、村民全体に少しずつ広がっていく。そして利用し保全に将来的に働けるような学校教育が施されたらいいなと考えております。そのように村全体の考え方を後押しする形で、教育も取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 子どもたちが非常に重要な位置づけになると思いますので、教育長ひとつよろしくをお願いします。

7番については、少しなぜこれを出してきたかということも含めて、お話をさせてください。「命薬（ぬちぐすい）の村」（仮称）宣言ということで提案しましたが、村宣言には例えば、隣村の大宜味村は「日本一長寿の村」として宣言をしています。東村は「日本一のパインの村」として広く周知されています。また、県内では恩納村が「サンゴの村」として宣言をし、観光客、観光に結びつけた大きな施策と展開をしています。そこで本村では、いち早く「ヤンバルクイナの里」として安田区が提言を行い、本村にはこれまで命薬の森、命薬の里をテーマとしたPR、シンポジウム等が行われてきました。宣言を行うことで、村民の目標設定や対外的に向けたPR戦略を打ち出す効果が期待できると思います。

世界遺産登録を機に本村の目指す方向性をしっかりと示し、地域振興につなげる仕組みづくりが重要だと思っています。そこでこれまで表に出てきた命薬を今回、仮に取り上げましたが、様々な角度から検討を重ねて考えることが重要なことという意義で、今回これを提案しました。ほかに例えば、3村共同で「やんばるキセキの森」を宣言するのもいいでしょう。いろんなことを想像し考えることで、機運が高まるものだと思います。

最後に村長にお伺いします。このようなことをキーワードに、今後の仕組みづくりから、保全に必要な財源や基金の積み上げにつながるとしています。また、これまで課題としてきている水源基金、水資源についても、県民に理解を得られる戦略づくりに必要なことと思っています。情報発信の最大の時期であり、チャンスだと思いますが、村長の所見を伺います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えをいたします。

これ水関係についても、大分前から皆さん議員の提案、意見というのは多々あります。これも含めて、また3村の村長でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。先ほどありました「命薬の森」宣言についてなんですが、一つの提案として承って、今年度が国頭村10年計画であります、総合計画を今策定が始まります。その中でもこの今の宣言ですか、一つのキャッチフレーズといいますか。それも総合計画の中に提案というか、議論してもいいのかなと思っていますので、今後検討してまいります。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 今年度には、村長がいったとおり、第5次国頭村総合計画が策定されます。世界自然遺産登録は、村づくりの一つの手段です。今後を見据えた重要な時期です。村民が世界自然遺産になってよかったと思えるようにしましょう。しっかりとした目標設定に期待して質問を閉じます。ありがとうございます。

○ 金城利光 議長 これで3番 渡口直樹議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。（午前11時10分）

再開いたします。（午前11時16分）

次に、1番 山川安雄議員の一般質問を許可します。1番 山川安雄議員。

〔1番 山川安雄議員登壇〕

○ 1番 山川安雄議員 皆さん、こんにちは。通告に従い、一般質問を始めていきます。

令和3年、まず世界自然遺産の登録勧告からという大前提の中での話です。令和3年5月10日にIUCN（国際自然保護連合）が「沖縄・奄美」の世界自然遺産への登録を勧告した。いよいよ7月には世界自然遺産の登録が現実になる。世界自然遺産登録はゴールでなく、やんばるの生物多様性を「保全と利用」の形で将来に伝えていくためのスタートに過ぎない。そこでいろいろな角度から質問をする。

1、流域の再生について

私が議員になって初めての平成30年12月定例議会において「国頭村森林地域ゾーニング計画」、村民は特に「流域の再生・藻場の再生」に関心と期待を寄せている。「砂防ダムの撤去、タナガーやウナギの採れる川の再生を望む」そのアクションプランはどうするかの質問に対し、執行部は「様々な会合の中で砂防ダムの撤去・改善の話がある」漁組からは「山林の再生なくして沿岸漁業の復活はない」「自然再生事業は世界自然遺産登録を目指す本村でこそその取組みになり、若者の雇用機会をつくる重要な施策だと考える」「河川を含む自然再生事業が村内で実施できるよう検討する」と答えている。「登録・勧告」大きな見出し

の新聞記事には世界遺産学・環境学の権威者が「森と海のつながりを大切にし、人々の生活と自然の営みが調和している地域に」や「将来的には遺産地域を海域に拡張し豊かな海の生物多様性を次世代に伝えるべきだ」とある。改めて流域の再生についてどう考えているか伺う。

2、「利用と保全」管理組織（財団）設立は

先日、大国林道長尾橋下に大量のごみの不法投棄があり、村民や関係者、役場職員で収集したがその現場を見て怒りを覚えた。その近くの大国林道にはリュウキュウヤマガメのロードキルもあったようだ。

世界自然遺産登録後に必要となるのは自治体の事業は、知床の事例から見ると①IUCN等への定期報告、②IUCNからの指摘事項への対応、③保護担措置、④必要となる事業予算などである。西表財団も着々と準備をし、スタートするようだ。ごみの不法投棄、相変わらずの希少動植物盗掘、イヌ、ネコ等ペットの遺棄、外来動植物対策、ロードキル防止などの課題がある。その課題解決、次代を担う子どもたちの遺産環境教育の場をつくる、役場の負担を減らすためにも、やんばる3村が一つになった「利用と保全」のための管理財団が必要と考えるが所見を伺う。

3、村民の所得向上につなげるための施策は

世界自然遺産包括的管理計画 沖縄島北部持続的観光マスタープラン 基本方針1：地域住民への持続的観光への理解の醸成（原則5、3）の項目で持続的な観光を推進することで、農業などの一次産業、加工産業などの二次産業にも経済的恩恵があり、地域の持続的発展に貢献し得る・・・とあり、主な取組・事業名に「やんばる学」に関する村民向け普及啓発事業 実施主体：国頭村（企画商工観光課）、実施年度：令和元年実施し2年、3年継続とある。一次産業、加工産業などを二次産業、三次産業の経済的恩恵につなげ、村民の所得向上につなげる、これまでの議会答弁を踏まえ、やんばる国頭村の計画、実行体制はどう進んでいるか伺う。

4、遺産教育について

世界自然遺産登録はやんばるの未来を担う小、中学生にとっても、自分たちの地域資源に対する愛着、自信と誇りの造成につながる大きな要素の一つだと考える。これまでも社会教育において「くんじゃん山学校」などがあったが、これを機にやんばるらしい教育プログラムは組めないか伺う。

5、コロナ禍のGW、連休期間中の海浜利用のあり方について

世界自然遺産登録の動きの中でやんばるの魅力が高まってきた。普段の週末、3連休、特に今年のGWは辺土名から桃原までに100張りのテントが張られていた。

GW期間中に2回調査したが地域住民の散歩コースになっている歩道に大小テントを張っているマナーの悪いキャンパーもいくつか見られた。外人さんグループの大型テントは移動するよう注意したが、翌日にはなかった。シャワートイレの水が流しっぱなし、確かにプッシュ式のものではあるがじゃぶじゃぶ使っています。ごみが片付けられてない状況である。犬を連れて散歩を日課としている住民が「散歩もできない」と嘆き、近隣の農家さんも畑周囲に駐車されて困っている。

シャワー、トイレ水道料金、ペーパー代金、掃除手間、ごみの片付け、全ては国頭村が負担する必要があるのか。村内全域の状況はどうだったか。これだけの来訪者が村内でごみは落としたが、買い物もしてくれたのか伺う。

質問席から再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山川安雄議員の一般質問にお答えをいたします。

質問の1 流域の再生についてであります。

流域の再生につきましては、IUCN勧告の中の要請事項にも明記をされておりますが、環境省からは国頭村ではないと聞いております。しかしながら、本村が世界に誇る自然資源は山、川、海とつながっており、漁業の貴重な栄養資源ともなっていることから、山から海への連続性を維持し生物の行き来が可能な状態を保てるよう関係機関と調整が必要と考えております。

質問2 「利用と保全」管理組織（財団）設立についてであります。

不法投棄の件につきましては、私も職員より報告を受け、登録目前で、こういう事態はイメージダウンにもなりかねず、非常に憤りを感じ職員には、不法投棄をした会社に指導を徹底するよう指示をいたしました。また、議員には早急な現場確認及び回収等の御苦労をいただき感謝を申し上げます。これまで本村は国立公園指定から遺産登録に向け関係機関やボランティア等の協力を得て様々な取り組みを行っておりますが、人的、物的、財政的な面で全て対応できている状況ではありません。つきましては、登録後においてさらなる保全管理と地域振興に結びつく利活用が必須事項と考えておりますので議員のおっしゃるとおり、管理財団の設立も1つの案として、今後、やんばる世界自然遺産推進協議会や関係機関とも協議をしてみたいと思います。

質問3 村民の所得向上につなげるための施策についてであります。

御指摘の沖縄島北部持続的観光マスタープランにおいては、基本的な考えを3項目設定しており、その1として「来訪者の周辺管理地域の誘導と受入体制の強化」、その2として「推薦地及び緩衝地帯における観光利用の影響最小化」、その3として「持続的観光を地域の持続的発展へ活用」としております。

その目標の達成に向けて5つの基本方針を示しており、御指摘の方針1：地域住民への持続的観光への理解醸成があり、本村の取組として「やんばる学」と称し、食文化・歴史文化・自然といった、我々が住む国頭の素晴らしさを再認識するため、ワークショップや講演会を実施してまいりました。

しかしながら、本村が世界自然遺産登録を見据えた最終的な目標は、「地域の持続的発展」であると考えております。

世界自然遺産登録が観光産業のみならず、一次、二次、三次産業においても経済的恩恵を受け、所得の向上につながるよう、施策を模索してまいります。

質問4 遺産教育についてであります。

本村の自然豊かな環境の中で、森を中心とした自然体験学習を「くんじゃん山学校」で実施をしております。「くんじゃん山学校」では、「森を知ろう」「森の恵みを利用しよう」「森をつくろう」の3つの柱を軸に、様々な角度からプロジェクトに取り組んでおり、参加者からは自然環境に感動したと好評をいただいております。

その中で、本村は世界自然遺産登録を見据え、山・川・海の自然環境を活用した体験学習など、地域資源を活かした環境教育を実施し、未来を担う子どもたちにこのすばらしい自然環境を継承しなければならないと考えております。

今後については、本格的な授業の「教育プログラム」のひとつとして、自然を生かした環境学習を新たに構築できるよう学校や地域と連携しながら取り組んでまいります。

質問5 コロナ禍のGW、連休期間中の海浜利用のあり方についてであります。

今年のゴールデンウィークは、連休が続き、天候にも恵まれたため、村内の海岸線では、多くのキャンプ

客で賑わっておりました。特に水道、トイレ、シャワーが設置されている半地、桃原、辺土名の海岸には、コロナ禍における屋外レジャーとして、また、最近のキャンプ人気の高まり等の要因から、例年以上のキャンプ客がいたものと把握をしております。

しかし、桃原の海岸に通じる農道や辺土名バイパス線には、多くのキャンプ客が路上駐車したり、ごみを残したまま帰ったり等の問題行動も確認されており、今後は何らかの対策を講じる必要があると考えております。

村内の買い物については、コンビニや商店、共同店等で、氷が売り切れとなり追加する状況であったと聞いております。以上でございます。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 最後のほう、GWのところから話入っていきます。

何らかの対策を講ずる必要があるということですが、先ほどの3番議員の案からあったように、やはり何かせんといかんと思うんです。桃原の売店に聞くと、確かに「氷は売れた」と、しかしほかのものは全部持ち込んでくると思います。そういう話ですよ。そこは何らか訴えていかないと、ごみだけ落とされて、あるいは水をじゃぶじゃぶ使われて、お金は国頭村が持つというのはおかしいと思います。観光課長、どう考えますか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 本当にGW、まん延防止期間中であるということ。あとまた天候に恵まれたということで、とても多くのキャンプ客がいらっしやっておりました。そのほうは我々も見回りをしながら確認しておるところです。

今のキャンプが悪いわけではなく、キャンプをすることによってマナーですね。そのマナーの悪さがゆえに、地域住民が迷惑しているというのが、一番の問題点であります。今の沖縄県自体においても、このキャンプというのがとても今、注目されて一つの観光コンテンツになってきているということもありまして、沖縄県内のキャンプ場、協会等も、キャンプ沖縄協同組合というのも立ち上がっております。そういった組合の中において、キャンプを指導される方、またそういった方々の指導等、マナー、基本原則のほうとして、キャンプのあとを残さないという目標等を持ちながら、今後コロナでなかなかそういった動きはなかったんですけども、キャンプする上でのマナーというのをこういったところを中心に、我々また行政のほうからもどんどん発信しながら、国頭村のほうでキャンプをするのであれば、最低限こういったマナーを守ってくださいという発信を、ぜひ必要であるというふうに考えております。

また、それ以外においても民間業者のほうにおいて、学びの森のほうにおいて、この民間業者のほうにつきましては、レンタル業者であるんですけども、キャンプ用品のレンタルと、それを貸出、そこで行っている事業のほうとしては、帰りにはそこで、使ったごみは全てのこちらのほうに持ち帰ってきてくださいという指導等もされているということです。今後、例えばキャンプの場合の焚火、そういったものもとても今、問題になっている。「直に焚火はしないでください」というような指導等も、そういったところでは発信されているんですけども、キャンプが好きでキャンプ場に行く方々においては、そこまでは問題はないと思われんですけど、一般の方で今御指摘の海岸沿いを使ってのキャンプ、そこでのごみ、あと交通マナー等、いろいろとマナーに欠けている部分がとてもある。そういった部分のほうについて、我々も実際にこの事業者が行っているマナー教育、それらを我々、村のほうとしても推奨し、発信していくというところを今後、評価していく必要があるのではないかと考えております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 私、辺士名から桃原までの海岸の注意喚起の看板を調べてみました。大きな立て看板、工事用の看板、それは何があるかといったら、「イヌ、ネコを捨てないで」という看板が一つ、それから「サメ、目撃情報あり、遊泳注意」この2つが大きな看板です。「ごみをすてるな」と「不法投棄禁止」というのはA3の本当に目立たないところに、辺士名の北側の海岸は枝の内側にあつて、全然見えない。あそこ生ごみがあるからと前にも質問したけども、全然そういう看板での注意喚起はやっていないというのが今の現状だと思います。それから「不要不急の外出自粛」というのは、トイレの前にシャワー室、トイレの前にはありました。密猟禁止も告訴しますという言葉で書かれたりしています。そこら辺の目に訴えるような看板の設置についてはどう考えますか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 マナーを守ってもらうという意味からの注意喚起のほうについての看板等、今後これから7月、8月、9月と夏休みシーズン、特にキャンプの方々が増えてくる時期にもなつてまいります。5月の連休のこのほうは、しっかりと検証しながら、今後このシーズンに向けての対策等もうちのほうでも考えながら、また企画商工観光課のみならず、観光のほうにおいてはこのごみ問題であるとか、福祉課等ですね、そういったところともタイアップしながら、対策のほうについては、考えてまいりたいと考えております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 実際にアクションすることが大事なので、やはり部落住民、近くの人が捨てているかと思うけど、生ごみが捨てられている実態というのものもあるわけです。それ地域住民は毎日、浜辺で散歩しているからよくわかるわけなんです。それでも注意喚起の看板が立たないというのは、少し残念であります。

次に、遺産教育について、聞きます。宮城尚志教育長は、恐らく私が知っている範囲では、山や川や海の自然を先生にして育ててきた人ではなかろうかと思いますが、世界自然遺産を登録される今回の地元の教育長として、この川アサグイとか、海アシビとか、山学校の感覚で何を一番子どもたちに伝えたいのか。カリキュラムまで持っていくような思いがあるのか。お聞かせください。

○ 金城利光 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 御指名ありがとうございます。

まず私の自然に対する考え方なんですけど、当然私は小さい頃から、海、山、川と常に関わりを持って育ってきました。3つのつながりというのは、海の生き物は川から流れてくるもので生きていて、川のは海、山からたくさんの恩恵を受けて育っていく。それを私は小さいころから子どもながら、その季節、季節に応じた物を取って食べておやつにしていたのが現実です。

じゃあこれを今の子どもたちができるかと言ったら、ほぼできないでしょう。今の小学生の親たちからは、いろんな子どもの遊び方の環境の変化とか、ゲームとか、そういったのがあつて、遊び方も変わってきて、確かに今の小学生のお父さん、お母さんにとつても、自然はある意味、ちょっと怖いという認識があるものかと思っております。

常に私の自然に対して思っているのは、実は私、教諭のころ、辺士名小学校で総合的な学習で「海・山・川」をテーマにした総合学習を自分でプログラムをつくってやりました。海のごみがどこから流れてきているか。実は海に流れてくる前に、まずまちの中を流れる川から流れて、つまり海を汚しているのは川にある

など。川の例えば、沖縄でわかりやすかったのが赤土なんかですけど、結構山からの流木とかも含めてなんですけど、そういったものがあって、常に私たちはいい面のつながりもよく言うんですけど、マイナス面のつながりもつながっている。特に川になっていたら、山から来て、自然の水なんですけど、国頭村はまだ下水処理場がないので、各家庭からのものが川に直接流れて、海に流れていっている状況があるので、この3つのつながり、海と川と山は別ではない。常につながり関係しあって、いいときはいいし、悪いときにも悪い、災害も一緒ですよ。山も怖いし、川も怖いし、海も怖いという、そういう感覚で自然と私は向き合っている形であります。

今後、世界自然遺産登録、先ほども渡口議員のところでも話をしましたけど、これを機会にぜひ子どもたち、全ての村民、学習指導要領の最大の目標である、生きる力を身につけさせるために、どのように子どもたちに身につけさせるかという、「ひと・もの・こと」との関わりの中で生きる力を育むと明記されています。人といったら、先生方ではないです。全ての村民、大人、子ども、おじいちゃん、おばあちゃん、役場職員であろうが、議員であろうが全ての人。ものというのは、この自然です。海・山・川の自然。ことというのは、今度世界遺産に認定されるということ、そのこと。この3つの「ひと・もの・こと」等の関わりの中で、子どもたちに生きる力を育てていく教育プログラムをやりたいと。

現在、実はいろんな関係の団体とも少しずつ話をしていて、来年の4月スタートには、学習カリキュラムを委員会のほうで作成して、総合学習に年間まだ今は構想なんですけれども、10時間程度、小学校1年から6年生までを今イメージしています。国頭の自然で学ぶ学習カリキュラムを作成して、委員会から学校におろして、学校の中で先生方に実践してもらいたいと思っています。当然その中にはエコツアーとか、ウフギー自然館とか、そういう関係者の人たちの協力を多大に依頼してお願いしながら、進めていけたらと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 生きる力を身につける、社会教育、学校教育が一つに横につながれば、素晴らしい国頭村の将来につながると思うので、ぜひしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

星空ガイドとか、星空観光とか、海の観光とか、国頭村が新しく目指しているところもあるので、地域の方々、林道パトロールも含めてそうですけれども、いろいろなバラエティーに富んだ指導員がいるので、ぜひ学校現場でも、社会教育現場でも使ったらいいかないかなという感じがします。ひとつよろしく願います。

質問3番、村民の所得向上につながるための施策ということで、残念ながら具体的なアクションプランが見えませんでした。これまでの議会の質問、答弁の中でも、例えば安波の道の駅あたりで6次化をどうするかということもあったけど、そういうことが具体的に1次産業の振興、あるいは2次産業につないで、3次産業を活かす総合産業にするという具体的な話が少し聞けるかと期待していたけど、今なかったということです。

これについて、どなたかその気持ちみたいなことがあったら、聞かせてください。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 村民の所得向上につながるための施策ということで、若干さっき舌足らずの面もありました。世界自然遺産の登録を機に、特に観光産業、沖縄県でもリーディング産業と言われております。その観光産業が引っ張っていきながら2次、それから農作物等水産業、それと観光客が増えることによって、そういったものにも波及効果があって、それが全体的に所得の向上を目指していきたいと思っています。

具体的に今言う、アクションプランというのをどうするかというのは、専門の意見も聞きながら、あるいは各種団体の意見等も聞きながら、チームを編成するのか、そのあたりをしっかりとやっていきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 ぜひ、しっかりと積み上げていてもらいたいと思います。一つ、確認したいことがあります。林業において、今回のIUCNの勧告、要請事項の中に緩衝地帯における森林伐採について、適切に管理するとともに、あらゆる伐採を現に緩衝地帯の中にとどめるよう要請するとありますが、これ逆に言えば、緩衝地帯であれば適切に管理された伐採をやってもいいというふうに、私は理解します。

よく6番議員が水源地枯れている、荒れているとか、今山が荒れているという話もよく、議会の中でもおっしゃってきてもらっていますけれども、しっかりと管理をしないとならない森というのは、そういう声とか、森林譲与税の活用の仕方など、伐採について、昨日の議会の質問、答弁にもありましたが、村長に改めて国頭村としての基本的な考え方、決意、昨日の話を受けてですけれども、改めて聞きたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

今回のIUCNから勧告の内容について、伐採等についての話というか、指摘事項がありました。これは環境省の説明では、北部のことではないということなので、北部は今、昨日の計画でも2ヘクタールずつ、その制度の中でそれは別に問題もなからうということなので、今後ともしっかりと計画を立てて、林業振興を進めていきたいと考えております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 実はこの要請事項を見た、ある環境省の東京の人がわざわざ電話がかかってきて、「あの厳しいIUCNがこんなことを言うてくるのはめずらしい」のだと、それは人と、人の生活と自然が非常身近だからこそ、IUCNもこういうことを言うてきたんだということで、非常に安心したという電話がありましたけど、ではその気持ちでと、しっかりと計画しながら、ちゃんと自分たちの地域の林業、生業を守っていくという気持ちでしっかりとやってください。お願いします。

1番の流域の再生についてですけれども、今回のIUCN勧告の指摘事項として河川について、可能な限り、ハードな人工的インフラから盛り土、植栽、多様な生息地の創出といった自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために包括的な河川再生戦略を策定すること。とありました。この指摘事項というのは、ここで生活してきたこの先人たちの知恵です。

それから植栽の知見を活かす意味でも若者が最新の土木技術を使って、地域の自然再生を実践する大きなチャンスだと思います。これまでも流域の再生の中で土木をやっている人たちが、この新しい技術で再生していくんだということは我々は住民の中ではよく話もしてきたんです。それで自然再生を実践する大きなチャンスだと考えます。あるいは辺野喜ダム、安波ダム、普久川ダムの水源地域ビジョンに参加した3字の区長たち、それからほかの地域の区長、あるいは地域住民が待ちこがれたことだと思います。

知床でも遺産登録の翌年にルシヤ川と赤イ川という川のダムの改良に取り組んでおりますけれども、特にこの辺のことにずっと関係してきた副村長、再生事業の夢といいますか。ヤンバルらしい再生事業について、時間はかかるかもしれませんが、40年も30年も、その辺の思いというのがあったら、聞かせてください。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 河川の再生については、これまでも再三、議論がされてまいりました。特に山川議

員も御承知だと思いますけれども、森林ゾーニング計画の中で、様々な方々が砂防ダムが多いので、その川については淀みが発生して分断されているという状況の中では生物多様性に影響を及ぼしているという御意見もあって、そこで我々としてもそれ以前からでもそうなんですけれども、関連機関である沖縄県であったり、様々な場面で議論をしながら要請をしたところでもありますけれども、やはり砂防ダムの用途というのが、あくまでも災害を防ぐんだというようなことがございましたので、それがなかなか法律的なものを含めて、改善ができないというようなことになっております。そこで今回IUCNからの勧告がございました。それは恐らく名指して国頭村ということではないだろうと思いますけれども、全体的な遺産地域の中では自然再生の取り組みが必要だろうというようなこと、あるいはハードからソフトに転換されるというような意味合いもあるのかなというふうに認識をしますところでもありますけど、包括的な意味で河川再生に向けた取り組みというのは、恐らく今後、勧告されたわけですから、協議の場というのが当然出てきます。これについては御承知だと思います。いわゆる科学委員会、それから地域連絡会議、その中で4島のそれぞれの部会がございましたので、その中のこういった意味はどうなのかということ、村からの部会の中で、村も入っていますので、そこで議論ができたらいいかと思っております。

○ 金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ 知花博正 世界自然遺産推進室長 河川再生に関しまして、これまでいろいろな議員からそういう砂防ダムの撤去とか、そういうのは幾らでもあったと思います。私のほうは、過去に企画財政課というんですか、当時は。そこで自然再生とか、当時は平成10年あたり、自然再生推進法というのが法律が新たにできまして、河川の再生とか、そういうのもまた国も取り組んで奥川、普久川とかアユの再生とか、いろいろと取り組んで、奥川に関しては数年前にも見学に行ったんですけど、継続されておりました。

そこでいろいろと近年、河川が枯れている状況が多々見られます。そこでいろいろとそういうメンバーが集まりまして、そういう河川が寸断されて枯れているところをどうしたらいいとか、いろいろと改良で国のほうもお金を投資しながらやっているのを見てきました。水源基金も担当していましたので、その中でやはり当時の水源基金の更新とか、行っているときに、県とか受水市町村という形のいろいろ要請等も行ってきた中で、やはりどうしても出てくるのが議員からも、砂防ダムの撤去とか、そういう山、川、海の連続性とか、そういう保つ必要があるんじゃないとか。そうでないとやはり海にも影響があるということもいろいろありまして、いろんな要請をした中で、その当時でもやはり県のほうもこれだけ公共投資してきたものに関しては、完全に撤去は難しいということで、可能な限り魚道とか、やはり生き物が息をできるものとか、そういうのは改良もしてきております。今後、登録後には、再生戦略というものの要請がありますので、可能な限りそこは県とも国とも調整しながら、再生に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。（午前11時53分）

再開いたします。（午後 1時30分）

こんにちは。午前に引き続き本会議を再開いたします。1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 午前中、流域の再生の半分ぐらいまで聞きましたけど、淀みの話があったりとか。午前の返事の中にありましたけれども、例えば奥の川においては、段差等は完全に2つ撤去しました。それから一つははつって段差をなくしたという事例があります。砂防ダムの話だけではなくて、護岸の再生、これが盛り土という言葉で今回は要請にはいつているわけだけど、森や植栽という形で。そこも含めて我々が地域の人と話をして、どんなイメージでどんな川に戻りたいかということを真剣に聞いて、できないからじゃなくて、どうすればできるかという話につないでもらいたいんだけど、村長の考え方を聞かせてくだ

さい。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

先ほどからあったとおり、山と川と海というのは、全てつながっていると思っています。川も非常に大事な資源であり、これまで砂防ダムについては、様々な議論がされてきて、私としても機会があれば県のほうにも、砂防ダムの撤去については要請もやってきたところであるんですが、国としては砂防ダムの目的があるんだということもあって、なかなか実現はしていないと。砂防ダムには当然、目的は災害を防ぐということなんです。中には、砂が溜まって、果たして砂防ダムの機能が果たしているのかということもあります。そういった点も含めて、今議員がおっしゃる砂防ダム以外の、あるいは河川の改修なりできるところをしっかりと県に要請も図っていきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 1 番 山川安雄議員。

○ 1 番 山川安雄議員 ぜひ、それとかも含めていろいろと考えて、知恵を出し合ひましょう。それで流域の再生に絡みますけれども、実は漁業協同組合では、今赤土によるサンゴの死滅というのもすごく注視しております。

国頭村においては、漁協で聞き取りしたんですけれども、特に10メートルから18メートルの深場に赤土が堆積をして、サンゴが死滅し、魚の家が消失していると。それから魚のえさの消失、魚やイカの産卵場所の消失で、漁にならない状況だというふうなことで、すごく心配しております。大宜味村や東村、国頭村の赤土の流出、川から流れてきて海ではつながるわけですから、もしかしたら大宜味村で流れている平南川なんかすごく強いんだけど、それが浜から鏡地側まで押し寄せてきているという話も聞きます。あるいは逆で、東側では逆もあるし、風向きによって違うわけですから、そういうことの現実の問題が出てきて、赤土が堆積してモズクが枯れて、それから成長の被害があり、あるいはさし網や定置網やモズク網の洗浄に時間を要するとか。汚れによる漁獲高の減少などが見られていると。国頭村は天然モズクのひとつの産地だと、養殖モズクもやっています。だから赤土によって収穫が少ないということは深刻な問題だということ、10年ぐらいのスパンで書かれているものも見ました。数字ですね。

東村や大宜味村では、赤土流出防止対策協議会というのがあって、また沖縄県から赤土対策コーディネーターというのを、両村とも配置して様々な知見から指導しております。国頭村はこの実態を調査、研究して、必要なら国頭村赤土流出防止対策協議会の設置や、赤土対策コーディネーターを配置する考えはないか。

また、世界自然遺産の地としてヤンバル3村、赤土流出防止対策協議会などを立ち上げて、調査研究その対策に取り組むことができないかということをお聞きします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

おっしゃっている赤土流出対策防止については、国頭村のほうでその協議会の立ち上げがないとか、条例がないというものについては、県のほうが指定する赤土流出防止対策の重点地域が、国頭村のほうにはないということでの、その立ち上げに至っていないかという状況であります。今後おっしゃっているとおり、海の中ではつながっているということもあり、タイミング的に今回、世界自然遺産の登録を控えているということですので、おっしゃっているとおり3村合同で、同じようなことを考えられないかということ、役場の中については、建設課、福祉課、他課にまたがる業務でもあります。また3村でやるとまた他の2村との調整も必要となってくるので、その辺について調査して、前向きに検討していきたいと考えております。以

上です。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 なぜ国頭村が指定されていないかというのは、ちょっと聞き取りしたら、調査の仕方が3メートルのポイントでやっている。3メートルのポイントって結構きれいらしいんです。潜っても。そういうこともあるらしいので、そこら辺は非常に漁民の専門の方から聞いたり、いろいろ調べてみてください。

次に、保全と利用、管理財団の設立について、伺います。知床では、利用調整を支える仕組みとして、国立公園、管理のパートナーとして知床財団が位置づけられております。平成27年度の資料ですが、知床財団は専門官含めた職員数が45名、事業費が3億3千万円規模であります。主に環境省の委託などで野生生物の管理に1億円、国立公園の管理に5千7百万円、6次事業で4千5百万円、知床5湖の認定事業で5千7百万円、それに斜里町と羅臼町から受託事業で9千6百万円の内訳となっております。それでもこの小笠原や屋久島など、各自治体で管理組織が職員を配置して、事業予算を計上しておりますけれども、今回の質問の管理組織、私勝手に「やんばる財団」という名前にしましたが、やんばる3村だとどのような形になっていくのか。この管理組織がですね。

役場や村民の財源の負担を減らすというのは、ちょっと調べてみたら「管理財団」なるものがあれば、それなりにお金を入れやすいという話も聞こえてきます。専門性のある職員というのが、どうしても必要になると思うので、その保全と利用の生かし方ということでは、一つこの管理財団、管理組織のあり方について、学習していく。勉強していくというふうなことから始める必要性はないか。3村の世界自然遺産推進協議会だけでは、なかなか簡単な話ではないなというのをそばで見ているんですけど、その勉強会の必要を感じるか。これまで長らくそういうものに関わってきて副村長、どういうふうに見えてきますか。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 まずですね。世界自然遺産の一覧表に記載された際には、それこそ保全状況等については、定期的に報告が課せられます。毎年その世界自然遺産委員会はありますので、その中で状況はどうなっているのかと。それも知床についても、そういった経緯があって、経緯を前もって知っていて、登録される前に財団なるものを立ち上げたということを前に記憶しております。

いずれにしても、その保全管理が村の世界遺産の前提でありますので、その保全をするためには今の状況で、いわゆる3村の世界自然遺産推進委員会、それはそもそもその世界自然遺産を推進するための協議会であったんです。その中で保全管理とか、いろいろな対策だとか、希少動植物の保護だとか、密猟対策だとか、等の中で、それぞれの地域でやってきたわけです。いるわけです今でも。しかしそれがしっかりとできているかというところにおいては、いささかどうなのかなというところも実態としてはあります。今でもその密猟をされているという話は多々聞きます。だからそういった意味では、ある程度その強固な組織というのは、立ち上げる必要はあるのかという認識はいたします。

いずれにしても、その組織をつくるには専門的な仕組みをする人材が必要になります。そういった人材をどういうふうな形で張り付けていくのかというのを、恐らく3村だけでは厳しいものがあるだろうということは考えられます。管理機関という、先ほども申し上げましたけれども、奄美、4島の世界自然でありますから、管理は環境省、林野庁、あわせて鹿児島県、沖縄県、4島の市町村の機関の中で、それぞれの役割分担しながら、保全管理していくという状況がございますが、4島なので、4島全て網羅するという事は、かなり厳しいのかなと思います。

先ほど議員がおっしゃったとおり、西表にその財団というものを、オーバーツーリズムがあるということも含めて、エコツーリズムも保全しましょうということがあって、準備委員会ですか、そろそろ立ち上げるというのは聞いております。ですからそこについては、西表に入っている入域客がかなりいるという財源が、ある程度、確保できるというものがあります。そこを含めて、人材もそうなんですけれども、財源も必要なのかなというところがございます。

ですから知床でやっているのは様々な保全管理事業、あるいは出資はそれこそ斜里町と羅臼町が出してやったと思いますけど、環境省の受託事業だったり、あるいは独自事業だったり、あるいは観光協会的なものも含めて3億円の予算を張りつけたというところは十分、組織を回せるのかということを感じられますので、そこも参考にしながら、今後保全の活動の仕方のあり方も踏まえて、議員のおっしゃるとおり、勉強会なりというのも必要なのかと思っております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 沖縄県の考え方も含めて、環境省もそうかもしれませんが、4島をまとめた形の大きな財団か何かの管理組織があると。その下部に、西表島は財団は始まるわけです。奄美、徳之島はまた別の形かもしれないけど、やんばるだったらどんなものが必要かというものの、やはり検討、勉強はすべきだと思います。西表財団というのは、どっちかといったら保全を中心とした財団です。だけどヤンバルは人との生活が近かったために、保全と利用、両方をしっかりとコントロールできるような、いい意味でも、そこは両方しっかりとコントロールができるような財団が必要だと思います。そこまで見ながら、やはりヤンバルらしい、管理組織の必要性があると思いますが、村長いかがでしょうか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 世界自然遺産に登録後にその後の保全管理が非常に重要になってくると思っております。世界自然遺産が持続的な地域活性化を目指すのであれば、観光だけではだめで、そこをしっかりと自然を守ることに。そこが両輪ではないかと思っております。

そこで今、いろいろと副村長からありました、このやんばる3村、同じフィールドがあります。できたら一緒にそういうのができないのかということのを、まず同じテーブルにのっけながら、先ほど言った人材をどうするという問題、それから一番やはり財源、国や県から知床でしたか。知床は様々な受託事業を受けているということ等も、そういったものも含めて、まずは一回はテーブルにおいて、どういう話し合いになるのか。それはやったほうがいいのかと思っております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 6月1日の例の長尾橋の下のごみの話もあって、新聞に国頭村は不法投棄ですね。林道パトロールを強化するとの報道がありましたけれども、今現在、既存の環境省や沖縄県の林道パトロールだとか、それからマングースバスターズなどがあるわけです。それからツアーガイド、ネイチャーガイドたちがいるわけなんですけれども、この人たちと協定結んで連携して、やりたいのでそういう情報を集めるというふうな対策を講じることはできると思うんですけれども、あえて新しくチームをつくる必要もないかと。それぐらいかなりの頻度で森の中、パトロールしています。そういうふうな使い方もあると思うけど、いかがですか。

○ 金城利光 議長 知花博正 世界自然遺産推進室長。

○ 知花博正 世界自然遺産推進室長 いろいろと希少動植物の密猟パトロール等を国、県あと、国頭村のほうも、国頭村のほうは水源保全事業ですね。県から受けて密猟対策、あと外来種対策とか、不法投棄対策

を行っているんですけど、今後さらにそういう世界自然遺産登録になると人も増えますし、たくさんの人が入ってきた場合に、そういう不法投棄ごみも落とす可能性も十分にあります。そこでやはり今まで夜間の林道パトロール等も地元のそういうガイドの方とか、地元精通する自然保護関係の方々です。山川議員も一緒に入っていて、そういう活動、やはり地元の方が詳しいですので、そこにまた専門的な知識の方とか、そういう方も含めながら、また予算的な面はまたもちろん村で、2村、あと県、国にいろいろと要望しながら、現在行っているパトロール予算等、それも県とか国に継続していけるような形で、またお願いしていきたいと考えております。

○ **金城利光 議長** 1番 山川安雄議員。

○ **1番 山川安雄議員** もう一つ、どうしてもやっておきたいことがあります。

この管理組織ですけれども、密猟の話が陸のほうにもあるけれども、海の密漁も深刻だとい最近、資料を見せてもらって、この資料を見てすごく愕然としましたけれども、世界自然遺産の地のやんばるで、森林だけではなく、海の地でもあってはならないことだと思います。

国頭漁協は沿岸地域における産卵場や育成場の整備による生産力の向上を目指していますが、その中に密漁対策に多くの時間と労力が裂かれている現実があるということです。ひどい状態です。生産部会による密漁グループ、被害パトロールデータというのをしっかりとまとめられていますけれども、そこには日時、時間、日にち、場所とか、どの人が密漁に来ていたというグループ名だとか、それからイセエビなどの漁獲物の数量だとか、種類だとか、数量だとか。どういう機関がどう対応しているというふうなこと。あるいは水中銃を使って、漁業協同組合員が車にひかれそうになったと、この人たちが抵抗してきて。そういった状況まで、トラブルまで詳細に記録されています。あきらかに確信犯であるようです。

それでこの東側にも西側にも海上保安庁の巡視船いるんだけど、そこに通報して現場に来るまでに時間がかかるのも問題点として彼らはあげています。それから何十件と密漁行為が行われているのに、保安庁や警察、沖縄県警です。県の水産課は有効な手立てが打ち出せない。さらに最近、この2年ぐらいは米軍人だと思われる密漁も横行しているというふうな、これも記録に残っています。第11管区海上保安本部へ国頭駐在所をつくってちょうだいと、打ち合わせみたいな相談もしに行ったという話も聞きました。非常に困っている。生活があるので、ウミンチュだけではとてもカバーできない。一回聞き取りされたら、海上保安庁に説明するだけで2日も3日も時間を要すると。漁に出られないという現実もあるようです。それで漁協の人たちもなかなか仕事になりにくいと。

改めてだから世界自然遺産の登録の地である沖縄島北部やんばるで森林の密猟や、海域の密漁の取り締まり、それは我々地域資源である資源、資源を守らないといけないと思います。国頭村役場として、一緒に対策などが講じられないか。どのように考えるか伺います。

○ **金城利光 議長** 田場盛久 経済課長。

○ **田場盛久 経済課長** お答えいたします。

密漁の被害が横行しているということについては、情報が寄せられております。今年度について、離島漁業再生支援事業補助金を創設いたしまして、漁業関係者らにそれを交付することによって、金銭面の支援をしていこうと動いております。その内容の中には、密漁監視も含まれております。先ほどから議員おっしゃるとおり、密漁グループが横行していると。それも村外のほうから多く来られているということですので、村の外からやはり国頭村の資源を持っていかれるということについては、村民全ての財産が脅かされているということにもつながりますので、ぜひ今後地域住民の方からも有力な情報等が役場のほうに寄せられるよ

うな体制というのを整えて、それも対策の有力な手立てとして活用していきたいということも考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 私たちもいろんなデータつくったり、報告書をつくりましますけれども、漁民の方々があそこまで詳細に記録をつくっていったって、それでもなかなか立件できないという現実があると。現行犯逮捕しかない。だけど今の新しいIT技術とか使って、これ私は勝手に考えたんだけど、ドローンを使って現行犯を押さえられないかとか。例えば、距離的にはドローンが十分行ける距離らしいです。聞き取りをしたら。あるいはその密漁のポイントはある程度決まっていって、出入りしていくところ、そこに監視カメラ、山でも監視カメラたくさんつけているけれども、そういうこともできないかとか、ぜひ一緒にテーブルに座って、来月からでもいいと思います。あの記録を見たらすごいからね。できることを一緒にやって、3村の村民全戸に、こういうことがヤンバルの海で、山で横行しているということを村民に知らせるという全戸配布もできる、ひとつのやり方ではないかと思ったりしますけれども、そういうことについて、あるいはマスコミを使って、喚起すると。そういうことも含めてどのように考えるか、お願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 答えいたします。

おっしゃるとおり、それは喫緊の課題だと感じております。まず今おっしゃるとおり、漁業の関係者の方々と、また役場のほう、それから必要であれば海上保安庁とか警察関係も、一つのテーブルについて、今上がっている課題等の整理をして、どのようにすれば対策に向けて指導できるかということをも、最初の段階の話し合いを持つ席を検討していきたいと思っております。それができれば、早い時期に呼びかけをして、その話し合いをしたいと思っております。以上です。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 今のお話なんですが、この海の密漁については、2年ほど前から漁協のほうから、そういう情報は得ております。それが、漁協のパトロールの負担、あるいは漁協がパトロールしている場合に、その密漁者とのトラブルもあったと聞いていたので、昨年でしたか、県との意見交換の場で、別の会議だったんですが、農林水産部長もいたので、密漁の件について、県のほうから警察なり、海上保安庁に強く要請してくれというお願いはしました。

山の密猟については、この間また農林水産部長が来たときに、現在のパトロール、夜間パトロール等、それは次年度以降、今後世界自然遺産になってもぜひ継続をしてほしいという要望もしております。

先ほどからマスコミ等に出したらどうかということで、今日たまたま傍聴席にマスコミ2人いますので、ぜひ御協力のほう、よろしく願いいたします。以上です。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 今の話も含めて、やはり管理財団なるもの、今の海のほうも含めて、将来は海への世界遺産の枠も広げてもいいんじゃないかということも有識者から出ているので、ぜひ海も含めて管理財団なるものでしっかりと対策をしていくという動きにしてもらいたいと思っております。

今日は幾つか質問しましたけれども、ぜひですね、一歩前に進めるようなアンサーがいただきたいです。具体的にアクションにどうつなぐと、いつからこういう動きをします。計画をしているとかということだけでも世界自然遺産、来月7月になるわけですから、一つ加速的にテーブルに全部乗って、簡単にいかないのはたくさんあるんだろうけれども、できるものから一つずつ、この横断的に一次産業も、二次産業も、三次産

業も、福祉関係も、教育畑も一つぜひアクションにつなげるような形で生かしてもらいたいと思います。以上です。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員の一般質問を終わります。

次に、2番 山城正和議員の一般質問を許可します。2番 山城正和議員。

[2番 山城正和議員登壇]

○ 2番 山城正和議員 では、通告に従いまして、一般質問を行います。

1. 東部周遊拠点施設整備事業の現場技術管理業務委託に関する疑義を問う。

(1) 現場技術管理業務委託、土木工事部分を特別に発注した具体的な理由は何であるのか。

(2) 振興策推進室職員及び現役場職員では、主任監督員並びに現場監督員の業務遂行が困難な技術的に特殊な工法や工種など設計図書も難解な土木工事現場なのかを、工種別に現場技術管理者の権限範囲区分及び実施業務内容を詳細に分かりやすく説明を求めます。

(3) 村長が任命する検査員及び監督員の業務を担当できる、役場職員は何名いるか。

(4) 当該、土木工事現場は村長が任命する検査員及び監督員が適正に業務を執行できない土木工事現場であるのか。明確に説明を求めます。

(5) 当該、現場技術管理業務委託の発注方法が入札及び契約締結に至る手続行為が、関係する規定に基づき公正、公平、適正に施行されたものか、わかりやすく丁寧な説明を求めます。

(6) 当該、現場技術管理業務委託の前年度の契約期間と契約金額及び本年度の、契約期間と契約金額、それに財源構成内訳として補助金なのか、村単費を充当されているのか、説明を求めます。

(7) 当該、現場技術管理業務委託は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条に基づき制定した国頭村発注予定工事公表要領により該当する場合は公表すべきだと規定しているが、公表されたか。また公表されない場合は、その理由の説明を求めます。

(8) 当該、工事受注者の現場代理人について、その職務の施行につき、どう評価されているのか。

2. 与那地区交流拠点施設の指定管理者と与那区長不在の影響及び真相と行政対応を問う。

(1) 与那区長が4月1日より不在になった理由と経緯を踏まえて、その真相の解明を求めます。

(2) 与那区との令和3年度国頭村行政事務委託契約書は締結されているか。

(3) 与那地区交流拠点施設の指定管理者、与那区長の不在に伴い、誰が管理責任者となるのか。その根拠は保証されているのか。また平成27年3月9日、国頭村議会が議決した指定管理者の指定との法的な整合性は担保されているのか。

(4) 令和3年4月27日、第4回国頭村議会臨時会で東部周遊拠点整備事業の現場技術管理業務委託締結が、与那区長の不在の原因となり、現在の与那区長の不在は不自然であり、一刻も早く与那区の本来あるべき自治が正常に機能し円滑に運営できる状態に戻して、村長の判断の不適切と責任の追求すると同時に村行政の不信を解消するため、現場技術管理業務の契約解除を強く提言したが、村長の決断はどうなったのか。村民が納得できる説明を求めます。

3. 国頭村環境教育センターやんばる学びの森の指定管理について。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大により指定管理業務委託者の特定非営利活動法人国頭ツーリズム協会代表 山川雄二が、運営資金の確保もできない経営困難な状況に至り、指定管理業務継続を断念し辞退することになり、令和3年4月1日から村直営になった。

この非特定非営利法人国頭ツーリズム協会代表山川雄二の活動拠点の事務所などはどこへ移転し、令和3

年度の事業計画や活動などについて、現況はどうなっているのか。

(2) 当該、施設管理者、管理運営は令和3年4月1日から村直営になったが、ワーケーションの積極的な誘客に向けた取り組みなどコロナ禍における経営の課題や収支の見通しなど、現状は改善の方向にあるのか。

(3) 当該施設の、新たな指定管理者の公募や選定作業など、当初予定どおり順調に進展しているか。

4. 安田クイナパークゴルフ場・ヤンバルクイナ生態展示学習施設の管理運営の現況について。

昨年からのコロナ禍での大きな影響を受けていると思いますが、管理運営の現状と行政との連携と取り組みについて、どうなっているのか。

5. 観光宿泊施設のアダ・ガーデンホテル沖縄の経営の現況と行政の支援について

昨年からのコロナ禍の影響を乗り越えるための経営戦略など多大な経営努力が継続され、雇用や観光振興等、地域経済の発展に寄与されていると思います。当該ホテルの経営戦略にワーケーションやブルーツーリズム施設及びエコツーリズム等、地域資源の活用など、うまく連携した取り組みなどの現況と行政の支援はどうなっているか。

6. 世界自然遺産登録の影響と対策について

(1) 持続可能な自然保護と資源利用の調和のとれた地域振興とすぐれた地域資源の後世への継承に必要な恒久的な財源を確保するための入域料や協力金を徴収する制度化を図る資金づくりや環境保全など、総合的にあらゆる課題の解決や対策に対処し検討して地域振興を推進するための専門家を結集させた「国頭村世界自然遺産保全利活用対策委員会」仮称の早期設置するのに必要な制度設計を策定するなど、前向きな取り組みができないか。

(2) 平成27年度に国頭村長以下、国頭村職員7名、NPO法人国頭ツーリズム協会代表理事、国頭村商工会青年部長、JAおきなわ国頭支店、国頭村観光物産センター職員、区長会11名、計23名が屋久島自然遺産地域の現状と課題を探り、本村における今後の世界自然遺産登録に関する取り組みのため、ニーズや情報を収集するため、現地の調査が実施され、その調査報告書が作成されております。この調査結果が、具体的にどういかにされているのか。

(3) 平成28年9月15日、やんばる国立公園の指定により、地種区分がなされ、特別保護地区第1種特別地域で、これまで村が計画的に30年間、継続して公有林整備事業が実施され、造林面積572ヘクタール、事業費18億6千81万円、村負担額5億5千8百23万円が投資されたが、1円も回収できず、世界自然遺産登録区域の指定を受けることになる。

これまで、国、県関係機関に対し、一度もこの公有林整備事業で、村が投資した村民負担の5億5千8百23万円の果実の収穫回収について、議論もせず村民に説明することなく現在に至っている。

将来の村の振興発展を図るための財源の確保は重要な課題である。村民が負担した5億5千8百23万円は無駄にすることなく、回収することで村民の福祉の向上と振興発展に寄与する財源として確保することは、村行政に課された当然の責務であることから、この投資した財源の回収について、村民に対し納得できる村長の説明責任が求められているが、どう解決するか、説明を求めます。

(4) やんばる国立公園の地権者への制度の周知について、現在の不達件数と固定資産課税における納税義務者などの照会や行政内部での連携及び隣接地番の所有者並びに各区長など、地域有識者を含めた協力体制など取り組みの現状はどうなっているか。

(5) 国頭村公認ガイド認証制度の運用について、地元若者の反応や関心など、若者定住促進の相乗効果

や新たな雇用創出に期待がもてる仕組みができてきているのか。また、ガイド育成事業や観光協会との連携や役割など、現状と課題の解決にどう取り組んでいるのか。

7. 宇嘉トンネルの名称を新座津武トンネルに改称を求める

世界自然遺産登録を目前にして、本来あるべき地名の歴史的な意義を大切に、村行政の責任でもって「宇嘉トンネル」を「新座津武トンネル」に改称すべきです。

宇嘉区の知名度アップを期待する総意は尊重して、村行政は斬新な手法とアイデアを宇嘉区に提案し、宇嘉区の理解と協力を得て、知名度アップを図るための施策を実施すべきです。村長は有識者の意見も聴取して、これまでの歴史的な地史の経過を踏まえ行政の禍根を修正する決意と実行を求めて、改めて見解を伺う。以上、答弁により再質問させていただきます。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城正和議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1の東部周遊拠点施設整備事業の現場技術管理業務委託に関する疑義の1-1 現場技術管理業務委託、土木工事部分を特別に発注した理由についてであります。

本事業では、本体棟、交流棟、給水工事の3件の工事が同時に進行しております。現場では、施工の立ち会いや品質管理のほか、早急な対応を要する事案が多々あり、3件の施工管理を担当職員の兼務で対応することは困難であることから、適時・適切な施工管理を行うため、現場技術員を配置しております。

1-2 本事業の特殊性並びに現場技術管理者の権限範囲等についてであります。

本工事は、橋梁工事のように技術的に特殊な工法や、難解な設計図書に基づく現場ではありませんが、同一敷地内で3件の工事が同時進行しており、各工事間の取り合いや施工調整、工程管理等、通常の単一工事に比べ特殊性があるものと考えております。また、現場技術員の権限・業務としましては、契約に基づき監督員の職務権限を有し、「契約の履行の確保」「施工状況の確認」「円滑な施工の確保」等の業務を担います。

1-3 村長が任命する検査員、監督員等についてであります。

令和3年度に任命した検査員は11人で、監督員につきましては、工事を担当する職員となっており、主管課長が工事ごとに指名をいたします。

1-4 「当該土木工事現場が村長が任命する検査員、監督員で適正な事務執行ができないのか」についてであります。

1番目の回答と重複するところもありますが、今回の現場は、往復4.4キロメートル。3件の工事が同時進行しております。そのため、3件の施工管理を担当職員の兼務で対応することは困難であることから、適時・適切な施工管理を行うため、現場技術員を配置しております。

1-5 現場技術管理業務委託の発注及び契約等手続きが公正・公平・適正に施行されているかについてであります。

本業務は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき「経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に管理させる必要がある場合」と判断をしています。配置している現場技術員は、一級土木施工管理技士のほか、一級建築施工管理技士など5件の資格を有しております。さらには、地方自治法施行令167条の2第1項第6号の規定に基づき「引き続き施工される工事で、前工事の現場技術員に管理をさせることで、適切な施工管理が確保できる」と判断をしています。

1-6 本業務の前年度の契約期間及び契約金額、本年度の契約期間及び契約金額並びに財源についてで

あります。

本業務の契約期間は、令和2年度が令和2年8月5日から令和3年3月31日まで、令和3年度が令和3年4月8日から11月30日までとなっております。契約金額は令和2年度が3百万2千円、令和3年度が3百4万円となり、財源は村費でございます。

1-7 本業務が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき制定された、国頭村発注予定工事公表要領に示された公表を行ったかについてであります。

本業務は、地方自治法施行令167条の2第1項第6号の規定に基づき「引き続き施工される工事で、前工事の現場技術員に管理をさせることで、適切な施工管理が確保できる」と判断をし、4月1日には選定依頼を提出していることから、公表はしておりません。

1-8 工事受注者の現場代理人の評価についてであります。

現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うことになっております。今回の現場は、同一敷地内で3件の工事が同時進行していることから、現場代理人がお互いに連携し、工程管理、品質管理、安全管理等を行っておりますが、管理技術者による施工調整が不可欠となっております。

質問2の与那区交流拠点施設の指定管理者と与那区長不在の影響の2-1 与那区長が4月1日より不在になった理由と経緯を踏まえて、その真相の解明についてであります。

令和3年3月21日に区民投票による区長選挙が行われ、区長候補者として選ばれた区民については、本人から12月まで待ってもらうよう区民と相談をし、同じく区民投票によって選ばれた「書記・会計」が区長業務を兼任をしております。現在のところ、区の運営に支障はないことは確認をしております。

2-2 与那区との令和3年度行政事務委託料委託契約は締結しているかについてであります。

本村と各区と交わす行政事務委託契約については、区の代表と締結することになっており、区の代表は区長となっていることから、与那区との行政事務委託契約は締結できないこととなっております。そのことから委託料の支払いもできないこととなります。

しかし、6月4日に与那区の総会で、与那区の区長が欠けたときは、区の役員が区長の業務を遂行することができる旨の規約改正が区民一致で可決され6月7日付で、現書記・会計が区の代表として区長の業務を兼任することになり、委託契約締結ができることになりました。委託料については、6月分は日割で支払いする予定であります。

2-3 指定管理者与那区長の不在に伴い誰が管理責任者となるのか、その根拠は保証されるのかについてであります。

与那区交流拠点施設「よんな〜館」については、平成27年4月1日から平成37年3月31日に当時の区長と協定書を交わしており、公民館としての機能も持ち合わせた建物であり10年間の期間、契約の締結をしております。与那区長については、代表者が区の書記・会計が兼任することになり、区長が決まるまでは、区の代表者である書記・会計が指定管理者として管理を行うこととなります。

2-4 東部周遊拠点施設整備事業の現場技術管理業務委託契約と与那区の区長不在についてであります。

与那区の区長選については、立候補ではなく、区民投票で区長候補者が決まることになっております。区民の話によりますと、断ることもできると聞いております。

東部周遊拠点施設整備事業の現場技術管理業務委託契約をしている現場技術員が区長候補者となっていることについては、確認をしております。当現場技術員についても契約期間が11月末までとなっております。現在の業務が落ち着き12月から区長を引き受けてもよいと区民には相談をしたと伺っております。それを受

け、区民も区長をやってもらえるならと納得し喜んでいて、他の区民から伺っております。

区長業務については、現書記・会計が行っており区長の経験もあることから区の運営上支障はないものと伺っております。

質問3 国頭村環境教育センターやんばる学びの森の指定管理についての3-1 国頭ツーリズム協会の事務所の所在及び令和3年度の事業計画等についてであります。

当協会の拠点事務所につきましては、本村との業務の引継ぎ並びに総会開催までの期間、学びの森に事務所を置いており、令和3年度の事業計画や活動についてお聞きしたところ、総会にて、全て決定されるとのことでした。

3-2 村直営になった令和3年4月以降の当施設の課題並びに現状についてであります。

当施設においては、新年度に入り4月の新型コロナまん延防止等重点措置、5月から現在まで続く緊急事態宣言による移動自粛に伴い、厳しい状況が続いております。本村としましては、新たな指定管理者が決定され、業務を引き継ぐまでの間、学びの森スタッフと協力し合い、繁忙期である夏休みシーズンに向けた取組を強化をしております。

3-3 新たな指定管理者の公募や選定作業の質問についてであります。

知花正寛議員の一般質問においても答弁しましたが、若干内容は重複します。現在、県内企業が3社、県外企業3社の応募があります。

6月末日には2次選考を終え、選定部会、選考委員会を経て9月定例議会に議案として上程する予定であります。

質問4 安田パークゴルフ場・ヤンバルクイナ生態展示学習施設の管理運営の現況についてであります。

安田クイナパークゴルフ場及びヤンバルクイナ生態展示学習施設を含む安田くいなふれあい公園の管理運営は特定非営利活動法人やんばる・地域活性サポートセンターが指定管理を行っております。

令和2年度の利用状況に関しましては、両施設ともに、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等により前年度に比較すると来館者は激減しております。

このような厳しい状況ではありますが、世界自然遺産登録の機運醸成として、NHK沖縄との共催により「ダーウィンがやんばるに来た！ワークショップ」を去った5月8日に、ヤンバルクイナ生態展示学習施設を会場として開催をしております。また、ワークショップの開催にあたり県内出身のイラストレーターをお招きし、安田くいなふれあい公園内に壁画アート等を実施しており、ワークショップ開催後は、制作いただいた壁画アートを一目見ようと来訪者が増え賑わいを見せております。

質問5 観光宿泊施設のアダ・ガーデンホテルの経営の状況と行政の施策についてであります。

アダ・ガーデンホテルに先日ヒアリングを実施したところ、地域のガイドと連携してホテルのホームページにアクティビティ紹介ページを掲載しており、予約については、宿泊者が直接各事業者へ連絡を取る方式と聞いております。

また、ワーケーション事業については、奥ヤンバルの里と共同で、イベントを企画しており、ブルーツーリズム施設との連携においても宿泊者への情報提供等、相互の連携を図っているとのことでした。

ホテルへの支援につきましては、他の事業者同様、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し2回の給付金を交付しておりますが、宿泊客の減少により厳しい状況が、他の事業者同様、続いているとのことでした。

今後におきましても、事業者向け補助金・給付金事業等の紹介を含め、行政として支援を行っていきたいと考えております。

質問6 世界自然遺産登録の影響と対策についての6-1 「国頭村世界自然遺産保全利活用対策委員会」仮称の早期設置するのに必要な制度設計を策定するなど、前向きな取り組みができないかについてであります。

世界自然遺産に登録されますと様々な効果が期待できる反面、課題も十分に想定がされます。その両方も対応が十分でないと遺産価値の保護と地域振興の両立が厳しくなると考えております。登録後の様々な来訪者に対応するためには、本村のみでの人材では限界があることから自然環境や観光部門、学識経験者等官民一体となった組織体制が必要と考えております。

6-2 屋久島自然遺産地域の現地視察を行って具体的にどう生かされたかについてであります。

本調査は世界自然遺産を目指す本村として、まず国内で初めて世界自然遺産に登録された屋久島の保全と利活用、関係機関との連携等の現状や課題に関する情報を収集し、今後の対応策に生かすべく実施しております。調査結果が活用されているという質問ですが、まず環境汚染対策として与那覇岳登山道入口にエコトイレを設置しております。また安心安全で質の高いツアーとガイドの適正利用を図るべく利用推進条例の制定による公認ガイド制度を実施しております。

6-3 特別保護地区、第一種特別地域でこれまで村が公有林整備事業で造林費用を負担していることに対してであります。

これまで議員より再三質問がありますが、世界自然遺産登録を目前に控える本村として、これまで保護担保措置としての国立公園指定に至る地元関係者とのワークショップの中でも、保全と活用のすみ分けを行ってきているところでありますので、御理解は得ているものと考えております。しかしながら、これまで投資してきた事業の果実に見合う回収をすべく、今後、様々な施策が必要かと考えております。

6-4 有識者を含めた協力体制はどうなっているのかについてであります。

国立公園の地権者への通知につきましては、確認作業を行い、今年度も通知を行っているところであります。しかし所在宛先の不明により通知できない所有者がまだ存在することから、今後、地域の有識者にも聞き取り等を行い、確認ができ次第、引き続き通知による御理解をお願いしたいと考えております。

6-5 若者定住促進やガイド育成事業や観光協会との連携や役割など現状と課題の解決にどう取り組んでいるのかについてであります。

ガイド認証制度の運用につきましては、これまで本村や大宜味村でツーリズムに関わってきたベテランが多い状況ではありますが、うち若い世代の方も加わりつつあります。やはりガイドになる方には、自然に非常に興味を持ちかつ知識、ルール、マナー等、様々な要素が求められることから、若年層の希望者が多くないのが現状であります。しかし、本村としましては、世界自然遺産登録を見据えたガイド条例、認証制度の運用に基づく適正な遺産資源の保全管理を目指しており、登録後の来訪者増大に対応すべく観光協会とも連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

最後質問7. 宇嘉トンネルの名称を新座津武トンネルに改称を求めることについてであります。

令和2年3月、6月の定例議会においてお答えをいたしました。宇嘉トンネルの名称について当時の関係者へ確認をしたところ、北部国道事務所よりトンネルの所在する地域の意見を聞いて命名してほしいと村に連絡があり、村から宇嘉区長へ名称について区で協議決定してほしい旨の依頼をし、区民総意の上現在の宇嘉トンネルの名称になった経緯がございます。名称の変更について北部国道事務所へ確認したところ、利用者へ混乱を与える場合は、地元自治体と協議し考えるとのことでした。また、先日も宇嘉区に確認をしたところ、宇嘉トンネル名称について、改称の考えはないとのことでした。よって宇嘉トンネルの名称変更

ついて北部国道事務所との協議は考えておりません。以上でございます。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 再質問させていただきます。

現場管理委託業務の件なんですけど、これは一般競争入札の参加資格申請書が提出されて、それでそれに基づく有資格者の審査が行われたのかどうか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回の業務委託については、一般競争入札ではなくて、随意契約による締結となっております。なので、資格の審査等そういったものはございません。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 有資格者、要するに入札参加資格申請書も出されていないということですね。そして指名委員会ではその審査もしていないということですね。

随意契約をしたという話ですけど、これは随意契約も当然、指名委員会の当然審査を受けた、そして格付け表に記載された業者から選定をするというふうな方法になっていると思いますけど、その指名委員会の委員長、副村長だと思いますが、この辺どうなっていますか。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 入札資格審査については、定期的に行われる審査の中で受付の中で、コンサルあるいは工事関係者集めて、提出資料を求めてここで上がったものを審査するという手順をとります。

今回については、先ほど答弁にもございましたように、自治法に基づくような内容の中で、随意契約という形をとらせていただきましたので、当然その入札参加資格の審査委員会の中では議論はしておりませんが、選定委員会は行っております。その選定委員会の中でこの現場技術者について議論したのが選定したという結果となっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これいろいろもろもろお互い入札執行するに当たっては、ルールが定められておまして、随意契約をする場合も当然その選定委員会に、当該事業主管課長から様式1でもって上げてくると思います。推薦をお願いしますということで、そしてそれに基づいて審査をして、決定通知を出す。最終的に報告をして村長がそれでいいというふうになると思うんですが、その手続はちゃんと踏んだんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今、資格審査委員会と選定委員会というところで、少しごっちゃになっている可能性もあるんですが、実は今回、随意契約するに当たってもですね、金額上、選定委員会にかけることになっておりますので、手続上はきちんと選定委員会に随意契約をする理由等を付して、選定委員会にかけた上で、通知を再度返してもらったという形をとっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 いろいろと基準があると思いますが、そのまず入札に参加ができる業者、当然それは資格審査というものを得て、その資格審査を得た業者について、そういう国頭村のシステムはですよ。ちゃんと審査をして格付け表をつくって、その中から随意契約であろうが、そういう決定をしていくという手順になっていると思うんですけど、その手順が結局は資格審査もせずにですよ。せずに随意契約だということでの、その目的とか、そういうもの金額であるとか、そういうものを指名委員会に説明をして指名を受けたということですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回の随意契約は、指名競争入札、その資格名簿に載っている皆さんによる指名競争入札ということではなくて、あくまでも随意契約、そういったことになりますので、今回の例に限らずこの随意契約を執行するにあたっては、この有資格者名簿、そういったものに必ず記載されているものを対象に随意契約を締結するということではございません。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 随意契約できる金額というのがありますよね。幾らですか。

○ 金城利光 議長 休憩いたします。(午後 2時42分)

再開いたします。(午後 2時43分)

宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 50万円以上の委託契約を結ぶ場合には、選定委員会にかけるというふうになっております。

今回の業務についても50万円以上の案件となりますので、選定委員会をかけた随意契約を締結したという流れです。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 随意契約であっても、指名競争入札であっても、要するにその業者が的確な能力、資格を有しているというのは、当然審査した結果、それに格付け表に記載するとかいうふうな、当然そういう行政手続はあると思うんですけど、そしてその中から随意契約をしたいけど、指名委員会に諮るという手順になると思いますけど、どんなですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 繰り返しになるかもしれませんが。ただ今回の随意契約についてもそうなんですけども、他に随意契約もございます。必ずしも、有資格者名簿に載っている業者に対して随意契約を結ぶ、そういった案件だけではございません。同じような形で、今回の案件についてもその資格者名簿に載っている者の中から随意契約を結ぶということではなくて、実際にこの施工例等を参照しつつ、それに基づく基準等を判断させていただいて、契約を執行させてもらった流れです。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これはこういう見解では説明にならないと思います。手続上もですよ。本当に今の答弁で副村長いいんですか。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 先ほども推進室長から再三、同じような答えをしましたけれども、仮に随意契約の今までの対象とした業者全てじゃあ、コンサルの資格審査に入れるかという話になってしまいます。ですから、我々としては、基準にのっとってやっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 ですから基準にのっとって、審査もして、ちゃんとやったかということです。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 ここでいう基準というのは、随意契約を締結するに当たっての施行令の規定と、あとその規定を適用するために判断すべき基準、そういったものに基づき、今回随意契約を締結したということです。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。(午後 2時46分)

再開いたします。(午後 2時48分)

2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 どうもですね。かみ合わないんですけど、これはあれですか。予定価格はどういうふうな形で設定したんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 予定価格を設定するにあたっては、まず見積もりを個人からも徴収させてもらっております。あともう一つ、その予定価格が適正かどうかを比較するために、実際にコンサルに、法人に発注する場合の設計の積み上げ額、そういったものも算定させてもらっております。その他もろもろ雇用形態等想定した上で、金額等を勘案しながら、それで今回見積額に基づく形で予定価格については設定させてもらっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 予定価格ちなみに何社ですか。見積り取ったんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 見積りについては1者です。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これは随意契約をする場合には、見積書の徴収というのは、2者以上から徴収するという規定がありますよね。これはどうなんですか、1者でいいんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 この1者随意契約等含めてなんですけれども、今回はここにも記載しているんですけれども、地方自治法施行令に基づく2号です。主に2号に基づく随意契約の締結となっております。今回その見積もりも含めて1者と契約を結ぶ際に、主に運用される項目として判断させてもらっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 じゃあこれ予定価格はですよ、の設定、これは見積書によって予定価格は設定したということですか。それとも予定価格というのは、いろいろ積算の仕方がありますよね。本来あるべき積算基準に基づいて作成をして、なおかつ見積書も徴収したと。その比較をして予定価格より徴収した価格がどうのこうのという、多分それ判断はあると思いますけど、どんなですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 繰り返しになるかもしれませんが、この予定価格を立てるに当たって、見積りをいただいたと。あと先ほどもお話をしましたが、実際に積み上げで設計書としての金額も出させてもらっております。その積み上げの金額と今回見積りした金額、そういったものを比較した上で予定価格として設定しています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 この予定価格というのは、要するに村長が設定しますよね。村長が。これちゃんとした予定価格というのは、それがあって見積書と比較してこうですよというふうな形で、ちゃんとした契約書関係の一件書類にも当然残すべき書類ですよ。その辺はちゃんとできているんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

- 宮里幸助 振興策推進室長 今、予定価格という形で話をしてもらっています。実際に予定価格として、その書面に記載するというのは、指名競争入札で、入札に係るものについて記載をします。ただ、今回契約するに当たって、見積り等、あるいは設計等、そういったものを勘案して入札に入るにあたっての予定される価格としての額として押さえているということになります。
- 金城利光 議長 2番 山城正和議員。
- 2番 山城正和議員 これ契約書はちゃんと作成されて、契約書締結されているんですか。そしてこの契約書のちょっと概要を説明してもらえませんか。
- 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。
- 宮里幸助 振興策推進室長 契約はもちろん契約書は締結させてもらっております。その契約の内容についても、通常の管理に係る約款に基づいた項目をきちんと規定させている内容となっております。必要であれば、その写しというのは提供できます。
- 金城利光 議長 2番 山城正和議員。
- 2番 山城正和議員 契約書はちゃんと交わされているわけですよね。これは通常の契約の場合には、契約ですよ。今は地方自治法を持ち出したんですけど、施行令も持ち出したんですけど、これの判断ですけども、これ本当に担当のほういろいろとちょっと説明したんだが、本当にそういう現場があって、随契でしか執行できないという特別な理由があるんですか。
- 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。
- 宮里幸助 振興策推進室長 今おっしゃる特別な理由というのが、村長の答弁書の中にあつたところが2号に係る理由となります。ただ今回、その随意契約を進めるに当たっては、施行令の1から9まで項目がございます。その中に項目について、確認をします。その規定についてどういった判断基準が必要なのか。そういった適応基準も調べさせてもらっております。さらには今回、契約させてもらった案件と同等の案件、具体的な事例があるのか、ないのか。そういったものを確認しております。そういったところを確認した上で、担当部署としては選定委員会に上げて、今回の随意契約に移ったという流れです。
- 金城利光 議長 2番 山城正和議員。
- 2番 山城正和議員 お互いの随契であっても、執行する場合には予定価格が1百万円以上の場合、その見積り方法というのは、選定委員会が選定したものの、要するに業者ですよ。のほうから、見積書を徴収するという規定があるわけです。それがちゃんと実行していますか。
- 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。
- 宮里幸助 振興策推進室長 選定委員会にあげた選定理由としては、今回繰り返しになりますが、ここにある施行令の規定、その判断基準、そういったものの中で今回、配置している現場技術員について、どうですかというふうにあげています。その現場技術員について、選定委員会からの回答を受けて、そこから再度見積りをとって、契約したという流れです。
- 金城利光 議長 2番 山城正和議員。
- 2番 山城正和議員 ここは2月2日に本体工事と、それから交流棟の管理委託業務を発注していますよね。受注者が株式会社翁長設計ですよね、両方。一方は交流棟は随契ですよね。その管理業務との今の村が現場管理業務の整合性はちゃんととれていますか。
- 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。
- 宮里幸助 振興策推進室長 今、話されている管理業務というのは、建築に係る管理業務だと思います。

建築に係る管理業務と今回、実際に発注させてもらっているのは土木に係る現場技術業務ということで、そこについてはきちんと区分けをした上での発注となっています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これは契約規則、あるいは工事監督要領にも一部、現場管理委託業務を委託することができるという規定はあるわけです。その際、施行業者にはしっかりと要するに設計図書にもその一部の範囲というのは、ちゃんと図書にちゃんと示して、明確にこの管理業務はここまでですよというふうな形を通知する義務があるわけですが、しっかりとこの辺は設計図書にもこの範囲が現場管理、村が発注した範疇ですよということを明確に業者にも通知していますか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 管理業務の契約に当たっては建築、土木それぞれ違いはございません。それぞれ受注した管理を行う業者については、工事の受注者にきちんと通知をすることになっております。なので建築についてはどこどこ、誰々。土木についてはどこどこ、誰々という形で、きちんと建築の業務の内容、土木の業務の内容というものを管理するものを、きちんと通知させてもらっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 役場の現場監督と、今の技術管理者との業務分担、現場での、ということは明確にされていますか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 答弁にも記載があるのかと思いますけれども、今回の現場技術も建築管理もそうなのですが、権限については、委譲されます。この監督員が行うという想定されている技術に基づく内容については、行うことができるというふううたわれていますので、実際に監督員が行うべきことも含めて、現場技術員にはきちんと業務として担ってもらっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 権限の範囲区分、それで明確にされているということですよ。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 権限についての区分については、委託契約書の中で明確になっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 この現場については、土木に関しては結局、村の現場監督員、そして村が委託をした現場技術員ということで、2人いるわけですよ。結局、役場がもう直接委託をして、要するにその上に現場監督者がいて、結局、職務上の権限はどうしても現場監督に指定された者が、権限は上ですよ、職務権限。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 先ほど私がお話をした委託契約書に明記している。これは管理する管理技術者についてなんですけれども、表現としては一切の権限を行使すると、そういう表現になっています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 じゃあ村長が監督員として、この現場の監督員を指名をして、そして業者のほうに役場の監督員はの方ですよという、要するに通知していると思いますけど、それは間違いはないですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 監督員は監督員で、今おっしゃるようにきちんと通知をしています。先ほ

ど話をしたのは、現場を管理する管理技術者として通知をしていると。両方ともきちんと契約に基づいて通知をしています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これはあの現場を見て、何も特殊な工種であるというわけではないけれども、村としては、3つの工事が一緒に走っているということで、工程管理含めて、非常に難しいという判断で随契をして、そして現場管理業務を委託したということの説明ですけれども、果たして現場ではスムーズにいらいますか。業者との関係も含めて、役場の監督員等含めて。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 もちろん役場の監督員、担当として私のほうは話は、もちろんお伺いしています。その受注工事の業者との工程会議のやりとり、そういったところも話をお伺いしながら、管理者のほうできちんと仕切ってやってもらっていると。その中で今回3件動いている工事も、スムーズに動いているのではないかと想定しています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これどうも、何でもともな例えば、指名競争入札、ちゃんと指名委員会がそういう資格検査をした業者に指定管理、もし現場管理を任すということであれば、ちゃんと予定価格を設定して、何で入札に付さなかったかと。非常に疑問があるわけです。

見積書も1者、どうも最初からありき、もし予算編成段階でそういう話し合いがなされて、結果的にはそういうふうなことになったんですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 ありきとかそういう表現ではなくて、今回、繰り返しになりますが、この施行令の規定に基づいて随意契約を結んだと、それだけでございます。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 ちょっと、説明も二転三転しているんですが、以前に私が、例えば予算審議の中でも同僚議員のお二人から質問があったんですが、それ話を聞いてみると、見積りしてこうやったほうが、一般あれよりは、単価も安くあたるから、そういう方向でやりましたという答弁があったわけですけれども、今の答弁との整合性は、本当に取れていますか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回、随意契約なので、予定計画ではありません。ただその中で、予定計画に準ずるような、実際に見積りを取る。設計を立てる、そういったことで、比較検討をされてもらったということでございます。要は、この項目プラスその費用についても、比較検討した上でという概要となっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 当初から何かどうもこの流れ、いろいろと聞いてみると、どうも不可解なんですよ。当初からその方ありきみたいな、業務の発注の流れを組んでいるんじゃないかという、変に勘繰られるといえますか。いうふうに要するに、非常にOBからも「そういうことを本当にやっていいの」という、いろいろと疑問の声も投げかけられています、はっきり言って、知っている方は。本当にこういうことを許していいのと。本当に難しい現場で、技術的に、その人に委託をしなければ、スムーズに現場が運べないというふうなことなのかというのが、非常に疑問がある。

村長、副村長でもいいです。本当に今まで経験して、現場もいっぱいこなしてきました。本当にどうなんですか。いまの解釈で本当にまともに通せる話ですか。今後のこともあるものですから。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 再三、繰り返しになると思うんですけども、先ほども室長からもごきました。我々としては、当然その規定、法令に基づいたやり方だと認識しておりますので、しっかりとそれを認識した上で遂行させていただきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 この件はちょっと不明瞭、これまでも行政が進めてきた公共工事の執行を見ても、非常に不明瞭なことが多すぎる。明確なわかりやすく説明もやりづらい。何でこうなのかという。ですからそれは非常に何か恣意的なことを何か感じて、悪い言葉でいうと。何かならないんです。ぜひ村長、村民が不信を抱かないような、しっかりとした行政を執行してもらわないと困ります。村長この辺、どうお考えですか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 先ほどから前回の議会もなんですが、様々な議論されていますこの件について、先ほども副村長からもあったとおり、法令に基づいてやっているということではあります。ただしこの辺、しっかりとまた村民にも説明できるような方法というんですか、そういったこともしっかりやっていかなくちゃいけないと思っています。以上です。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 世界自然遺産ですよ。いろいろと課題対応やるために、専門家を含めていろんな検討すべき課題がいっぱいあると思いますので、今答弁いただいたような形で、ぜひ早めにそういう組織をつくるなりしないと、例えば仕組みですよ。入域料を取るのかとか、いろんなものまだ仕組みができていない。そういうのは以前にも指摘していますので、そういうのがわかりやすく、こういう仕組みを早くつくらないと、そのために屋久島もいろいろと研修していますので、今答弁にはいろいろともらっていますけれども、しっかりそういうことをうたっていますよ。再度、読み直して、本当にそのようにしてほしい。目の前に、何度も指摘してますので、前に進んでいないんです、皆さんが。

そして最後に、新座津武トンネル、これはこの機会に私はちゃんとであるような姿に戻すべきだろうと思っていましたけど、非常に残念です。説明しづらい。前の座津武トンネル残して、宇嘉トンネル。ぜひ今後も検討して斬新なアイデアでもって、棚田とかいろいろと宇嘉の知名度をアップする事業を取り組んでほしい。本来の意味での知名度アップを図ってほしい。今後とも引き続き努力をお願いします。

○ 金城利光 議長 以上をもちまして、山城正和議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。皆さん、大変ご苦労さんでした。

散会（午後 3時14分）

令和3年第5回国頭村議会定例会会議録（第4号）

招集年月日	令和3年6月11日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開閉会等日時 及び宣告	開議	6月18日 午前10時00分	議長	金城利光
	閉会	6月18日 午後0時32分	議長	金城利光
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	山川安雄	6番	与儀一人
	2番	山城正和	7番	宮城誠
	3番	渡口直樹	8番	山城弘一
	4番	宮城千賀子	9番	知花正寛
	5番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	7番	宮城誠	8番	山城弘一
職務のため議場 に出席した者	事務局長	新垣隆雄	主任	宮城愛利里
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	金城由美子
	副村長	宮城明正	経済課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	知念武裕
	会計管理者	小橋川安広	世界自然遺産 推進室長	知花博正
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光 課長	与儀光浩		
	振興策推進 室長	宮里幸助		
福祉課長	新里智			

議事日程	日程第1	議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号） 2 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 3 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について 4 議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約について 5 意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書 6 決議案第4号 議員派遣の件
会議に付した事件	1. 議案第32号 2. 議案第33号 3. 議案第34号 4. 議案第35号 5. 意見書第2号 6. 決議案第4号	質疑 討論 採決 // // // // // // // // // 説明 質疑 討論 採決 採決
会議の経過	別紙のとおり	

○ 金城利光 議長 皆さんおはようございます。本日の日程はお手元に配付のとおりでございます。
これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

日程第1. 議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 おはようございます。予算書の19ページをお願いします。

養豚農場周辺野生動物侵入防止柵原材料費1,722万5千円ですけれども、これは農家負担の10%の分を行政が持つという予算の計上ですか。それとも10%は農家が負担するんですか。その辺の説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

10%については農家負担となっております。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 今、3農家以外にですね、国頭村で猪豚を飼育されている方々が何名ぐらいおられるのか。その辺、経済課は把握しているのかどうかですね。また、今回、この3農家に限定したのはある程度、3農家は生計をそれでやっているとそういう意味合いで、この3農家で限定をしてきたのか、その辺の説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

猪豚の農家が7農家ありまして、その中で、この意向調査を行いました。小規模の農家については、自力で対策をするということです。そして、そのほかについては、その内の3農家はですね、自己負担分を含めて事業を活用したいというふうな意向調査をもって3農家に限定しております。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 これはもう猪が侵入していて、豚熱ですか、それを発症する可能性があるということをやっていると思うんですけれども、沖縄本島でも猪が南下して、読谷村の沖ハム周辺、嘉手納町の比謝川周辺、美里の東南植物楽園、そして、石川、具志川、栄野比、その辺まで何か猪が南下して、大分被害も多くなっているみたいですが、本土では関東周辺、栃木、茨城辺りは経口ワクチンといって、ワクチンを食べさせて、それで予防をしているという、そのワクチンはまた自衛隊を利用して、上空から散布しているみたいなんですけれども、沖縄でこの猪にこういった豚熱が発生したということは今まで確認されていますか。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 そのような情報は今入ってきておりません。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 まだ沖縄では、発症した例がないことを農林水産部が何か新聞に載せているみたいですが、それで養豚農家も非常にそれを警戒して、養豚農家も柵をされているんですけれども、それは県の事業でやったのかな。何か議会に出なかったものですか、養豚場関係は……。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 養豚農家については、ほとんどが大手の食肉加工業者の預託事業所となっております。

まして、この今回のこの事業ですが、5年ごとにこの衛生管理基準が見直されるということに伴っての今回の施行なんです、おっしゃっているとおり、豚熱の発生が去年、一昨年からありまして、それを契機にしてちょっと規制が厳しくなったということなんですけれども、その養豚農家については、預託元の事業者の責任の下、3月までに全ての農場で二重柵の対応は済ませるということを確認しております。以上です。

○ **金城利光 議長** ほかにございませんか。2番 山城正和議員。

○ **2番 山城正和議員** 10ページです。これは歳入の19款、これは8目で新庁舎建設基金の繰入金として256万3千円が繰入金として歳入に計上されております。歳出14ページ、12節の委託料、新庁舎建設事業委託料ということで、その額を計上されています。この委託料、昨日ちょっと議会閉会してですね、担当課のほうから内容をちょっと説明していただきました。現場は解体工事が進捗中ですけれども、これが終わるとそれを見越して、これからまた駐車場あるいは車寄せの工事の発注をしていきたいと。9月定例会に工事契約議案を上程する予定だというふうな説明もあったわけですが、その工事に対する現場管理業務を想定しているというお話でした。当然、外注というふうなことで委託ですねということを説明を受けたんですが、この件に対しては、昨日私、一般質問でも東部周遊拠点の現場管理技術業務の件でいろいろ議論したわけですが、非常に不透明な答弁しかなかったわけですが、非常に最初からもある特定した方と事前の話し合いといいますか、悪いことを言えば談合的なそういうもので進められたように受け止められても仕方がないような随契による執行をしています。契約のちゃんとしたプロセスを踏んでいないというふうなことがはっきり出ましたけれども、特例だというふうな扱いがありまして、それで3月定例会の特別委員会、皆さん今お手元に定例会の議事録があると思うんですけれども、これの32ページ、渡口直樹委員のですね質問に対する振興策推進室の室長の答弁なんですけれども、この予算と続いた議事録がありますよ既にこの段階でこの件についても、現場管理業務をお願いしたいと想定していますと引き続きですよ、そういう明確な答弁をしております。村長、今度予算計上したもの。積算根拠をある程度、根拠をつけて予算計上していくと思うんですけれども、ちょっとしたまともな委託業務の設計積算による計上なのか。あるいはまた見積り的なもので計上したものなのか。そういった執行に当たって、資格審査を得た、委員会の、そういう業種の中から選定をしていって、発注をしていくのか。指名競争入札というふうな手順を踏んでやっていくのか、あるいはまた安波の道の駅の現場を技術管理みたいな形の随契で執行していくようなそういう考えなのか。どうもこの32ページの質疑応答を見ても、既にありきを想定して、物事を進めようとしている。ですから私そういう疑問を持っていろいろ質問やったんですけれども、どうもこれはこのお互いの入札本来の手続規定を逸したそういう業務執行している。これは明らかです。そのことによって、いろいろ不信が生まれたり、そして結果は与那の区長問題までに結びついてる。これは皆さんの責任ですよ。これが。行政執行にありき。今の件、答弁をお願いします。

○ **金城利光 議長** 宮里幸助 振興策推進室長。

○ **宮里幸助 振興策推進室長** 今回の補正額については、新庁舎建設工事に係る建築のほうの管理業務として計上させてもらっております。その中でですね、校内舗装、あるいは排水、そういったところに関する人件費、そういったものを追加させてもらって計上している中身となっております。実際に発注を進めていく手続等、日程等については解体工事終了後、その後の新築ですね、車寄せ。そういったものと同時に考えておりますので、その予定としましては、8月下旬から9月の頭に入札を執行した上で管理業務の委託を締結していきたいなと思っております。どうしても東部の現場技術業務云々という話になってきているんですけれども、実際に我々としては手続上は昨日もお話ししたとおり、施行令に基づく規定に基づいた形でしか

発注はできないと考えております。それに基づいた上でその基準をきちんと判断して、具体例も参照しながらその手続は進めております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 村長、ただいまの答弁でよろしいんですか。副村長。そういう考え方で発注していく予定なんですか。そして、予算計上した、答弁漏れなんですけどね、予算計上に当たって、人件費云々の話をしよったんですけれども、この積算根拠ですよ、予算計上した。これはちゃんとした委託設計業務をちゃんと積算して根拠による提案なのか。そして執行はどう執行をするのか。今施行令にのっとって云々かんぬんあったんですけど、本当にそれでやるのか、昨日村長の答弁があったでしょう、最後に。本当にこれはまともな業務執行ですか。公平・公正、ちゃんと例規集にのっとってやらんといかんでしょう。そのために委員会もあるんでしょ、資格審査と。その中でいろいろ配慮しているでしょう。いろいろ配慮しながらやっているんですよ。コンサル業務全て。いろいろですよ。配慮すべき事項が。村民から本当に容認できますか。今の考え。これは村長、副村長、責任があるよ。担当任せでこんなことめくら印鑑みたいな悪いことと言うと大変ですよ、これ。我々は監視する責任がある。本当にまともな業務執行しているのかどうか、公平・公正、しっかりと説明できるようなことをしないとイケないと思いますよ。村長、副村長、どう執行するの。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 御指摘のとおりですね、本業務についてはしっかりと設計に基づいて積算をしております。実行については当然ながら、今あるコンサルの中から選定するという形で今回、予算を取りましたら早速正式な手続を踏まえて執行する予定であります。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 今、副村長から予算が通ったらちゃんとそういう手続行為をしっかりと踏んで執行したいということの答弁でしたけれども、どうも実際の担当している振興策推進室ですか、発言等が少しニュアンスが違ってきている。村長、どう考えますか。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。（午前10時18分）

再開いたします。（午前10時19分）

宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 繰り返しになると思うんですけど、しっかりと設計士を立てて、そこをしっかりと精査して、スケジュールの話になるんですけれども、担当から選定委員会に上げます。その中で選定委員会をしっかりと開催して、これが指名委員の中に入ってる業者かというところを含めて、精査しながら事業を展開していくということになります。ですからこれは入札という形でやりながら進めさせていただきたいと思っています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 しっかりといろいろと問題と言いますか、おかしい業務の執行だとか、いろいろ不信の声が出ないように、しっかりと業務執行を公平性を高める形でしっかりとやってほしい。現場対応をやはり技術的に対応できないということで、難しいのは現場の設計管理を委託すると、そして今回もそうなんですけれども、委託をやる。役場の職員が対応できない。私はかねてずっと人事採用の件でやはりちゃんと一級建築士の資格を持った人を採用するべきだと。人件費云々かんぬんという答弁もあったんですよ。この次元ではないでしょう。やはり優秀な人材を常に業務をしっかりと担当できるような。景観条例、いろい

ろ全てですよ。若者定住するときの改築であるとか、いろいろな形で今それが求められているんですよ、役場には。外注、外注では困るでしょう。業務をこなせないとなるとね、この執行体制で人材不足、人が育たないということなんですよ、裏を返せば。本来だったら役場の職員が業務監督できると。監督業務はやるわけですからその技術を高めていく。場合によっては研修制度をしっかりとやって、そういう技術者を養成していくと。そういった国家試験を受けられるチャンス、講習会もあるわけですよ、いろいろと。そういうチャンスを与えて、そういうのをこなすとかいろいろ人材育成に含めて、人材確保を含めてやらなければ対応できませんよ。この状態では。村長、行政が長いからいろいろ分かると思うんですけども、その点、村長どうお考えですか。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 議員がおっしゃるとおり、役場の執行体制、特に技術者が不足をしている。今回の場合に新庁舎が限定的にあるいは安波とか、そういうところが集中してしまっていて、なかなか技術者をそこに一般的に回せないという状況でもあります。今、議員がおっしゃるとおり、その技術者の育成等どうするかというのも一つの大きな課題と思っていますので、検討させてください。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 予算説明書の41ページ、移住体験施設の補正予算が計上されております。この移住体験施設の事業は何年になりますか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 移住体験住宅のほうにつきましては、地方創生事業のほうでスタートして、平成29年度頃からスタートしているということで、現在に至っております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 1号館、2号館、3号館があります。これまで約5年の移住体験施設をやってきて、そして、移住体験した方が1号館、2号館、それぞれ体験者が何名いて、実際に国頭村に来て、国頭村はいいところだな。国頭村に移住しようなどという、実際に移住した方は何名いるんですか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 直近ではあるんですけども、平成29年からのデータを持っております。平成29年度のほうにつきましては、宿泊利用のほうが85名。平成30年度のほうについて173名。令和元年度のほうで347名。令和2年度のほうにつきましてはコロナで若干減りましたが、116名の方が宿泊に使われていると。我々の企画商工観光課の中に把握している平成29年度以降ですね、そこを使われて実際に今、村内に移住された方が21名ということとなっております。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 今度、リノベーション・ワーケーションという感じでしておりますけれども、このワーケーションというのは、全国あちこちでやっているんですよ、実際。成功したところもありますし、この事業は成功事例しているところだけ見て、「ああ、これはいいな」ということで地域が活性化するなどというふうな幻想に駆り立てられて、失敗している事例も多いんですよ。この国頭村の人口減少のひどいところで果たして、ワーケーションをして需要があるか、消費のあれがあるか。これはワーケーションしたか方に営業のエリアがあるかと言われれば国頭村は全くないんですよ。だからこの地域の成功したところを見て、国頭村でやろうというのはとんでもないな。私は幻想だと思うんですよ。これは専門家の話では自治体は事業を増やすことばかり考える意思決定層は、やたらと事業数ばかりを増やして、予算をたくさん取るのが得

した気分になっていると。成果の出ない、予算事業が増えることがない人を疲弊させていると言っているんですよ。また、この事業を行政が予算を取ってきたら偉いという幻想を抱いていると、予算を取ることが評価されてしまう。これが全国各地で際立っていると。これが無用の産物、箱物をつくり出して後世に維持管理費の膨大な負担を強いているということを言っているんですよ。こういうことからして、この現在ある移住体験施設のなかなか機能しない現状で私はやるべきではないと思うんですよ。もっともっとPRするなりして、これが5年やって21名移住したとか何とか言うんだけれども、これはこの状態でずっと続けて、1年間で何百万円ですか、6百万円から7百万円ですか、委託料がというふうなことがあるんですけども、こういうのをやめて、新たな施策を打ち出して辺土名大通りの活性化にも結びつくような施策展開していかないと5年やってもこの程度、辺土名大通りの賑わいは全くない。何か土曜日、月何回か土曜日にやって、もう好きな人だけ飲んでやってこれでやっていると、昼、夜は全然人が通らないんですよ。ずっと私が見ているんだけど、こういう状態ですよ。今後、この事業をやめて新たな事業を展開するという考えはないですか、村長。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 ワークেশョンのほうについては、様々に言われている部分があるというふうに感じております。今、ワークেশョンのほうにつきましては、沖縄県の特徴ですね、国頭村といわず沖縄ということで、冬は暖かいということがまず1点ですね。春先のほうについてはスギ花粉がないというものがとても注目される一つの原因となっています。夏場はリゾート、それを含めながら沖縄県でのワークেশョンというのがとても今注目されてきているということでございます。我々国頭村のほうにおいても、今、この世界自然遺産ということで全国の中においても、国頭村というのが注目される時代になってきております。その時期において、我々もこういったワークেশョン。私この前安田のパークゴルフ場のところで、今のPOKKE104さんのほうについて、大きな壁画をつくって張り替えていると。その中で、POKKE104さん、芝生に座ったままパソコン片手に会議に参加するんですよ。そういった好機を見た段階で、沖縄国頭村のほうにおいてもこういったワークেশョン事業、これの可能性がとても高いんじゃないかということとその場を見ながら痛感したところです。我々こういったのをせっかく定住促進のほうについて、3つの宿泊施設を持っております。その中において、今注目されているこういったところを活用しながらここでこういったワークেশョン、それができるということを実際に来られる方にも体験していただいて、国頭村においてもこのワークেশョンを使った形で新たな事業展開ができないかということをご提案できないかという、一つのきっかけづくりがその施設を使ってできるのではないかと期待して、今回こういった補正を組ませていただいているというところでございます。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 これを見直すような考えはないような答弁ですけども、この国頭村ぐらいの規模の人通りもそんなない人口減少の村で、全国のどこかにワークেশョンをやっているところがあって、やったけれども失敗しましたよと、こういう事例も見に行く必要があると思うんですよ。これでは見直しをやらないといけないというふうなそういう発想の転換もしていかないとと思うんですよ、どう思いますか。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 このワークেশョンという言葉自体が最近できた言葉でございます。これは御承知だと思います。働く者と観光ですね、バケーションと合わせた造語ではありますが、全国で展開しているのは今から結果が出るのかなというふうには私は認識をしております。なぜなのかということも含めて、

コロナ禍にある中、大都会の企業あたりはリモートワーク、あるいはテレワーク、自宅にいながら仕事をするというのが今の主流でございます。恐らくアクターコロナの中ではちまたでは恐らく今までの地域社会の流れに戻らないというところのものも加味して、今後、そういったリモートワーク、テレワークというのが随分時代の潮流に合ったやり方なのかというところが注目されております。その中で国としてもデジタル庁というのを立ち上げている中で、こういったワーケーションを含めて推進していこうという流れになっております。働き方改革というのが目的の注目されているわけですから、今後、その田舎の中で観光しながら働けるというのが施策というのがもう出てきます。その中でも我々としてはそれをしっかりと受け止めながら、ある意味人口ビジョンにつなげながらやれたらいいのかなと思っておりますので、そういうところを進めさせていただきたいというのが提案でございます。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 39ページですね、やんばる学びの森の関連の予算ですけれども、これは一般質問でも出ていましたけれども、6社ということでなんですけれども、もう一度、県内、県外の内訳をちょっとお願いしたいんですけれども。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 一般質問の回答で村長のほうからもお話がありましたけれども、県内3社、県外3社でございます。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 それは6社、これから二次の審査があると思うんですけれども、今後、やはり国頭村はこれまでいろいろな事業を展開して、箱物が多くなって箱物をつくって指定管理料を払って運営させると。そして修理するとか、それで新たに施設を増やすとかいろいろ国頭村の予算を持ち出してやっていると、これは本当に無用な長物で大変なことになると思うんですよ。そういうことで、本来やるものを本当にこの運営する会社は自力の予算で一切、国頭村から持ち出しはしないと。そして儲けた金で修繕も備品の整備もするというぐらいね、もう指定管理でやっていかないとねいかんと思いますよ。村長、どのように思いますか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 はい、今確かにですね、これまで学びの森のほうにつきましても、指定管理料という形で、とても多くの予算がすぎ込まれてきたということでございます。今回、指定管理を募集するに当たって、この募集要項でこちらのほうにおいても指定管理料をお支払いしませんというのが前提であります。それにおいても9社の方からのアプローチ。実際に最終的に申し込んできたのが6社ということであります。今回、我々のほうとしても引き渡す前に整備しなければならない部分もやはりございます。引き渡しやって以後、その小さな修繕等のほうにつきましてもこれまで同様ですね、指定管理を受けたところが整備していくという形になってくる。そういった形で我々は契約していこうというふうを考えております。一番これまでとは違うのが指定管理料を支払いをしないというのが大前提にあるということがこれまでの指定管理のほうと若干違うところがございます。

○ 金城利光 議長 9番 知花正寛議員。

○ 9番 知花正寛議員 最後になります。今、課長からも指定管理でやるということで、そして修繕も最初でこれぐらいまでやりますよ。そのものをやりますとか、初期の段階はいろいろとあると思うんですが、そういうので期限はこのサイクルでいろいろ決めてやっていって、今後、また国頭村の事業の展開は今後も

箱物行政が進むと歯止めがかからないような状態ですので、こういう箱物をつくって、指定管理させる場合は指定管理料は出しませんよと。修繕もここまでですよと。それで今後、皆さんで独立採算性で運営してくださいと。民間企業のこういう感覚で事業をやってくださいと。できなければだめですよというぐらいに今後やっていけると思うんですよ、どうですか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 確かに知花議員がおっしゃるとおりですね、これからの我々学びの森、指定管理のほうについては、行政のほうからのお金というのがなるたけ出ない。特にこれまでやった指定管理というのも前提としておりますので、それを前提として申し込んできているということからも、そういった形での運営を心掛けていきたいなというふうに考えております。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 予算書の20ページをお願いいたします。

商工費の中の観光費の需用費についてですが、これは説明資料の38ページに内訳が書いてございますので、御覧ください。沖縄県観光防災強化支援事業備蓄用品としてですね、非常食、水、非常用トイレがあるんですが、コロナ禍以前にはあまり聞かれなかった言葉で最近、生理の貧困というのは頻繁に聞かれるようになって、生理用品への支援というところに非常に関心が高くなっております。それで備蓄の中にも生理用品と紙おむつが必要ということで、それに取り組んでいるところも多くなってきていますが、本村では現在、この備蓄に生理用品、紙おむつ等があるのかお答えください。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 女性の生理用品等の備蓄という形ですけれども、今回の実施する事業のほうについては、それは含まれておりませんが、以前に行ったものはそのほうについてはもう既に備蓄されているという形でございます。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 安心しました。以前には各市町村への調査の中で、多分国頭村は備蓄がまだされていないという結果が出ていたのを見たような気がするんですね。だからちょっと気になっていましたので、その備蓄があるということを知って安心しました。

次に、確認なんですけどその予算書の次のページです。21ページですが、工事請負費の中で、比地大滝エコトイレ修繕事業工事請負費が載っていますが、今後の維持管理の把握というか、その観点からこのエコトイレは何年経って、今回、どういうところを修繕するのかを教えてください。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 つり橋の近くにあるエコトイレがありますけれども、場所のほうについてどうしても河川沿いにあるということで、腐食が激しいということはあります。今回、このエコトイレのほうについては全面改修という形で考えております。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 ただいまの比地大滝エコトイレ、平成25年か26年だったかと覚えております。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 おっしゃるとおり、やはり川沿い、湿気も多い。日光も当たらないということで、傷みも激しいんだろうなというような察しができますが、10年で330万円ほど。今後もかかるんだということが把握できました。現在、辺戸岬等にもあって、3か所ですか。村内で与那覇岳と比地大滝と

2か所。今後もですね、もしかしたらこの世界自然遺産の関係上、入り込みが多くなると、そういう需要も増えてくるかと思いますが、このぐらいの予算がかかるんだなということで、今後いろいろですね、より環境をよくして少しでも長く持たせるような工夫もまたできるのではないかと思いますので、その辺の検討もよろしくをお願いします。

あともう1点ですが、同じく21ページのくいなエコ・スポレク公園の委託料なんですけど、これはため池の浮草の撤去ということで77万円と入っていますが、簡単にとというか、池の浮草を取るぐらいであれば職員ができるのかなと単純に思ってしまいましたが、その辺は特別な委託をして受けてもらってする作業なのか、職員が対応できないものなのかをお答えください。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 以前に確かに議員がおっしゃるとおり、職員のほうで実際やってみております。すごい業務量でそれを外に運び出すというものなどに手ではなかなかできないということを聞いております。そこで今回、それを職員でするのであれば1週間、2週間もっとかかるかもしれません。数日間やったけれども、全然そこまで至らなかったということを聞いております。それでこういった業者のほうで重機等も使いながら委託して実施したいというふうに考えております。なかなか職員のほうでは厳しかったと。実際にやってみて厳しかったということを聞いております。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 商工費に集中しますが、すみません。20ページ、21ページから2件お願いします。まず奥ヤンバルの里の修繕が2件入っています。清掃業務委託業務とあるんですが、実際、新しい指定管理が決まったのが2月だと思うんですけども、なぜ今、その清掃業務が出てくるのか伺います。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 その清掃業務のほうについてですけども、本来であれば指定管理を行う引き渡す前にやらなければならなかったものであろうと思います。今回入っているものについては、レンジフードの掃除、あとはクーラー掃除という形で、本来、通常であれば維持管理をやっていながら年に一度ぐらいはそういったものをやるべきなところを、それが実際にされていなかったというのが現状でした。今の実際に使う中においても大分汚れているということもあり、今回、村のほうでそれをやろうということの今の指定管理のほうとも協議しながら進めていくという形となっております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 これは重要なことですので、ほかの施設も同様だと思うんですが、お互いにチェックして完全な形で引き渡ししていかないとこういうことが起こりますので、しっかりしてほしいと思います。それから移住体験施設についてなんですが、これコロナの感染防止のために家族間の感染を防ぐためにその施設を利用するというで動いてきましたけれども、今現在、それというのはどういう状況になっているのか伺います。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 お答えいたします。

今ですね、コロナ緊急事態宣言が引かれている中においては、その新たな宿泊というのは今取っていないというのが状況でございます。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 これはリノベーション、ワーケーション施設をつくるに当たって、本村では学び

の森での取り組み、実際に行われたりあるいは民間で実際にもうスタートしているところもあります。その辺の調整及び市場調査を含めてどういうふうに行ってきたのか、それとこの事業についての事業メニューですね、補助金等を含めて事業メニューの説明をください。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** このリノベーションのほうにつきましても、歳入のほうでも示しているとおりに沖縄振興特定事業推進費のほうを活用してまいります。そのほうにつきましても、80%の補助という形でございます。今様々なところで、このリノベーション、ワーケーション、あと特にコロナ禍のほうにおいて、テレワークというのがとても主流になってきているという形で、我々がこの移住体験住宅のほうにこれを入れることによって、今、学びの森でやってそういったところでも実際にヴィラ・オクマのほうでもそういったことをやっているというのも聞いております。我々も村のほうに来ながら、そういったところでの宿泊もしくは我々、低価格というかそういったところで気軽に来ていただいて、ここでそういった可能性を探ってもらって、新たに国頭村での事業展開であったり、そういったものの可能性も探ってもらう場所として提供できないかなというふうに考えております。ワーケーションに続いて、次の目標となってくるのは、2地区での生活ですね。拠点を東京に置きながらも半年間、長期滞在ができるような形でも国頭村でもこういったことができますよという、そういった可能性ですね。あとは最終的には国頭村のほうに移住していただけないものかと、こちらのほうでも十分そういったことが可能ですよというのをこういった施設を活用しながらその可能性のほうについて、来られる方のほうに探っていただきたいというのが行政のほうとして提供できないかということで、今回補正として上げているものでございます。

○ **金城利光 議長** 3番 渡口直樹議員。

○ **3番 渡口直樹議員** 民間とのぜひ情報共有はしっかりやってほしいというのと、あとは課長がおっしゃったようにあとは受け入れの体制ですね、実際に来たくても住居がなければどうしようもないです。その辺を併用しながらぜひ施策に取り組んでほしいと思います。

最後にまとめますが、別紙で説明書をいただいた予算概要の中でホームページの制作費149万余りですね。このホームページは、ワーケーションに対する専用のホームページをつくるのか、その辺の内容の説明をお願いします。それとワーケーションのために本村に専門がいらないということで、専門業者へ委託となっておりますが、その専門業者というのはどういう業者で、どのようなことを専門的に指導していくのか、内容。

それと3点目にワーケーション施設ができた後、ホームページの管理、施設の管理についてはどのように行っていくのか、この3点だけ最後をお願いします。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 今回の補正のほうについて、リノベーションのほうということで、リノベーション、ワーケーションの受入整備という形で、今ある辺土名ラウンジも含めて1号館、2号館、3号館、そのほうについての改修。また、この電気等ですね、そういったものの工事を予定しているところです。ホームページの制作費のほうについても、ホームページの中において、こういったことができますというのをアピールできるような形でこの移住体験住宅の特化した形でのホームページという形で考えておるところでございます。この委託のほうにおいても、ワーケーションの受入環境の調査、実際どういったものを整備すればこういったのをワーケーションという形で、こちらのほうで事業展開しようとする方々が望んでいるのかというものも調査した上で、いろいろ施策のほうについても展開をしていきたいということでの委託

料110万円のほうの計上であります。それに備品のほう、それとあと特に改修費用のほうでは建築解体のほうで1,500万円、電気、Wi-Fi設置のほうで1,100万円というような形で積算となっております。この管理のほうについては、HENTONA LOUNGEの指定管理を受けているところと最終的にこういったホームページで管理であったり、受付管理等をそういったものをする予定としておりますが、具体的な契約とそういったものには至っておりません。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 補足させていただきたいと思います。管理については、先ほど現在、今のところまだ詰めてはいないところではありますけれども、今後の方向性としては今まで一本釣りということではなくて、公募をしながら公平・公正にやりながら、維持管理についても収益をもって管理してくださいという流れにしたいなと今検討しているところがございます。ですから宿泊料が若干安めで設定されておりますけれども、そこも季節に応じた形の設定の仕方もあるかと思っておりますので、そこはそういう改正をやりながら進めていただきたいと思います。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。5番 金城幸男議員。

○ 5番 金城幸男議員 1点だけ確認させていただきたい。補正予算17ページから18ページ、新型コロナのワクチン接種関連の予算が組まれています。この件については何名かの議員から一般質問でもありました。現在、65歳以上順調に進んでいると思うんですが、最近、国のほうでは16歳以上、全国民11月中には全部コロナワクチンの接種をして、抗体をやるということをはっきりと内閣総理大臣が宣言しております。このことは福祉課長、聞いていますか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 お答えします。

そうですね、国のほうからも示されている、今65歳以上の集団接種とその後の64歳以下の全国民への接種、10月か11月までには完了するよにということで、いうのはもちろん承知しております。65歳以上の集団接種を進めているんですが、先日の一般質問、追加質問の中でもありましたけれども、64歳以下の接種については当初予定していた65歳以上の8月分の日程の北部地区医師会病院のほうは、開けていただいて協力して下さるという回答をいただいています。それと併せてまた8月の日程を別枠で取れていますので、その分まず確定しているその分を合わせて、あとはまた9月にも第2クールぐらい実施できればなど、この9月分については調整中で、回答待ちでございますので、希望する方の接種については64歳以下ですね、9月日程で希望者が全て完了できるのかなという今のところの考えではございます。以上です。

○ 金城利光 議長 5番 金城幸男議員。

○ 5番 金城幸男議員 福祉課長、今の件は一般質問でも答弁がありましたので、十分理解しています。私が聞いているのは11月、国のワクチン、11月中で16歳以上、全国民全部接種が終えるということを確認に総理大臣がそのことを発言しているわけですよ。それを地方自治体である各市町村、特に担当課長、それを国のほうから情報を得ているかということです。

○ 金城利光 議長

暫時休憩いたします。(午前11時00分)

再開いたします。(午前11時01分)

新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 国からの正式な通達というのは、年明けの2月までには全て終えなさいという通

達は届いておりまして、最近メディアで報道されている10月、11月までに完了させてくださいということの通達は正式には届いておりませんが、今もこの情報というのはメディアでの情報です。それに合わせて我々もこの早いうちに接種したいということもありますので、先週の金曜日に北部一円で会議がございましたので、その中での日程の調整であったり、早めに64歳以下も接種行き渡るようにということでの会議があった中で今この64歳以下の日程の調整となっております。以上です。

○ 金城利光 議長 5番 金城幸男議員。

○ 5番 金城幸男議員 今、65歳以上はほぼめどは立って、64歳以下に取り組みを行っているわけですが、これがもうはっきり16歳以上ということで、明言しているわけです。そうすると今のワクチンの接種体制、5月、6月、7月、大分申し込みの方法とかいろいろ面で混乱しています、村民は。一般質問のほうでも触ったんですが、そういったことを踏まえて、過去の今までの接種の申し込みのあり方、接種のあり方等踏まえて、これが16歳までとなると、一体国頭村80%ぐらいまで行きますかね。人数が相当な人数になると思いますので、早めにその辺を国、県と通じて確認してワクチンが接種できる体制を一つ取り組んでもらいたいと思うんですが、どうですか。

○ 金城利光 議長 新里 智 福祉課長。

○ 新里 智 福祉課長 お答えします。

64歳以下の接種についてですね、当初は16歳からということだったんですけども、今国から示されているのが12歳以上ということでありますので、それも含めて実際、12歳から64歳まで国頭村の対象者2,500名いらっしゃいますので、その中で希望者がどのぐらいいるかというふうこれから受け付けしながら分かってくることなんですけれども、そこも含めてですね、今も日程、確定しているのが8月5日と26日、8月10日と8月31日は北部地区医師会病院が集団接種で協力していただけるという回答をいただいていますので、それと合わせて、9月日程ですが、これからの調整となっていくんですけども、これが確定していったら早めに11月までという目標ですので、国はそれ以前に国頭村の64歳以下の皆さんに対しての希望者には接種が行き渡るように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 21ページお願いします。国立公園の多言語化事業8基で2,689万5千円、どこに場所ですね、どんな内容なのか説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 多言語で解説という形で、これは日本語と英語という形の2か国語という形になっております。場所のほうにつきましては、学びの森に1基、辺戸岬のほうに1基、あとは森林公園に3基、蔡温松公園2基、道の駅ゆいゆい1基の合計8基となっております。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 辺戸の蔡温松公園2基、ほかの優先順位高いところがあるんじゃないんですか。それとも終わっているのかなもう。比地とかそういうのは。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 令和2年の事業のほうとして、もう既に4基、比地大滝それについてはもう設置済みという形でございます。

○ 金城利光 議長 1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 その観光客なりのお客さんの入り込みも見た上で、その蔡温松のほうも決めたと

ということですか。それとも奥の林道辺りで必要なところがあればそういう箇所も検討されたんでしょうか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 国頭村のほうで、この観光地、そういったほうに誘導している。地域とそういったところを中心にされているという形だと思っております。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 予算書の20ページ、7款1項1目10節やんばる学びの森食材費158万1千円、説明資料によりますと31万6,200円の5か月分、これに伴う歳入が見受けられないし、実質、今、学びの森直営で村がやって4月、5月、今6月ですか、宿泊施設費が想定年間1,161万3千円、キャンプ場が93万1千円、これは命薬（ぬちぐすい）の湯4万円。セミナーホール7万8千円、ツアー料金573万9千円、大体どういう感じですか。この2か月間。それに伴っての問題点、直営としてやはりこれまでNPO法人に委託しておりましたが、なかなか自分たちが運営しなければ中身が見えてこない。問題点が見えてこない。しかしながら、今回、村が直営でやってきているわけですが、その辺の問題点、そしてあくまでもここは環境学習センターがありますよね。それにおいてのお客さん層の実質的などといった学びの場であるのかということの要するに振り替えですかね。今まででやってきたことと、これまでやってきたこと、これからのやるべきこと等々がいろいろ出てきたと思うんですよ。利用者数はまずこの宿泊施設、キャンプ場2か所、そしてこの今あるそれに伴うでしょうね。5か月分の朝食と聞いておりますが、歳入にはないわけですが、その辺と……。それと今料金形態、実質1泊幾らなのか。それに伴って子供たちとか、年齢もあつたはずですよ。そして、キャンプ場の使用料と。キャンプの例えば場所、そしてキャンプ一連のリース、そういった等々は現在どうなっていますか。それとその妥当性を今実質ですね、村がやっていて実質その値段で妥当性としていいのかどうか、私がずっと前から言っているのは安売りし過ぎではないか。整合性がありませんよね。世界遺産という価値の中でキャンプも行える、しかしながら全然値段は上げてこない。実質上今いうふうに例えば委託管理料だけでも、ほぼほぼ380万8千円。そしてこれのうちの350万円は起債ですけれども、確かに過疎債を使っております。そういったものでしかしながら借金しながら持ち出して指定管理料。問題点がたくさんあるわけなんですよ。水の料金、水の管理とか。では例えばですよ、今後、指定管理6社が手を挙げていると。この施設管理委託料というのは、収益分が出ないからという我々に説明でしたよね。そこは学習拠点として出ないからそこにはやはりあくまでも指定管理委託料をあげないとなかなかできないよねということもありましたよね。そういうところというのはとても難しいはずなんですよ。指定管理委託料も含めて指定管理者も含めて、実は今後、利益だけは問題ではないですよ、これは。あくまでも環境学習センターですよ。しかしながら、今回頓挫してしまいましたよね。なぜかと言ったらそこに利益が伴わなかったから、これは大きな問題点だと掲げて指定管理も行わないといけませんよね。ただししかしながら利益ばかりを追求する業者らもだめなんだと、相当難しいと思いますよ。例えば極端に言えば、沖縄電力とかがやってくれたらすごくいいかなと。カーボン・オフ制度の中でいろいろあるし、例えば大学院大学が入ってくれたらいいとか、しかも辺土名高校とコラボしたらいいとか、いろいろ戦略があると思うんですよ。選定においても、そういうのも含めて今どういう問題点があるかということで、実質上ですよ、今どういう状態なんですか。コロナ禍における集客率。実質いってもう蔓延防止、そしてまだ緊急事態、また緊急事態が延びる。恐らく厳しいでしょう。今言っているように奥ヤンバルの里も大変ですよ、実際に言って、その辺においてすみません、長くなりましたが実質、今の状況はどうなのか。そして今ある

食材費においての財源、要するに食材費の歳入が見受けられないところと、あとはこの何名分、5か月の何名分を想定しているのか。そこまで今の状況を見ての想定なのか。それともコロナが明けてのそれぐらいの想定で5か分の31万6,200円、何名分なのかその辺を教えてください。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 まず食材費のほうでございますけれども、これは我々は直営でいわゆる9月末までのもので計算しております。当初、予算を組んだ際の話聞きまして、これまでの年間の予算の9月まで、特に繁忙期になります。この7、8、9。特に人が多くなる時期。そういった形で当初予算のほうにおいては、なかなか金額として足りないというものと、あとは今調理師が一人しかいないということで、宿泊して朝晩を食事を提供するというメニューは今組めていないのが今の状況です。朝晩を組めない。朝も一食のみでの形態で、受け入れているという形ですけれども、そのこのほうにも人材を増やしながら食材もその1食分を増やすような形で、今後、この宿泊して朝晩の食事を提供するというメニューをつくるという形でこの食材費を上げているところです。先ほど料金のほうについても低いんじゃないかというふうな形でございます。そのほうについても、我々も同感の考えを持っております。今の料金から、これは我々学びの森だけではなくして、今我々の企画商工観光課のほうで持っているエコ・スポ等も含めながら、ぜひ金額のほうについても、今後、今の実情に合わせながら引き上げていく必要があるんじゃないかなということ痛感しております。細かな金額のほうについては、今ちょっと資料を持っておりませんので、そのほうは御了承ください。今確かに使われているこの宿泊料であったり、そういったのを安く設定されているというふうに感じております。このほうの今後、変えていく必要があるだろうなというふうに考えているところでございます。この学びの森という、学ぶ場所ということはこの施設をつくった当初から、そういう目的でつくられておるものです。我々が今後、指定管理候補者の中においての提案をこれから聞きます。その中においても、大きな比重が占めてくる。判断比重を占めてくる内容だと思います。この施設を単なる宿泊施設として捉えて提案してくるのか。それとも学ぶ場所であるということと自然とのふれあいの中において、何を学ばせようとするのかということと、我々第二次選考でのプレゼンテーション、これから控えておりますので、その中においての比重を置いて、見ていきたいというふうに考えております。

○ 金城利光 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 ちょっと脱線するんですけども、実質ですね、学びという学習センターですよ。ぜひ地元の方、今私も前に3月定例会にも申し上げましたが、宝物だとそこにおいて今のいる方々は指定管理をどうするのか。今の方々はそういったものの考え方もやはり持ってほしいと。やはりもう今実質そこにいる人間、例えば東大を出てすごい知識を持っている人でもそこにいる人間にはかなわないでしょう。状況から、自然から。それって資源ですよ。実際に今そういう人間をつくる。だからそういったものに寄与する学習センターですから、要するに人間人材をつくる。例えばツアーガイドも育成できる場所にも含めて、宿泊だけではないでしょう。子供たちだけの学習だけではないですよ。地元の間がそこでツアーガイドできる、スキルをそこで培える。そこで学べる。では今回いろいろやっていますよね、例えばマリレジャーも私も忘れませんが一般質問に出しましたが、やはりウミンチュも学ばないといけない。農家も学ばないといけない。林業者も学ばないといけないわけですよ。それをどこでつくり上げるか。いいですよ、ハードもたくさん欲しいのは。しかし、そのハードに伴うスキルがなければそのハードは使えませんよ。いろいろあるんですけども、一番の問題点をまずは挙げてくださいよ、何なのか。やはり人材ですよ。人材をつくり上げて、人材を定住できるような環境とそれに伴う所得を伴わす。戦略を持ちましょう。

そういったところにおいて、やはりどういう場面でどういう形で村民に還元できて、村民のスキルが向上できるのかという戦略を持ってほしいんですが、どうですか村長。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 今、実際に学びの森で働いている方々、今の直営という形ですので、役場の任用職員という形ですけれども、その方々、学びの森のほうについてこれまで営業しながらナイトツアーであったり、そういったツアー、そういった形ですとこの運営に携わってきた方々です。その方々の活用のほうについても、今回、応募されている方々からの提案、我々のほうからの提案等を出している。その提案のほうについて受けて、どのようにしていきますという形での提案等、ほとんどの書面上のものについては、今いる人材のほうについては活用していくという形の回答を得ておりますけれども、中には新たな人材を自分の会社のほうから持ち込んで経営していくというような回答をしているところもございます。そのほうについては、我々は選定する段階においてもしっかり見極めていきたいなというふうに考えております。特にこういった事業をする全てにおいてですけれども、この人材育成というのが、今後我々は観光資源等を使いながら、国頭村のほうについて活力を与えるという意味でも人材育成というのはいろいろな場所でもとても大切なことではないかなというふうに思っています。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 最後に2点お願いします。

まず1点は、この起債がありますよね。5ページの起債、これはさっきも質問あったんですが、国立公園多言語解説等整備事業890万円、歳入でも国庫が入っているわけですが、その事業に対応する今回の先ほどあった8基分に対応するために起債しないといけないというふうなこと。これはもう村民がまた借金を抱えて、その事業に対応するということですよ、極端な話。後で交付税で幾らか還元されるという仕組みにはなっているんですけども、やはりそれもそれで看板設置も永久ではないし、ある程度来ると劣化していろいろ維持管理の面でも金が出てきます。そういうことでこの国庫補助金額で事業を執行ができないものかどうか、持ち出ししなくてですよ、それが1点。

あと一つは、学びの森の件ですけれども、一般質問で私は取り上げたんですが、現在、NPOの法人の事務所はまだ移転していない。その理由は総会で決めるというお話があったんですが、早めに今の指定管理の採用を進めている中でしっかりとその辺は調整をしないと備品もあるでしょうし、引っ越しをしたりといろいろあると思いますので、早めにその対応をしてほしい。そして、今までの決算を見ると経常経費の中で非常に電気光熱費が非常に高い。高かった。その原因は要するに水をポンプアップして、揚げなければいけない、安波川から。そういうことで非常に維持管理費の光熱費が高く、経営が圧迫している要因はずっと続いた。そういうことでまたポンプを村が途中、入れ替えたりそういうことでそういう兼ね合いが大き過ぎる。ですから水源地の移動について、私は村で再調査すべきだということを申し上げたんですが、一向に聞く耳を持たなかった。その辺を含めてどうするのか、その2点をお答えお願いいたします。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 とても今の学びの森のほうについて、光熱水費等でそういった経常経費のほうについてとてもお金がかかっているということと、今回、応募していただいたところのほうについて今の学びの森での決算、そういったものの資料提供をしております。その中のほうにおいて、今応募された方等もこういったところでこれだけの経費がかかっているんだと。収入のほうでもこれまでのあらかしの入域客による収入等もそういったものを勘案した上で、今回、応募していただいているという形になっており

ます。この水源地の移設のほうについてもちょっと自分のほうは把握していなかったもので申し訳ないんですけども、それでどうしても金がかかってこちらのほうでの指定管理は厳しいよというような具体的な相談等をまだ実際に受けているわけではないものですから、そういったものについても今後、ここは安定的に将来的にそういった形で運営するに当たって、これがどうしても必要であるということ等が出てくるのであれば、しっかりテーブルの上のせた形での協議をしていきたいというふうに考えております。多言語のほうについても、実際に補助率が3分の2というところがありまして、どうしても一般財源等にもその補助対象外のほうについて、持っていただいているというところがございますけれども、今後、観光事情はとも増えてくるということが予想されるということからも、多言語によるこういった案内看板等はぜひ必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

事務所のほうについてですね、村長のほうからの答弁があったと思うんですけども、今現在、国頭村ツーリズム協会のほうについて、事務所という大きなくくりではなく、今そちらのほうのテーブルが一つ今の学びの森のほうに置かれております。そのほうについて、現会長のほうについては週3回ほどそちらのほうに見えられていると。財務のほうについても今、我々のほうからの臨時職員等を会わせながら会計処理、総会に向けての準備をしているということを知っております。せんだって総会の日程決め等で理事会を開いたということを知っております。総会がいつになるということまでの決定はまだ聞いていないんですけども、理事会の中において、今解散するのか、存続するのか、若干意見が分かれているという話を聞いております。そうなった上でこれは解散した際、これが継続した際、今ある学びの森の先ほど物品等をそのほうの引き渡しをどのようにやっていくのかということも、解散またはそのほうによってどちらのほうと調整していくかということになってくると思います。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。7番 宮城 誠議員。

○ 7番 宮城 誠議員 予算書の20ページ、需用費、沖縄観光防災強化支援の消耗品費なんですけれども、100万円以上計上されております。予算書の説明資料には38ページに非常食が計上されておりますけれども、毎年この防災関係での非常食購入しておりますけれども、大体いろいろ食材によっては賞味期限が違うと思うんですけども、大体どのぐらいの賞味期限のものを買っているのかお願いします。

○ 金城利光 議長 暫時休憩いたします。（午前11時28分）
再開いたします。（午前11時33分）

與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 先ほどの質問のほうでありました非常食のほうにつきましては、賞味期限が7年ということを確認しております。

○ 金城利光 議長 7番 宮城 誠議員。

○ 7番 宮城 誠議員 質問したのは今世界的にも日本は食品を破棄しているのがすごい多いというのをよくニュースで流れるものですから、ぜひこういった大事な食品でありますのでそういう賞味期限が来た場合には有効な利用方法を考えてほしいなということでもあります。以上です。

○ 金城利光 議長 質疑は終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番 山城正和議員。

○ **2番 山城正和議員** 本案に対する賛成討論を行います。今回、いろいろと予算を1億4,473万2千円の追加補正ということで、いろいろ議論したわけですが、その中で今新庁舎ができて、それから旧庁舎の解体が始まって、そしてまた解体が終わるとその後、駐車場を整備したり、あるいは車寄せ等の整備もあるということで環境整備が入ってくるわけですが、予算書の中で歳入のこれまで長年歴代村長がいろいろと苦労して庁舎建設のために積み立ててきた基金、それを今回補正に計上されております。金額にすると256万3千円ですね。歳出においてはそっくり現場管理の委託費ということで計上されております。質疑のときにもいろいろ申し上げたわけですが、やはり行政が予算を執行するに当たって、しっかりと法令にのっとり公平性、それから適切にやはり執行してほしい。そしていろいろと疑問が持たれないようにやってほしい。皆さんのお手元に配付している今回の3月定例会の特別委員会の議事録も配付しているんですが、やはり非常に不透明なことがあるわけです。そういうこともあって今後、この執行に当たってはしっかりとそういう手順を踏んで、しっかりと執行していただきたい。そう要望して、そしていろいろ多言語の問題であるとかいろいろな内容の予算を組んでおりますので、しっかりと予算執行して、その村民に予算の効果をしっかりとつなげていけるように努力を求めて議案に賛成します。

○ **金城利光 議長** ほかにございませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第3号)を採決します。採決は起立によって行います。

議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第32号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第33号 令和3年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第34号 国頭村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に

については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約についてを議題といたします。

これから質疑を行います。3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 まず今回の事業に当たっての補助メニューの確認と、それと工期内が12月17日、保険にはなっていますが、この期間のプロ・アマキャンプ等への影響はないのか。まずこの2点です。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 今回、この工事につきましての補助メニューでございますけれども、沖縄振興特別推進市町村交付金、一括交付金です。そのほうの80%補助を活用した形での改修というふうになっております。早急に業務発注することによって、このプロ野球キャンプ、それまでにはどうにか間に合わせるというような考えもございます。工期等についてもそれを想定した形で設定しているものとなっております。支障という形でございますけれども、その実際にグラウンド内を使って修繕というよりも、この電光掲示板、上のほうの改修となっておりますので、そういったもの等には支障はないものと考えております。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 できた後ですね、電光掲示板の操作は実際、大会等に含めて通常のアマの大会もあると思うんですが、どのように誰が行うのか。それと後はサンプルで企業のコマーシャル等々ができますって書いていますが、これについては例えば民間の企業のコマーシャルをする場合には有償でやるのか、無償でやるのか、その辺の検討までされているのかですね、お伺いしたいと思います。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 この電光掲示板のほうについては、操作のほうについてはバックネット裏のほうですね、そちらのほうで行う予定としております。これまで同様、職員のほうにおいて、今対応という形です。前の資料6という形でいろいろな提案を示しております。オクマリゾートのものについてはこういったこともできるという形ですけれども、それを使う場合にはもちろん電気料等、そういったものが発生しますので、料金を取ってというふうに想定しております。我々の村のほうからも発信のものにつきましては、通常我々の予算の範囲内において、実施したというふうと考えております。今後、こういったものの活用等もありますので、エコ・スポ野球場であったり、そういったところの料金改定のほうについても今後、検討していく考えでございます。

○ 金城利光 議長 暫時休憩いたします。(午前11時48分)

再開いたします。(午前11時51分)

ほかにございませんか。2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 今回の改修ですね、説明を聞いたわけですが、耐用年数は10年だと。築15年経過したという説明があったわけですが、やはりこれは今はほとんど耐用は本当にこれ以上使えない。いろいろメンテナンス含めてというふうないろいろ判断があったと思うんですが、国頭村だけではなくて、似たような球場ですね、あっちこっちプロ野球のキャンプいろいろ使われているわけですが、そのほうも大体そういうバック側に掲示板があるわけですね。その辺の耐用年数はほかの市町村でも大体そういうふうな形、実際の耐用年数と実際の使用というのはこの辺も調査されましたか。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 我々と同等の似通ったところのほうについては、特に今問題となってい

るのは、この電光掲示板に使われている電球のほうですね、もうすぐ電球自体も今製造していないというのも一つの大きなネックになっておりまして、今在庫のほうであるものですね、そういったものでしか、今対応できないということで、多々修繕のほうには大分苦慮しているというところもございます。近隣の球場等は新しくできた金武の球場であったり、そういったところも見ながらどういった形でこれまで管理しているのか。管理に大分、他の市町村のほうについても苦慮していると。新しくつくったところのほうについては、今我々が造ろうとしているような、そういった感じの掲示板のように変わってきているというのが今現状ということでございます。

○ **金城利光 議長** 2番 山城正和議員。

○ **2番 山城正和議員** 施設をつくとそういうものは、ある意味ではもう償却資産的な要素が絡んでいるものですから、それには耐用年数はあるというのはよく分かるわけですが、例えばだから球場であっても、バックネット施設があるとか、あるいは観覧席のベンチであるとか、やはり経年劣化していくというふうなものもあるわけですが、いずれまた改修しなければいけないというふうなことで、さらに維持管理費に多大な金を要すると。陸上競技場においても、アンツーカーの第一コースあたりはかなり傷んでいるというふうな状況もあるわけです。そういうことでおいおいまたそういう補修も出てくるだろうということも十分想定されるわけですが、そういうことでやはり施設管理人はそれ相当の大きな金がいるということで、今回の請負金額ですか17億2千7百万円、入札結果報告書を見ると、落札比率が99.24%ということで、100%に近いような落札率になっているわけですが、それはそのとおりだと思うんですけども、これは結果は結果ですから、やはりこの私はやはり塩害と言いますか、海岸にも近いということで、ある意味では腐食対策と言いますか、このこういう施設に対する。例えばさびの防錆のそういう塗装を施すとか、いろいろあると思うんですけども、この辺も十分、今回の設置工事については十分配慮された内容になっているのかどうか、その辺少し説明を求めます。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 1億7千2百70万円という形でございますけれども、確かにこの施設の電光掲示板、沖縄で造るということからこういった塩害に関するものを十分考慮されているものと思われまます。それとまた電光掲示板、実際にそこにボールが当たったときに壊れてしまわないかというもの等その強度、そういったものについてもいろいろ計算された上でのものとなっております。実際にボールが当たってもなかなかこんなには簡単には壊れませんよと。実際にプロ野球等でそういったところに使われているものとさして変わらないというような話を聞いております。直接ボールが当たってもこの電光掲示板は壊れるものではないと。もしそれが破損した場合には小さな部分の取替で済みますというような形で説明を受けております。

○ **金城利光 議長** 2番 山城正和議員。

○ **2番 山城正和議員** これは品質保証というのでしょうかね、工事施工後、いろいろメーカーとか、いろいろその辺の品質保証的なものも何年間は品質保証しますというふうなそういうのも一応あるわけですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 今の工事発注をこの議会で承認いただければ今後、発注していくということです。この品質保証のほうについては、今後これは何年なのかというのをまだ書面等のものがございませんので、断言して何年保証ですというのは答えることはできないんですけども、これ電光掲示板のほうは法定のこの期間というのが10年であるというのは、これは前の電光掲示板。今からつくる掲示板のほう

についても法定耐用年数というのは10年というふうに設定されているということでございます。

○ **金城利光 議長** ほかにございませんか。9番 知花正寛議員。

○ **9番 知花正寛議員** このスポレク公園の各施設は経年劣化が著しいと思うんですね。海岸の近くで、それでそこで村民からも非常に金がかかる施設だなとよく言われているんですよ。今後ね、もう改修工事、新たな新設とかなると相当の後年の方に非常に負担を強いるというふうなことをもうよく言われておるんです。そこで今後、この経年劣化による改修工事ですね、スケジュール的にはどういったものが今後出てくるんですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 村の公共工事、そのほうの今後の改修と村全体の中のほうにおいて、このエコ・スポレク公園の改修の方法についてもまとめながら計画を立てていくということで考えております。修繕のほうについても、令和2年度のほうでエコ・スポレク公園、球場以外のほうにおいても修繕のほうで約160万円修繕がかかっております。収入のほうとして、エコ・スポレク公園の使用料、そのほうにおいて1,140万円ほどの収益も得ておるということでございます。

○ **金城利光 議長** 9番 知花正寛議員。

○ **9番 知花正寛議員** この施設を改修してやった後まで日々、もう向こうは潮風、北風が強いところですので、今後、改修工事をしたらこの施設を巡ってね、さびをやっているところをさび防止やるとかね、日々しっかり維持管理をしていかないと、造ったらちゃーほつたらかして、もう腐れた。腐食した、「はい、取り替えよう」といったら大変な金がかかってくるんですよ。日々、しっかり管理してさび止めやるとか、何やるとかやればね、これはもっともつというふうな形になりますので、今後、その辺の目視でしっかり監視してやってほしいんですが、いかがですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 議員がおっしゃるとおり、日頃のメンテというのはとても大事だというふうに痛感しております。我々もこの耐用年数を少しでも遅らせるような形ができるような形で目視。先ほどの錆止め等を我々、職員のほうでできるものについては一生懸命努力してまいりたいというふうに考えております。

○ **金城利光 議長** ほかにございませんか。6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** エコ・スポレクゾーンのこれまでの修繕、そして整備費を見ますと平成23年度から修繕費が3,499万6千円余り、一括交付金事業における整備費が55億2,054万9千円出ております。エコ・スポレクゾーンの使用料が1億5,522万9千円。それもあるんですが、一応試算として経済効果が11億7,158万円余り出ているということになっております。これは村長の答弁でありましたが、式場とのタイアップもできて、そういったものを経済波及効果も生み出されるし、また使用料も入るということではありますが、しかしながら事業計画。やはり収入は収入でただ来たからいいのではなく、戦略を持ってやはりどれぐらいの売上げを持っていけばペイできるのかなと。これを単年度でできるのは難しいです。後年度まで何年度計画として。その上でやはり会計上はそうはないんですが、減価償却と引当金的な考え方もやはり持たないと今後。やはり管理計画と修繕計画、年次計画、今後、一括交付金制度にはならないかもしれないんですよ。沖縄振興計画は今年度まで、過疎計画はまた新たにそういうことになってきています。北部振興もそうです。いろいろなもので財源というのが必要になったときの計画をやはり前もって持っていて、即対応できるような形、即そこにのつけられるような財源を取りに行けるような形を

持ってほしいと思います。どうですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 確かに我々が管理しておりますエコ・スポレク公園、もうできてから大分日にちも経過しております。今後、経年劣化による改修等そういったものが出てくるであろうというふうに思います。軽微な修繕等であれば通常の一般財源を充ててもいいと思いますけれども、大きな修繕、そういったものについても、どうしても補助メニュー、そういったものを探しながら計画していくという形になってくるであろうというふうに考えられます。我々のほうとしても先ほど知花議員がおっしゃったように、随時目視等をしながら、どこにどれぐらいの金額のものがあるのかというのを常に念頭に置きながら、そういったチャンスが来た場合に即座にそれが提示できるような形で、準備のほうについては進めておきたいというふうに考えております。

○ **金城利光 議長** 6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** 関連して、投てき練習場等あるんですが、そこにおけるのまた宿泊施設、合宿で受け入れる宿泊施設というのが足りているのか、足りていないのか、充実しているのか。今後、必要なのか、その辺はどう考えていますか。結局はこれにおけるの私がそこから資料をもらって、11億円余り経済効果として見ているわけですよ。それがやはり高まるというのはやはりそういう宿泊、素通りではなく観光もそうですよ。滞在型、スポーツもやはり合宿してもらわなければ。そういったところにおいて、やはり民間の協力を得たりいろいろ考えているはずですが、その辺の何か計画とか、今現在、その半地にありますよね、奥間の場合は、実質言って値下げしてまでは受け入れしないよと。やはりその辺だったらプロ級だったらまだ宿泊施設、そこを使えるかもしれませんが、しかしながら大学とか、高校とか、そういったものもあるかと思いますが。そういうところをどのように考えていますか。そういった戦略というのを持っていますか、どうですか。

○ **金城利光 議長** 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ **與儀光浩 企画商工観光課長** 確かにこの我々、観光の推進する中、また我々はこういったスポーツ施設を使っての合宿等、そういったものについて全体的に国頭村のほうにおいてもホテル間で、宿泊関連のほうについてはまだ少ないというふうに考えております。観光関係のほうにおいて、今いろいろホテルの誘致という形でいろいろ動きながら、もうテーブルにのって実効性のある計画というのも立ち始めてきているところがございます。そういったところにおきましてもこういった合宿、誘致のほうでも活用できるのではないかなと、今具体的に上がっているところが大きなリゾートホテルではなく、中間層における低価格のホテルの進出のほうについて、今特に一番進んでいるところはそういったところでありますので、そういったところをいずれは活用していただけないかなというふうに思っています。全体的にまだまだ少ない部分がありますので、そのほうも計画的にどうにかホテルがたくさんといますか、多く必要な分だけですね、できるように我々も努力していきたいというふうに考えております。

○ **金城利光 議長** 6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** 今、既存のホテル、差別化できるようなおっしゃるようによれば今、奥間においては値下げしてまでは合宿を受け入れない。半地においても実質大体価格帯が分かっているはずですし、やはりニーズとしての大体の総客層というのは分かってくるはずなので、その辺をしっかりと受け止めながらやはり話し合いもすべきだと思うんですね、こういう誘致が来ていると。ホテル誘致。それに応えようと思っているんだという形も含めてですね、既存の事業所もケアというのにも必要だと思います。そういうのも

含めてやはり争わないような形というんですかね、やはりそういったのはやはりなるべく避けるような形で推進してほしいと思いますが、どうですか村長。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えします。

今、與儀課長からもありました。国頭村がスポーツ合宿の県内でもメッカということで、実際に奥間はそれなりの金がある。余裕がある。プロとかあるいは社会人。それからかりゆしは学生が主ということであり。しかしながら、足りなくて宿泊が名護とか、中部あたりで宿泊して、練習だけこっち来るという状況にはあります。宿泊場が足りないと。さっきあったんですが、昨日の一般質問でも答弁したんですが、今、国頭村にある企業がホテルをぜひつくりたいと。実はこの経営者は県内に数か所持っておりまして、離島のほうでスポーツ合宿の受け入れもやっていると、そのホテルはそのスポーツ合宿を受け入れるノウハウを持っていると。当然、観光客なんですが、スポーツ合宿を受けてまいりたいというような話もありますので、そこは心配されているほかの宿泊業者とも当然調整を図りながら、誘致に取り組んでまいりたいと思います。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約についてを採決します。採決は起立によって行います。

議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第35号 かいぎんスタジアム国頭電光掲示板改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

続行します。日程第5. 意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書を議題といたします。

本案について説明を求めます。提出者 与儀一人議員。

[提出者 与儀一人議員登壇]

○ 提出者 与儀一人議員

意見書案第2号

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年6月18日

国頭村議会議長 金城利光 殿

提出者	国頭村議会議員	与儀一人
賛成者	国頭村議会議員	宮城誠
〃	同	上山城弘一
〃	同	上山知花正寛
〃	同	上山宮城千賀子
〃	同	上山渡口直樹
〃	同	上山城正和
〃	同	上山川安雄
〃	同	上山金城幸男

(提案の理由)

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上到底許されるものではない。よって、土砂採取の断念を求めるため。

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上到底許されるものではない。

よって、本村議会は、下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭村議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上です。

○ **金城利光 議長** これで説明を終わります。

質疑はございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番 山城正和議員。

○ **2番 山城正和議員** 本案に対する賛成討論を行います。

本意見書は、県下各市町村の多くの自治体が意見書を採択し、関係機関に訴えております。本村議会も本日、先ほど提案にあったとおりですね、その悲惨な沖縄戦、地上戦を体験した沖縄県民として私たち戦後生まれですね、若い世代も6月23日、沖縄戦の終結日と言われているその日、慰霊の日をやがて迎えるわけですけれども、最近マスコミでもあった報道されていたんですが、新たに戦没者の名簿が平和の礎に刻印されたというふうなこともテレビからも報道されておりました。私も平和の礎が建立される前に、戦没遺骨収集にボランティアとして参加した、息子も含めてですね、参加した経験もあります。やはり後世にもそういう歴史があったんだということをやはり身をもって体験させるためにも私は「ああ、いい機会だな」ということでボランティアに参加させていただきました。さらには沖縄戦で亡くなった遺族のほうから直接お話も聞く機会がありました。その遺族の方は今はもう黄泉の国に行っていますけれども、その長男が沖縄戦、南部の海岸線まで追い込まれて、そして同郷の先輩とたまたまその壕で鉢合ったと。そして、この先輩は南部に追い込まれて、これ以上、南下逃げることのできない。もう北上しようということで、この息子の長男にも声をかけて行こうと一緒に、脱出しようこの戦線をというふうなことで声をかけて励まし合ったけれども、この長男は体力的にも消耗して歩けるような状態ではないということで、「どうぞ先輩、あなたは郷里に帰ってください」ということがあって、この先輩はかろうじて一命を取り留めて郷里に帰られたと。郷里に帰られた先輩はしばらくして早速、御遺族にしばらくしても帰られないものですからこの状況を話されたらと、やはりその親は息子の遺骨を探しに南方に行かれたと。なかなか息子の遺骨を拾骨することはできなかったということ。そして、泣く泣くそこまでたどり着いたという情報を得て、その辺の石を拾ってお墓に納骨したというふうな、私はやはりそういう経験した方から聞いております。やはりこの意見書の中にもあるようにそういう経験をした。そして、まだ遺骨も戻らない方々の遺族の思いを察するときやはりそういうようなものがある土砂はやはり平和に、そして遺族の思いを考えると、県民の思いを考えると使ってはならないだろうというのは私は当然のことではないかなと思います。そういう意味で6月23日をやがて迎えるんですけれども、村議会としてもこの時期にやはりその意思を関係機関に届けてやはりそういう実現をしてもらいたいと、この思いで私は賛成いたします。

○ 金城利光 議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって意見書案第2号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第6 決議案第4号 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

決議案第4号 議員派遣の件は、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって決議案第4号 議員派遣の件は、議員派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣の決定をいたしました。変更等が生じた場合は、議長に一任することに決定したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって変更等が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、令和3年第5回国頭村議会定例会において、議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、すべて終了いたします。

休憩いたします。(午後 0時25分)

再開いたします。(午後 0時29分)

休憩いたします。(午後 0時30分)

再開いたします。(午後 0時32分)

これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第5回国頭村議会定例会を閉会いたします。

皆さん大変御苦労さまでございました。

閉会(午後 0時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 金 城 利 光

会議録署名議員 宮 城 誠

会議録署名議員 山 城 弘 一